

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答
1	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答 添付資料1	2	1	(8)				受注実績表	受注実績表の納入先については、応募者が特定されてしまうことを避けるため、「A市」「B組合」等の記載で宜しいでしょうか。	確認は事務局が行うので、発注者名は正式形で記載してください。
2	入札説明書	2	第1章	22				用語の定義 (用語:事業者)	「落札者の構成企業及び運営事業者で構成される。」とありますが、構成企業の定義がありません。代表企業、構成員及び協力企業を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	7	第3章	8				事業期間終了時の措置	エネルギー回収型廃棄物処理施設の事業継続に関する協議の開始時期について、入札説明書では16年目(令和22年4月以降)との記載に対し、運営・維持管理業務委託契約書(案)では運営期間開始後15年目と記載されています。協議開始時期は令和22年4月以降との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	7	第3章	9	1)	③	=	住民等対応業務	ペレアルリサイクル推進施設の住民等対応業務については、事業者が行う業務の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	住民対応については、組合が行いますが事業者は必要に応じて協力する業務が含まれます。
5	入札説明書	12	第4章	1.	2)	②	ア (エ) a)	本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件	提案の処理方式は、参加資格時に代表企業の竣工実績として提出した処理方式と同一とする認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	13	第4章	1	2)	②	ク (7)	焼却灰等の運搬を行う者の要件	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答No.43にて、焼却灰等の運搬を行う者の要件(7)～(7)を証明する書類を提出するようご指示頂いておりましたが、要件(7)を証明する書類は何を想定しておりますでしょうか。	焼却灰等を適切に運搬を行う車両を運転できる者が所属している企業であることを想定しています。
7	入札説明書	14	第4章	1.	3)	①		共同企業体の設立に関する要件	甲型の場合現場代理人、監理技術者の配置について構成企業の中から土建工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	14	第4章	2	2)	①		特別目的会社の設立(特別目的会社を設立する場合)	運営業務開始前の特別目的会社の本店所在地は、構成市町以外の代表企業等の本社等でも御了解頂けないでしょうか。それにより、建設期間中のオフィス賃料や郵便物を確認する人件費等を抑制することができると考えます。	運営開始前の所在地については、認めます。
9	入札説明書	16	第5章	2	2)	③		価格審査	入札書比較価格を超過した入札を行った応募者は失格とありますが、【参考内訳】として記載のある建設業務及び運営委託業務についてどちらか一方が内訳を超過しても、合計額である入札書比較価格を超過していなければ失格とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10									参考内訳が記載されていますが、予定価格が超過しなければ建設業務もしくは運営委託業務の価格のどちらかを超過しても失格にはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	19	第6章	1	6)	①		対面的対話	対面的対話の実施について、令和2年7月10日(金)午後5時までに施設整備の概要および確認事項を提出することになっていますが、所定の様式はなく、自由書式で提出するという理解でよろしいでしょうか。	確認事項については、様式4に記入してください。施設整備の概要は任意の様式とさせていただきます。
12	入札説明書	23	第6章	3	2)	⑥		焼却灰等運搬業務委託契約書	「なお、本契約は組合、運営事業者(特別目的会社)を設立する場合は特別目的会社、焼却灰等運搬企業の間で焼却灰等の運搬に係る三者契約を締結することを予定している」との記載がありますが、三者契約とは貴組合と焼却灰等運搬企業との間で締結する焼却灰等運搬業務委託契約書と運営事業者と焼却灰等運搬企業との間で締結する付属契約を総称して三者契約と理解してよろしいでしょうか。また焼却灰等資源化委託契約の三者契約についても同様の解釈と理解してよろしいでしょうか。	三者契約については、ご理解のとおりです。ただし、本件ではSPCを設立するか否か等、具体的な内容が確定しておらず、状況に応じて焼却灰等運搬業務委託契約書(案)及び焼却灰等資源化業務委託契約書(案)に示す二者間の契約も成立する可能性があるため、内容が確定した時点で三者契約か二者契約かについて、ご相談させていただきます。
13	入札説明書	23	第6章	3	4)	②	ア (ウ)	入札保証金及び契約保証金	「・・・年度契約金額の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営・維持管理業務委託の契約の締結時に納付する」とありますが、江南市契約規則29条(3)及び犬山市契約規則31条(3)の適用により、保証金は免除とさせていただけないでしょうか。	(ウ)については、過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除することとします。
14	入札説明書	23	第6章	3	4)	②	ア (エ)	入札保証金及び契約保証金	「・・・年度契約金額の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営・維持管理業務委託の契約の締結時に納付する」とありますが、江南市契約規則29条(3)及び犬山市契約規則31条(3)の適用により、保証金は免除とさせていただけないでしょうか。	(エ)については、過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除することとします。
15	入札説明書	25	第7章	4				事業提案書類	様式10-1-1～10-11-2は各8部(正本1部、副本7部)とありますが、入札説明書P.27 4)①技術提案書には各10部(正本1部、副本9部)提出することとあります。どちらの部数を正とすればよろしいでしょうか。	正本1部、副本9部を正としてください。
16									25頁下部の表では、提案書の提出部数が各8部(正本1部、副本7部)と記載ありますが、27頁冒頭では各10部(正本1部、副本9部)と記載あります。どちらが正しい提出部数でしょうか。	No.15の回答を参照願います。
17									提出書類のうち提案書について各8部(正本1部、副本7部)とありますが、P.27の4)技術提案書①においては、提出部数を各10部(正本1部、副本9部)とあります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照願います。
18	入札説明書	26	第7章	4	3)			事業計画	「様式9-1～9-3は正本のみに添付すること」とありますが、入札書と共に封筒に入れるものとは別に用意し、正本に綴じるとの理解でよろしいでしょうか。	入札書に同封し、正本への添付は不要とします。
19									「様式9-1～9-3は、正本のみに添付すること」とありますが、様式9-1～9-3は建設費の総額が記載されるものとなります。入札書に同封をすることでいいがでしょうか。	No.18の回答を参照願います。
20	入札説明書	26	第7章	4				事業提案書類	要求水準適合表(様式12)の提出体裁についてご教示願います。(例:A4版とし、A3はA4折込み製本。またはA3製本等)	A4判としてください。
21									要求水準適合表(様式12)はMS Word様式となりますが、電子データの提出は不要でしょうか。	電子データの提出は不要です。
22	入札説明書	26	第7章	4	2)			施設計画図書の必要事項	施設計画図書に必要な事項として、「第1回入札説明書等に関する質問に対する回答」の「添付資料1 施設計画図書の必要事項 3. 図面」に「(8)機器配置平面図」と記載されていますが、「(8)機器配置断面図」と読み替えてよろしいでしょうか。	機器断面図と読み替えてください。また、平面図及び断面図を兼用することを認めます。
23									また、「(6)建築一般図」のうち、「各階平面図」及び「断面図」は、「(7)各階機器配置平面図」及び「(8)機器配置断面図」とそれぞれ兼用してもよろしいでしょうか。	
24	入札説明書	27	第7章	4.	4)	①		技術提案書	様式8-1-1～8-5-2は、施設計画図書の最後に添付することと宜しいでしょうか。	最後に添付してください。
24	入札説明書	27	第7章	4.	4)	①		技術提案書	「各10部(正本1部、副本9部)」とありますが、25頁第7章4.事業提案書類に記載されている「8部(正本1部、副本7部)」を正としてよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照願います。
25	入札説明書	27	第7章	4	4)	①		技術提案書提出部数	技術提案書は各10部(正本1部、副本9部)提出とありますが、p.25の表中の提出部数(各8部)と一致していません。あらためて提出部数を提示下さい。	No.15の回答を参照願います。
26	入札説明書	27	第7章	4.	4)	②		技術提案書	「各10部(正本1部、副本9部)」とありますが、25頁第7章4.事業提案書類に記載されている「8部(正本1部、副本7部)」を正としてよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
27	入札説明書	27	第7章	4	4)	②	技術提案書 添付資料	添付資料は技術提案書と合冊としてもよろしいでしょうか。	添付資料は、別冊としてください。
28	入札説明書	27	第7章	4	6)	③	電力引込 工事負担金	工事負担金616,000,000円(消費税及び地方消費税含む)の税抜き価格である560,000,000円を入札価格に反映させるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	入札説明書	27	第7章	4	4)	②	技術提案書	添付資料が必要な場合、添付資料は様式10-1~10-11-2の所定ページ数には含まれないと考えて宜しいでしょうか。また、添付資料にはページ数の制限はないものと考えて宜しいでしょうか。	添付資料は所定のページ数に含みません。また、ページ数の制限はございません。
30								添付資料は、技術提案書と合冊として宜しいでしょうか。	添付資料は、別冊としてください。
31	入札説明書	27	第7章	4	4)	⑥	提案書電子データ	提案書の電子データ(DVD等)は正本と副本の2種類を1冊のDVDにまとめて提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	入札説明書	28	第7章	図1			入札書封筒の記載イメージ	入札書を提出する封筒は長形3号を基本とし、必要事項の記載が漏れないことを前提に、割り印は封書の接着面に合わせてその数およびその位置は事業者に任せていただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	入札説明書	29	第8章	4	1)		想定されるリスク分担	本事業におけるリスク分担の考え方について、「組合と事業者が適正にリスクを分担する」とある一方で、「建設業務・運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うもの」とあります。『入札説明書添付資料-8 リスク分担』で明確にされていないリスクについては、組合と事業者が協議し、適正にリスクを分担するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書	29	第8章	5			業務の委託等	業者は業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせることができます。」とありますが、「事業者は」との理解でよろしいでしょうか。	事業者と読み替えてください。
35	入札説明書	29	第8章	6			地元への配慮	地元雇用の定義は、2市2町の在住者と考えるて宜しいでしょうか。また、その在住を証するのは個人情報保護法等に抵触しないように水道等の公共料金支払い証の提出により在住者であることを確認することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	入札説明書	38	入札説明書添付資料-5				本事業の業務範囲分担表	マテリアルリサイクル推進施設の運転管理は貴組合の業務範囲となっておりますが、運転管理計画作成の業務分担は、事業者となっております。マテリアルリサイクル推進施設の運転管理計画作成については、貴組合範囲との理解でよろしいでしょうか。	組合が主体となって作成しますが、運営事業者は、必要に応じて作成に協力する業務を含みます。
37	入札説明書	39	添付資料-5				情報管理	報告書の作成・管理に関して、貴組合業務範囲内の運転管理等の報告書の作成・管理については、要求水準書 第II編 運営・維持管理業務編のP46第5節2)に、マテリアルリサイクル推進施設の運転日報等は、貴組合が整理するとのため、貴組合所掌との理解で宜しいでしょうか。	組合が主体となって作成しますが、運営事業者は、必要に応じて作成に協力する業務を含みます。
38	入札説明書	39	添付5				施設警備	施設警備業務の分担が、主:事業者、副:無、となっておりますが、受付業務にて取扱料金は組合様で管理されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	入札説明書	40	添付資料-6	1	表1		運営変動費 I	本費目の対象となる費用等で、マテリアルリサイクル施設分について、光熱水費(電気、水の従量料金)は20年分となっているのに対し、薬品費は10年分とのことですが、記載通りで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	入札説明書	40	添付6	表1			運営固定費 III	マテリアルリサイクル推進施設で使用される低速回転式破砕機の破砕刃や高速回転式破砕機のハンマーなども運営固定費 IIIに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	入札説明書	40	入札説明書添付資料-6	1			対価の構成	運営固定費 IIには、負担金等(負担金、公租公課等)が含まれておりますが、電力引込み工事負担金は、建設業務に係る対価にて支払われる旨が、「入札説明書42頁3.対価の支払い方法1)建設業務費」にて記されております。具体的にどの様な負担金を想定されているのでしょうか。	上水道などを想定しております。
42	入札説明書	40	入札説明書添付資料-6	2	1)		建設業務にかかる対価 表2 建設業務に係る対価	2. 対価の算定方法 表2中 ※1:電力引込み工事負担金はJV口座内の預かり金として処理する。(受注、売り上げ対象外とする。)	ご質問の主旨が分かりませんが、電力引き込みに要する負担金としてください。
43	入札説明書	41	添付6	2	2)		実績処理対象物量	「各支払期の実績処理対象物量は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし」とございますが、運営変動費 I をエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設で個別に設ける場合、搬入量データのみでは、マテリアルリサイクル推進施設で処理した可燃残さの計上が困難かと思われれます。適宜搬出量の計量値を算定に用いることで各施設の実績処理対象物量を算出するとの理解でよろしいでしょうか。	可燃残さ等の処理量の把握方法は提案によることとしますが、実際に計量する方法や搬入量から有価物等の搬出量を差し引くなどによる方法も認めます。
44	入札説明書	41	添付資料-6	2	2)	表3	運営業務に係る対価	エネルギー回収型廃棄物処理施設から回収されるスラグや金属類などの有価物について、貴組合から事業者が買い取る費用については、運営固定費 IIとして事業者提案費用を計上することで宜しいでしょうか。また、実際の量に係わらず、固定費として扱われるという理解で宜しいでしょうか。	スラグ、金属は変動費と変動費 I の中で精算することとしますので、様式9-9-1に計上してください。
45	入札説明書	41	添付資料-6	2	2)	表3	運営業務に係る対価	エネルギー回収型廃棄物処理施設から回収されるスラグや金属類などの有価物について、事業者が引取先へ売却した事業者収入については、運営固定費 IIとして事業者提案費用を計上する(差し引く)ことで宜しいでしょうか。また、実際の量に係わらず、固定費として扱われるという理解で宜しいでしょうか。	スラグ、金属は変動費と変動費 I の中で精算することとしますので様式9-9-1に計上してください。
46	入札説明書	41	添付6	2	2)	表3	運営固定費 III	計量棟や洗車場などの施設関連(入札説明書P6 表1 最下欄)については20年間分をエネルギー回収施設の運営固定費 IIIとして様式9-8-1に計上することでよろしいでしょうか。または、運営固定費 IIの建築設備保守費として様式9-7-1に計上すべきでしょうか。	様式9-8-1に計上してください。
47	入札説明書	41	添付6	2	2)	表3	運営固定費 III	説明用調度品の維持管理は20年間分を運営固定費 IIIの様式9-8-1に計上することでよろしいでしょうか。	様式9-8-1に計上してください。
48	入札説明書	41	添付6	2	2)	表3	運営固定費 III	運営固定費 IIの建築設備保守費と運営固定費 IIIの違いについてご教示願います。エレベーターや消防用設備などの建築設備の点検費用は運営固定費 IIに計上するものとしてよろしいでしょうか。	運営固定費 IIIは、マテリアルリサイクル推進施設分については総額を変更する可能性がある固定が含まれているので運営固定費 IIと分けています。エレベーターや消防設備については運営固定費 IIに計上して下さい。
49	入札説明書	42	添付資料-6	3	2)	④	運営業務委託費	計画処理量と実績処理量に関する支払い方法についての記載はございますが、計画ごみ質と実績ごみ質の相違による清算(計画ごみ質を下回るごみ搬入による燃料費の増加など)についても、P51のごみ質変動リスクに基づき、協議頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50								事業者が下請けへの支払いは、下請代金支払遅延等防止法を踏まえて、毎月支払います。については貴組合から事業者への支払いも毎月に変更していただけないでしょうか。貴組合と事業者、事業者と下請けの支払い時期差における事業者の運転資金を抑制できます。	入札説明書のとおりとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
51	入札説明書	42	添付資料-6	3	1)		建設業務費	各会計年度毎に年度出来高相当額と支払限度額相当額が設定された場合、その内訳は『建設工事請負契約書』に通知書が添付されるのか、『ごみ処理施設建設工事請負約款』の第38条の『部分払い』に追加記載になるのか。もしくは約款に追加記載になるものと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	契約書に通知書を添付します。
52	入札説明書	43	入札説明書添付資料-6	4	2)	①	物価変動に基づく改定方法	提案時点の令和2年度平均値とは、令和2年9月から直近12ヶ月の平均値でよろしいでしょうか。運営段階での改定が毎年9月から直近12ヶ月平均値のため、この考えに則して令和2年9月から直近12ヶ月の平均値と捉えています。	ご理解のとおりです。
53	入札説明書	47	入札説明書添付資料-7	3	2)	②	組合によるモニタリングの方法	3. モニタリングの方法2) 組合によるモニタリングの方法として、運営業務のモニタリングが記載されていますが、マテリアルリサイクル推進施設の運営業務については、維持管理業務のみで、運転業務にかかるモニタリングは除外するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	入札説明書	49	入札説明書添付資料-8				周辺住民対応リスク	(14)にいう事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応のうち、(12)にいう貴組合が事業者に対して提示する条件に基づき事業者が実施した業務に起因するものについては、貴組合のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	組合が提示した条件によるものはご理解のとおりです。
55	入札説明書	50	添付資料-8				不可抗力リスク(25)	疫病のリスク分は本不可抗力リスクに含まれ、リスク分は貴組合と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56								新型コロナウイルス等感染症による自粛・制限に起因する遅延、増加費用は(25)不可抗力リスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	入札説明書	50	添付資料-8				事故発生リスク(28)	設計・建設・管理運営業務における事故の発生に関するものは事業者となっておりますが、(25)では天災・暴動等不可抗力にかかる増加費用は貴組合となっております。事故事由が天災・暴動・疫病等不可抗力等によるもののリスク分は貴組合と考えてよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。なお、新型コロナウイルス対策は十分行うこととしてください。
58	入札説明書	50					物価変動リスク	物価スライドを意味していると解釈いたしますが、「一定範囲」とは、添付資料6.4.3)「改定の条件運営業務委託費の支払額」における改定割合1.5%以内のこととよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、改訂割合は、入札説明書P44)3)改定の条件 運営業務委託費の支払額に示すとおりです。
59	入札説明書	51	入札説明書添付資料-8				ごみ質変動リスク	想定ごみ質の定義は、要求水準書で示されている計画ごみ質を踏まえた事業者の提案と理解してよろしいでしょうか。また、想定ごみ質から乖離したごみ受入・処理に要する費用(変動費・固定費)は貴組合のご負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案を確認の上、認める場合もあります。処理可能な計画ごみ質とするに詳細基準の安定稼働で評価されます。なお、想定した計画ごみ質の乖離については、その原因について調査を行い協議することとします。
60								施設許容量は、要求水準書で示されている年度ごみ量と理解してよろしいでしょうか。また、施設許容量以上のごみ受入・処理に起因し用役使用量増による変動費単価増、人員増等による固定費増が生じた場合は、貴組合のご負担と理解してよろしいでしょうか。	施設許容量は、定格処理量及び特別な維持管理を要しない稼働可能な日数によって定めます。処理量の変動は変動費で精算する予定としています。固定費の大幅な変動等がある場合については協議することとします。
61	入札説明書	51	添付資料-8				施設設備損傷リスク(57)	事故・火災等によるリスク所掌が事業者となっておりますが、P29に記載の貴組合が付保される建物総合損害共済の適用についてお考えをご教示願います。適用不可の場合、民間火災保険金が高額であり保険費用低減のため、貴組合が付保される建物総合損害共済の保険費用を事業者負担とすることで、火災等において建物総合損害共済が適用されることもよろしいでしょうか。事業者負担にて適用が可能な場合、見積に折り込むため、貴組合にて想定されている損金をご教示願います。	事故・火災等に関するものについては、原則建物総合損害共済は使いません。共済の保険費用は組合で支払います。
62								事故・火災等に関するものは事業者となっておりますが、(25)では天災・暴動等不可抗力にかかる増加費用は貴組合となっております。事故事由が天災・暴動・疫病等不可抗力等によるもののリスク分は貴組合と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	入札説明書添付資料-6	1	表1				運営変動費Ⅱ	「焼却灰等の資源化費」とありますが、受入先事業者が立地する自治体に負担金制度がある場合、その負担金も含めて記すと理解してよろしいでしょうか。また、組合費が直接負担金を支払う必要がある場合には、負担金を減じた額を委託料としてお支払いいただくという理解でよろしいでしょうか。	自治体負担金制度がある場合は、別途組合が支払いますので委託費から除外してください。ただし、負担金額、支払頻度等は示してください。
64	入札説明書添付資料	37	4				本事業の主な業務範囲	マテリアルリサイクル推進施設における焼却灰等および副生成物等の搬出(運搬)が事業者の所掌となっておりますが、マテリアルリサイクル推進施設からは焼却灰等および副生成物等は発生しないと考えますので、誤記であると理解してよろしいでしょうか。	用語の定義において、焼却灰等に不燃残渣が含まれますので焼却灰等は発生します。なお、副生成物等については誤記です。
65	入札説明書添付資料	37	4				本事業の主な業務範囲	マテリアルリサイクル推進施設における焼却灰等および副生成物等の資源化等が事業者の所掌となっておりますが、マテリアルリサイクル推進施設からは焼却灰等および副生成物等は発生しないと考えますので、誤記であると理解してよろしいでしょうか。	No.64の回答を参照願います。
66	入札説明書添付資料-5	39	5				災害廃棄物処理対応	「主は災害廃棄物の受入及び処理を行う。」とありますが、運営事業者の業務範囲は災害廃棄物のごみピットへ投入された以降という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、運営事業者は必要に応じて災害廃棄物の受入に協力する業務を含みます。
67	入札説明書添付資料	39	5				本事業の業務範囲分担保	本内容は添付資料4の注記と同様、『組合、事業者の業務範囲の詳細は、要求水準書等に示す契約締結時協議を行う予定』と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、原則是要求水準書、事業契約書等のとおりです。
68								災害廃棄物処理対応は事業者が主となり、さらに備考欄に「主は災害廃棄物の受入及び処理を行う」とありますが、一方で、要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編) p.9 13. 災害発生時の協力には「運営事業者はその処理処分に協力すること」とあります。災害時においても平常時と同じく受付管理業務は貴組合の所掌であり、事業者は必要に応じて協力するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69								情報管理業務のうち施設警備については事業者側の業務範囲となっておりますが、マテリアルリサイクル施設に関する箇所も事業者が警備を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70								本施設が避難者を受入れた場合、その避難所の運営は貴組合の所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	入札説明書添付資料	41	6	2	2)	表3	運営業務委託費の算定方法	運営変動費Ⅰの算定方法について、 ○運営変動費Ⅰ=各年度の計画処理量×提案単価とされていますが、入札説明書P.42.3.2)④にある通り、第1四半期から第3四半期の当該委託料については当該年度の計画処理量の4分の1に提案単価を乗じて算定を行うものの、第4四半期の当該委託料については、提案単価に当該実績処理対象物量乗じた金額から第1四半期から第3四半期の当該委託料を控除した調整額となるため、年間の委託料としては、 ○運営変動費Ⅰ=各年度の実績処理対象物量×提案単価となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	入札説明書添付資料	42	6	3	2)	②	対価の支払い方法 運営業務委託費	『運営固定費Ⅲの事業期間中の総額については変更できないことを基本とする』とありますが、入札説明書P.43.4. 運営業務委託費の改定に記載されている通り、物価変動に基づく委託費の変更はお認めいただけるかと理解してよろしいでしょうか。	物価変動による変更は認めます。
73	入札説明書添付資料	43	6	3	3)	②	支払額	「焼却灰等運搬委託費の1回当たりの支払額は、各支払い期の運搬量(実績値)×提案単価(円/q)によるものとする」と記載がありますが、提案単価とは様式9-3添付資料(変動費提案単価一覧)に記載されている単価を指しているかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	図書名	頁	項目	タイトル	質問・意見事項	回答
74	入札説明書添付資料	43	6 4 2) ④	物価変動に基づく改定方法	「なお、本事業の応募者が表4に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札決定後の協議において組合とその妥当性について協議を行うことができる」とありますが、応募者が提案する指標は提案書のどの箇所に記載すべきかご指示いただけますでしょうか。	質問回答添付資料1の様式にご記入ください。なお、この添付の様式は様式9-3の後ろに様式9-3-1として追加してください。
75	入札説明書添付資料	44	6	表4 物価変動に基づく改定に用いる指標	運営変動費とは運営変動費Ⅰ及び運営変動費Ⅱを指していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76					焼却灰等運搬業務委託費および焼却灰等資源化業務委託費については、表4にお示しいただいているような指標を用いて物価変動に基づく改定を行うことが困難であると考えますので、実勢価格を参考として貴組合と事業者が協議し、貴組合が変更等を決定するとしていただけないでしょうか。	物価変動の改定指標については、No.74の回答を参照願います。
77	入札説明書添付資料	49	8 (13)	添付資料-8 リスク分担保 周辺住民対応リスク	P.39入札説明書添付資料-5 本事業の業務分担保において住民対応は貴組合が主であり、事業者が副となっておりますが、リスク分担保では「事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの」については事業者のみ負担となっております。提案内容について貴組合とご協議またはご了承の上で実施したのに対する周辺住民等の反対運動等については、必要に応じて貴組合とのリスク分担保をご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	原則、リスク分担保のとおりです。事業者の提案に関わるものは事業者分担保ですが、必要に応じて協議を行います。
78	入札説明書添付資料-8	51	8 (57)	施設設備損傷リスク	リチウムイオン電池等の、搬入する処理対象物に起因する事故・火災等については、No.(58)が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	複合的な要因も考えられるため必ずしも全てにNo.(58)が適用されるものではありません。組合と事業者の協議により決定することとします。
79	入札説明書添付資料	51	8 (57)	施設設備損傷リスク	『事故・火災等に関するもの』のうち、貴組合が実施されるマテリアルサイタル推進施設の運転に起因して火災や爆発等が発生し、本施設や設備が損傷した場合のリスクは、貴組合にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	組合の運転によるものが明確な場合は、ご理解のとおりです。
80	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 2 4)	敷地	区域内には利用不可の用地が含まれているとの記載がありますが、建設期間及び運営期間において利用可能となるものもあられるのでしょうか。	可能性としてはありますが、提案時には利用できないものとして計画してください。
81					事業用地は「都市計画決定区域として予定している」とのことですが、「都市計画決定」の時期をご教示願います。	令和3年の4月又は5月を予定しています。
82	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 2 5) (1) (2)	事業用地面積 事業実施区域面積	事業用地面積および事業実施区域面積を確認することができCADデータ、測量データをご教示願います。	質問提出時のご連絡先へ電子メールで送信します。
83	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 3 1) (2)	全体計画	「住民に対し、循環型社会形成の必要性を認識できる場を提供すること。」との記載がありますが、本施設は廃棄物搬入以外でも一般の方の自由な来場を前提としたものとの理解で宜しいでしょうか。	団体見学は予約制とします。また、事前予約のない個人来場者についても組合事務所へお申し込みいただくため、見学通路に自由に入出することは想定していません。
84	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 3 1) (4)	環境影響	環境影響評価の関係書類に示されている内容を遵守することとあります。煙突出口における排ガス温度に制約があればご教示願います。	特にありません。
85					「環境影響評価の関係書類に示されている内容を遵守すること。」との記載がありますが、平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称) 整備事業に係る環境影響評価方法書」に遵守すると理解してよろしいでしょうか。正式の環境影響評価書とは差異が生じた場合は協議とさせていただきますことと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。入札段階では8月公表予定の準備書を遵守ください。また、評価書と大幅な差異が生じた場合については協議します。
86					環境影響評価書は、今後約1年間の現地調査を行った後、予測・評価を実施し、2021年に公表・概観と推測しますが、これに配慮した入札提案図書類への反映ができません。環境影響評価書に関連して変更が生じた場合は精算対象という理解で宜しいでしょうか。	No.85の回答を参照願います。
87	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 3 1) (4)	全体計画	江南市が実施している環境影響評価の関係書類を遵守することとありますが、関係書類とは「計画段階環境配慮書」と「環境影響評価方法書」と理解すれば宜しいでしょうか。	No.85の回答を参照願います。
88	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 3 1) (4)	江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称) 整備事業に係る環境影響評価方法書」には、「江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」の規定としまして、「事業実施区域の一部は、保全地区等に指定されており、事業の実施に際しては伐採等の届出の手續が必要とされている。」との記載がありますが、レイアウトに影響がある可能性もみれますので、指定されております保全地区等の位置をご教示願います。また、保全地区等に関して何か制限等はございますでしょうか。	要求水準書 添付資料1に示した利用できない用地を除き、保全地区は解除されています。
89					平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称) 整備事業に係る環境影響評価方法書」には、「江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」の規定としまして、「事業実施区域の一部は、保全地区等に指定されており、事業の実施に際しては伐採等の届出の手續が必要とされている。」との記載がありますが、契約前に保全地区等の解除はされないのでしょうか。	No.88の回答を参照ください。
90	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 3 1) (4)	道路法	平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称) 整備事業に係る環境影響評価方法書」には、道路法の規定としまして、「建設地には認定道路(未供用の市道含む)が存在しており、建設地に隣接しては、道路の廃止等の手續が必要である。」との記載がありますが、契約前に廃止手續等は完了されていると理解してよろしいでしょうか。もし廃止手續が完了されていない場合は廃止完了がいづつになりますでしょうか。(申請期間に条件がございますでしょうか)	江南市道の認定を廃止するには、市議会で「市道認定の廃止について」可決の議決を受ける必要があります。この件について、現在、土木課と協議しており、組合の事業用地の買収がある程度完了する令和2年12月末までに、組合から江南市長宛にて、道路の区域変更について文書で依頼し、それを受けて、土木課が令和3年3月定例会に市道認定の廃止の議案を上程する予定です。
91	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 3 1) (4)	土壌汚染	平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称) 整備事業に係る環境影響評価方法書」には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時届出区域及び措置区域、「農用地」の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域のいずれにも指定されておらず、「土壌の土地利用の履歴」としまして主に森林利用であるため、土壌汚染対策法上の調査命令は出ないかと理解しておりますが、間違いないでしょうか。もし調査命令が下され、土壌汚染対策法上の調査実施が必要になった場合には、別途協議とさせていただきますことと理解してよろしいでしょうか。	調査命令は出ないものと考えていますが、土壌汚染対策法等に基づく調査の実施が必要になった場合には、協議対象となります。
92	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 3 1) (8)	全体計画	「本施設の運転に組合職員が従事することを考慮すること。」のことですが、組合職員の要望事項等も含めて考慮可能なことがあればご教示願います。	現時点では特にありません。円滑な運営が可能ないように計画ください。
93	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 3 1) (9)	全体計画 浸水	現地盤から3～5mの浸水が想定されていると記載がありますが、工場棟を建設予定のエリアの現状地盤はTP約29～31mのため、TP34mレベルまで浸水があると認識で宜しいでしょうか。	現地盤の標高と浸水深は要求水準書添付資料-2に示した資料しかありませんので図面の標高と色分けから想定してください。
94	要求水準書(第Ⅰ編 建設業務編)	3	第1章 第1節 3 3) (7)	全体配置計画	鉄塔の設置レベルは事業者にて決定してよろしいでしょうか。また、鉄塔の高さは事業者が決定した設置レベルから30mとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、電力事業者との協議にもよります。また、高さ制限も考慮願います。
95	要求水準書(第Ⅰ編 設計・建設業務編)	3	第1章 第1節 3 1) (14)	全体計画	「本施設は、災害廃棄物を受け入れて処理する計画としていたためと記載がありますが、災害廃棄物については仮置き場として分別され可燃物のみ搬入されるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。一時仮置き場は各自治体にて設置します。選別後の可燃ごみのみ搬入されますが、破砕又は切断を必要とするものも入ってくる想定です。

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答	
96	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	16)	使用不可用地周囲	使用不可用地内の樹木について、建設用地内に張り出している枝や根が施工上の障害となる場合には、枝や根を一部撤去しても良いでしょうか。	施工上の障害となる場合は、組合から樹木がある土地の地権者(あるいは管理者)にご理解を求めていきます。
97	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	16)	鉄塔周囲	「5.0m以上の緩衝緑地帯(出入口と特別高圧の鉄塔敷地を除く)」と記載ありますが、鉄塔スペースと敷地境界の間には緩衝地帯は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書(第1編建設業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(11)(12)	全体計画	ごみを混載して搬入する車両がありましたら、混載されるごみ種について教示下さい。	直接搬入車において、可燃ごみと粗大ごみ等を同時に持ち込む事が想定されます。
99	要求水準書(第1編建設業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(16)	全体計画	「供用開始までに利用が見込めない用地周辺にも…必要な緩衝緑地帯を設けること」とありますが、用地周辺にも騒音及び景観に及ぼす影響を軽減するために必要な緩衝緑地帯を設けることとし、その幅は5.0m以上が必須ではなく事業者にて提案可能との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100									「添付資料4ユーティリティ取合い点等」の取付道路の整備部分(有効巾2.0m以上)について、干渉緑地帯幅に含めるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101								全体計画 5.0m以上の緩衝緑地帯	5.0m以上の緩衝緑地帯につきましては、愛知県建築基準法第51条ただし書許可基準」の規定に準じていると思われませんが、「ただし、敷地面積が1.0ha以上の場合、緩衝帯幅と同規模以上で行政庁の管理に属する緑地、河川、水路、池沼、海及び道路並びに鉄道線路が隣接している部分については、その部分の緩衝帯の幅を1/2とすることができ。」との規定があることから、県道183号線に接する緩衝帯は2.5m以上と理解しますがよろしいでしょうか。	道路に接していないので、5m確保することとしてください。
102								全体計画 全体配置計画	事業実施区域内の現時点で供用開始までに利用が見込めない用地周辺に設ける緩衝緑地帯について、距離などの数値的な指定はなく、樹木やフェンスなどをを用いることで騒音および景観に及ぼす影響に対して十分に配慮するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103									事業実施区域北側の利用できない用地への出入口は、「本要求水準書添付資料4 ユーティリティ取合い点等」に示される北側用地の西側に沿って整備する有効幅員2.0m以上の取付道路と同義と考えるとよろしいでしょうか。また、事業実施区域北側に非常時に車の通行が可能な出入口を設けること(P5)と記載がありますが、取付道路とは別に設置が必要というのでしょうか。	両質問ともご理解のとおりです。
104	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(20)	全体計画 処理能力	処理能力には十分な余裕を持たせることとありますが、原則定格処理量を超えたごみ処理は認められないため、低質〜高質のごみ質に対して定格処理が図れる設備という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(22)	残置物	「事業実施区域南西側の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること。」と記載がございますが、下記の点をご教授願います。 ① 記載事項以外は別途協議と理解してよろしいでしょうか。 ② 地中埋設部分が不明の為、図面のご提示をお願いできませんでしょうか。もし図面のご提示が難しい場合は埋設物の条件のご提示をお願いできませんでしょうか。 ③ 既存残置物撤去に対して、申請や届け出関係は特にないものと理解してよろしいでしょうか。(建築確認、河川法、土対法、井戸撤去、アスベスト、等々)	①程度にもありますが、基本的にはご理解のとおりです。 ②質問回答添付資料2をご確認ください。 ③ご理解のとおりです。
106									撤去を行う残置物について、既存図等の資料がございますらご貸与ください。 また、今回計画に支障の無い地中の残置物については撤去不要と考えるとよろしいでしょうか。	質問回答添付資料2をご確認ください。 地中の残置物は原則全て撤去する計画として下さい。
107									ご提示いただいている資料から想定できない地中障害物または移設の必要がある埋設物があり、工事計画等に影響が生じた際は、その対応にかかる費用・工程についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	程度にもありますが、基本的にはご理解のとおりです。
108									本要求水準書添付資料4のとおり、事業実施区域南西側の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること。 ①土間コンクリート叩き、鉄板敷、打込井戸 ②地中基礎(門扉、塀、カーポート、テント倉庫、アルミテラス等) ③木の根 と記載されておりますが、具体的な数量(重量)等をご教授願いますでしょうか。	質問回答添付資料2をご確認ください。
109									地中残置物は、新築工事に影響がない範囲はそのまま残置してよいでしょうか。	No.106の回答を参照ください。
110								全体計画 地上及び地中の残置物	事業実施区域南西側の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること。 ①土間コンクリート叩き、鉄板敷、打込井戸 ②地中基礎(門扉、塀、カーポート、テント倉庫、アルミテラス等) ③木の根 とありますが、契約後の事業者が行う調査の結果で地上及び地中の残置物に相違が認められた場合、工程・金額等の変更について、ご協議いただけるとう理解でよろしいでしょうか。 万が一、地中残置物の撤去箇所について土壌汚染が発覚した場合には別途協議させていただきますよろしいでしょうか。	程度にもありますが、基本的にはご理解のとおりです。
111	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(23)	既存樹木の残置	事業実施区域内に保存や移植等が必要な樹木は無いものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 添付資料1に示した利用できない用地を除き、保存や移植が必要な樹木はありません。
112	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(23)	樹木	「事業実施区域内緩衝緑地内の樹木等は、可能な限り残置すること」と記載がございますが、伐採してはならない樹木・樹種はございますでしょうか。	要求水準書 添付資料1に示した利用できない用地を除き、伐採してはならない樹木・樹種はありません。
113	要求水準書(第1編建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(23)	全体計画	「事業実施区域緩衝緑地内の樹木等は、可能な限り残置すること」とありますが計画・施工上支障となる樹木等は、事業者にて自由処分との考えでよろしいでしょうか。また、上記以外の用地内樹木等の調査・撤去処分については今回の事業者範囲と考慮し自由処分の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114									アセス調査時に作成された植栽位置などを記載した図面があれば提示下さい。	提示できる資料はありません。
115	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(4)	工事計画	現時点で、河川管理者、道路管理者、電力事業者、航空自衛隊岐阜基地等の関係機関と事前協議を行っても宜しいでしょうか。	事前協議を打診することは制限しませんが、航空自衛隊岐阜基地及び新濃尾農地防災事業所への協議は、施工方法も含めた詳細な内容を提示する必要があるため、本契約後に協議することとさせていただきます。
116									「工事着手前に工事に伴う関係機関と事前協議を行い…」とありますが、必要な事前協議については入札前において事業者にて責任をもって関係機関と協議することとの理解でよろしいでしょうか。(江南市都市計画他関連部署・消防・ガス等)	No.115の回答を参照ください。
117	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(4)	工事計画 工事着手前の事前協議	クレーン等の配置等に影響を与える可能性があるため、事業者提案の作成にあたり航空自衛隊に確認してよろしいでしょうか。	No.115の回答を参照ください。

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答
118	要求水準書(第1編 建設業務編)	5	第1章	1節	3	2)	(5)	工事計画	「事業実施区域内には墓地があることから、着工及び工事に際し、お彼岸、お盆の時期は可能な範囲で考慮すること。」とありますが、具体的にどのような配慮が必要か教示下さい。(例えば作業禁止や重機作業禁止など)	墓参の方も多くなる時期ですので、大きな騒音・振動、砂ぼこりの影響が墓地に及ばないよう配慮してください。特にお盆期間については特段の配慮をお願いします。(お盆期間中に、墓地周辺で工事を行う場合は事前に組合にその是非を確認してください。)
119									お彼岸、お盆の時期について、地域性もありますので具体的な各期間をご教示願います。	お彼岸は春分の日、秋分の日を中日とする前後7日間、お盆は8月13、14、15日です。
120	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(5)	使用不可用地への出入口	浅井犬山線に隣接する使用不可用地へはスロープを確保することとなっておりますが、スロープを使用する対象は人のみと考えてよろしいでしょうか。使用対象が人のみの場合、スロープに代わり、階段を設置することでもよろしいでしょうか。	車両が使用することは想定していません。スロープを計画してください。最終的には設計段階での河川管理者との協議によります。
121	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(5)	出入口	「工事に先立ち事業実施区域内の使用不可用地への出入口(愛知県道浅井犬山線から使用不可用地へのスロープ含む)を確保すること」と記載がございますが、北側の砕石舗装は車両通行はありますか。車両通行がある場合は軽トラック程度と考えてよろしいでしょうか。また、供用開始までは車両の出入りは無く、人の出入りだけと理解してもよろしいでしょうか。	北側の砕石舗装は軽トラックが通行できるものとしてください。供用開始までは、車両の出入りはないものとして計画してください。
122									「工事に先立ち事業実施区域内の使用不可用地への出入口(愛知県道浅井犬山線から使用不可用地へのスロープ含む)を確保すること」と記載がありますが、南側使用不可用地へは車両の通行は無く、歩行者が通行できればよろしいでしょうか。また、階段としてもよろしいでしょうか。	No.120の回答を参照ください。
123	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	3)	(5)	北側出入口	「事業実施区域北側の利用できない用地への出入口を設けること」と記載がありますが、利用できない用地と敷地境界フェンスを設置することし、敷地外から利用できない用地へのアクセス部分はフェンスを設けないことでアクセスできると考えてよろしいでしょうか。また、出入口を芝生等による整地は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。出入口を芝生等で整地することまでは求めていません。要求水準書添付資料4の取付道路の整備の注記を参照ください。
124									「事業実施区域北側に非常時に車の通行が可能な出入口を設けること」と記載があり、一方、「事業実施区域北側にある宮田導水路への荷重負荷を踏まえ、北側からの工事車両出入りは認めない」との記載もございます。非常時の車両通行として宮田導水路の補強が不要な車両のみの通行と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	3)	(5)	全体配置計画	(5)事業実施区域北側の利用できない用地への出入口を設けること。とありますが、添付資料4「ユーティリティ取り合い点等の有効幅員2mの道路整備のことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126								特別高圧鉄塔の工期	敷地内に設置される特別高圧鉄塔の工期(設置時期・期間等)および送電線ルートについてご教示下さい。	工事の期間は、調査・設計期間を含めて約3年1ヶ月を要します。設置時期については、契約申し込み後に電力事業者との協議になります。
127								特別高圧の鉄塔スペースについて	鉄塔は約20m×20mの敷地に高さ30mで設置されるとありますが、基礎工事含め電力会社社殿所掌と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128								特別高圧の鉄塔の所掌について	特別高圧の鉄塔が敷地内東側の愛知県道浅井犬山線側に設けられることに留意すると思いますが、本鉄塔は、電力会社社殿所掌と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129								特別高圧の鉄塔	設置場所は、添付資料4「ユーティリティ取り合い点等」に記載の「出入口及び電気取り合い箇所」で開かれたエリアの理解です。建設予定時期については事業者の建設工程案を考慮して決定されると理解してよいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は設計段階での電力事業者との協議によります。
130								全体配置計画 鉄塔建設位置	鉄塔は敷地内東側の愛知県道浅井犬山線側に設けるとありますが、河川保全区域内に鉄塔建設予定という認識で宜しいでしょうか。建設場所を明示した資料を提示頂けないでしょうか。	接続検討に関する資料は、電力会社より第三者への提示が禁止されているため提示できません。
131	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	3)	(7)	全体配置計画	「鉄塔は約20m×20mの敷地に高さ30mで設置」とありますが実際の鉄塔およびフェンス等の寸法をご提示ください。	フェンスについては20m×20mほどの広さと、高さは2m程度になるものをお考えください。
132	要求水準書(第1編 建設業務編)	6	第1章	第1節	3	3)	(6)	全体配置計画	「事業実施区域北側に非常時に車の通行が可能な出入口を設けること」とありますが、非常時とはどのような状態及び期間を想定されているか教示ください。(例えば南東の搬出入口が使用できない状態となった場合のごみ運搬車両、灰運搬車両、緊急車両などの代替搬出入口としての理解でよろしいでしょうか。)	非常時とは、南側果道が何らかの理由で通行不能となった場合に、緊急時に従業員等が敷地から退避する場合を想定しています。基本的には運搬車両等の事業に関わる車両の代替の出入口としての利用は認められません。
133	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	1)	(1)	地形・土質	要求水準書添付資料-3「地質調査結果」を確認しましたが、契約後の事業者が行う調査の結果で相違が認められた場合、工程・金額等の変更について、ご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、ボーリング柱状図に「腐植物」の混入を確認しました。一般的に「腐植物」が混じった地層ではメタンガス等を含む有毒ガス発生のおそれがあります。契約後の事前調査の結果によりメタンガス等が確認された場合は追加対策が発生するため別途協議をさせていただけると考えてよろしいでしょうか。	どちらも程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
134	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	1)	(2)	気象条件	気象条件については、「環境影響評価の関係書類を参考のこと」とありますが、換気設備等の設計条件に用いる外気温については、環境影響評価準備書P.3-4、表3.1.1に記載の月別平均気温を参照するという理解でよろしいでしょうか。	換気設備の設計条件で用いる外気温については、建築設備設計基準(平成30年版 一般社団法人 公共建築協会)P359の地名名古屋に示されている温度を参考に計画してください。
135									気象条件として、「環境影響評価の関係書類を参考のこと」とありますが、平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称) 整備事業に係る環境影響評価方法書」の「3.1 自然的状況 3.1.1.1 気象(1) 気温・降水量」に基づき、設計条件を下記とすることよろしいでしょうか。 外気温：夏季 28.3℃、冬季 4.7℃	No.134の回答を参考にしてください。
136	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	1)	(3)	河川保全区域	南側堤防から40mの河川保全区域については、河川保護法55条に準拠した計画を行うことよろしいでしょうか。	河川法第55条(河川保全区域における行為の制限)を遵守してください。
137	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(7)	都市計画事項	緑化率に関しては屋上緑化、壁面緑化も含めるとの理解で宜しいでしょうか。	屋上緑化・壁面緑化面積を算入することは不可です。あくまで地表に植栽されたものみの面積とします。
138	要求水準書(第1編 建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(7)	緑化率	20%以上とは、事業実施区域27,000㎡に対して20%(5,400㎡)の緑地を区域内に確保すると考えてよろしいでしょうか。それとも敷地面積30,000㎡に対して20%(6,000㎡)の緑地を事業実施区域27,000㎡内に確保するということでしょうか。	事業実施区域27,000㎡に対して20%(5,400㎡)の緑地を区域内に確保してください。
139	要求水準書(第1編 建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(8)	都市計画事項	南側河川保全区域(40m)の、建築制限(地下部分も含む)を教示下さい。	上部利用の制限はありません。地下部については2Hラインの制限がありますが、詳細は河川管理者との協議によります。
140	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	※1	河川保全区域	北側の河川保全区域は上部利用不可となりますが、南側の河川保全区域の上部利用は可能と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141									「※1 北側の河川保全区域は上部利用不可とする。」と記載がありますが、フェンスの設置等の安全対策としての利用や工事的な利用は可能と考えるとよろしいでしょうか。	基本的にフェンス等の設置は可能としてください。ただし、敷地北側の宮田導水路のボックスカルバートの耐荷重に影響を与えない範囲で計画してください。

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答	
142	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	都市計画事項 日影規制	日影規制について記載がありませんが、環境影響評価方法書(平成31年2月)において、「3.2.8.7 日照障害:事業実施区域は市街化調整区域であり、建築基準法及び告知建築基準法条例の適用を受ける。」とありますので、「用途地域の指定のない区域」として日影規制の確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。日影規制時間は4h・2.5hとなります。	
143	要求水準書(第I編 建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(10)	高さ制限:約51m(GLから)※2	煙突高さを航空法に係る制限高さ以下とした場合、航空障害灯の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	航空自衛隊との協議によります。
144	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(11)	① 農地法	農地法に対して規制等の状況が「あり(ただし、許可は不要)」と記載がありますが、制限や申請/届出等も含めて、対応は一切ない理解でよろしいでしょうか。(農地転用手続きも含めて契約前に完了してと理解してよろしいでしょうか)	農地転用については、本事業は、土地収用法第3条27号に該当する旨の回答を愛知県用地課から得ていることから、農地法第5条第1項ただし書きにより、許可は不要です。着工への影響はありませんが、都市計画決定後に農振除外申請をする必要があるため、計画する建物の概要(建ぺい率や配置)に関する資料等の作成に協力してください。
145								農地法は、「該当あり(ただし、許可は不要)」とあります。事業の実施に際し、「農地転用の手続き」など貴組合にてご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。なお事業者は貴組合を補助致します。	No.144の回答を参照ください。	
146								「許可は不要」とありますが、発注者側で許可を得るとの解釈でよろしいでしょうか。その場合、許認可時期と許可条件など関係者の協議結果を教示下さい。	No.144の回答を参照ください。	
147	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	2)	※2	都市計画事項 (10)高さ制限	高さ制限の計算根拠における航空法に係る制限高さが84.6mとなっています。例えば計画地盤高TP31.0で計画する場合、高さ制限は53.6mとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(1)	敷地周辺設備	「特別高圧による接続検討を行い、令和2年3月時点で売電が可能であることを確認したことから特別高圧を場内へ引き込むことを基本とする」とのことですが、今後変更が生じる可能性もあるとのことでしょうか。	組合としては特別高圧のみの電力事業者へ接続検討を依頼し売電が可能であることを確認しました。高圧による接続検討については依頼しておりませんので事業者の提案によることとします。
149	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(1)	電力	電力会社への特別高圧による接続検討申込および回答書の内容のうち、下記についてご教示いただけないでしょうか。 ・逆送最大電力、タービン発電機容量、単線結線図 ・責任分界点の位置 ・系統連系技術要件適合検討書(電力からの回答書) 需要設備側で考慮しなければならない技術的要件があるかどうか ・所要工程(工事負担金入金へ系統連系)	電力会社から第三者への提示は許可されていないため提示できません。
150	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(2)	用水	「上水の引き込みは建設事業者の工事範囲とする」と記載があり、添付資料-4には「上水・通信の取合い箇所は事業者の提案による。」と記載がございますが、上水の取合い点は敷地内の北西角にバルブ止め取合いとしてもよろしいでしょうか。 また、敷地外の簡易水道の必要容量確保および既存分岐点から敷地内までの工事は江南市水道課様の工事範囲と考慮してよろしいでしょうか。	引き込み工事は完了していません。また、引き込み工事の負担金は事業者側で計画ください。
151								江南市水道課様が行う敷地内までの上水引き込み工事は、本工事着工までに完了していると考えてよろしいでしょうか。	引き込み工事は完了していません。また、引き込み工事の負担金は事業者側で計画ください。	
152								「上水の引き込みは建設事業者の工事範囲とする。」とあります。江南市ホームページにて「江南市上水道管理図」で上水の取合い点位置を確認したところ、県道183号線を横断して引き込まなければなりません。事業実施区域(敷地境界)での取合いに見直ししてもらえないでしょうか。	要求水準書のとおりです。引き込み工事の負担金は事業者側で計画ください。	
153	要求水準書(第I編 建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(2)	敷地周辺設備	江南市のホームページにて、上水道管理図で本管敷設状況を確認する限りでは、敷地周辺に本管がなく、敷地内へ上水を引き込まなければなりません。事業実施区域(敷地境界)での取合いに見直ししてもらえないでしょうか。	本事業に必要な口径の管を引き込んでください。
154	要求水準書(第I編 建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(5)	燃料	「事業実施区域近傍の主要地方道江南幹線には、中圧ガスAがある」とありますが、位置、サイズなどのインフラ情報をご教示お願いします。	ガス事業者へ直接問合せください。
155	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	8	第1章	第1節	7			監督員の定義	組合の指名する外部委託者とは建築基準法上の工事監理者と考えるとよろしいでしょうか。	建築基準法上の工事監理者は、事業者としてください。
156	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)	※2	脱水汚泥・し渣	令和10年度以降は脱水汚泥・し渣 2,249t/年に加えて、「し渣62.4t/年」、「油脂分の多い脱水汚泥36t/年」が追加で搬入されると認識でよろしいでしょうか。	令和10年度以降のいずれかの時期に、脱水汚泥・し渣 2,249t/年に代わり、「し渣62.4t/年」、「油脂分の多い脱水汚泥36t/年」を合わせた98.4t/年が搬入されます。
157	要求水準書(第I編 建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)	表 1.1 ②	脱水汚泥・し渣量	年度別ごみ量の内、脱水汚泥・し渣量が令和7年度から13年度以降の全ての期間で、2,249tとなっておりますが、※3及びP5 1) (2)の記載では、令和10年度以降は、「し渣62.4t/年」と「油脂分の多い脱水汚泥36t/年」が搬入される計画とあることより、表1.1②の脱水汚泥・し渣の量としては、令和10年度以降は、2,249t/年ではなく、98.4t/年との理解でよろしいでしょうか。	No.156の回答を参照ください。
158	要求水準書(第I編 建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)	表 1.1 ②	月別搬入量	年度別の搬入量は表1.1②にご提示いただいておりますが、運転計画の精度向上のため、月別搬入量のデータもご教示願います。	質問回答添付資料3をご確認ください。
159	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)		マテリアルリサイクル推進施設で処理した可燃残さ	表1.1①に記載されている可燃残さの発生量は不燃残さの発生量を含まないという理解でよろしいでしょうか。(粗大ごみおよび不燃ごみの年間処理量2,750t/年に対し、可燃残さの発生量が2,230t/年となり、可燃残さの発生割合が処理量の約8割となっております。)	ご理解のとおりです。
160	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)		年間処理量	※3部分に「愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターから排出される脱水汚泥とし渣2,249t/年、令和10年以降直接投入後も「し渣62.4t/年」、「油脂分の多い脱水汚泥36t/年」搬入される計画である」とあるが、表1.1②年度別ごみ量には、令和10年以降も同数の2,249t/年が含まれています。表1.1②を正とし、脱水汚泥は引き続き搬入されると理解してよろしいでしょうか。	No.156の回答を参照ください。
161	要求水準書(第I編 建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)		処理能力	P18図1-2においてマテリアルリサイクル推進施設から発生する不燃残渣をごみピットに送るフローとなっておりますが、発生する不燃残渣は表1.1①の計画ごみ量には含まれていないとの解釈でよろしいでしょうか。また、その場合不燃残渣の発生量は事業者にて設定し、表1.1①の計画ごみ量に加えたものを年間ごみ量とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162								「し渣、汚泥に搬入について、令和10年以降は、し渣と油分の多い脱水汚泥のみの搬入」とありますが、表1.1②年度別ごみ量では令和10年以降も搬入量が変化していません。令和10年以降は搬入量が変化する(98.4t/年)との解釈でよろしいでしょうか。	No.156の回答を参照ください。	
163	要求水準書(第I編 設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	2)	(1)	ごみ質	ごみの元素組成については、添付資料-5に記載のごみ質分析結果の物理組成をもとに、ごみ種類毎の一般的な元素組成および要求水準書に記載の低位発熱量から算出した元素組成の値を用いることとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	要求水準書(第I編 建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(1)	計画ごみ質	提示されているごみ質について、①汚泥とし渣は含まれていないので事業者にて設定する。②元素組成は添付資料の既設データを基に事業者にて設定する。との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165								計画ごみ質には有害廃棄物を除く、可燃ごみ・可燃残さ・脱水汚泥・し渣を含んだごみ質と考えてよろしいでしょうか。もし、含まれない対象物がある場合はその三成分と低位発熱量をご提示願います。	脱水汚泥・し渣は含んでおりません。	

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答		
166	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(2)	搬入車両	本施設の運営開始後の一般持込車両による直接持込ごみの種類をご教示願います。また、運営開始後の搬入形態において、繁忙期の一当たりの搬入車両台数、およびピーク時の一時間当たりの搬入車両台数を収集車両、一般持込車両のそれぞれについてご教示ください。	直接持込ごみの種類については決まっています。最も多くなる場合ですと、可燃ごみとマテリアルリサイクル推進施設で処理する品目全てになります。繁忙期の一当たりの搬入車両台数ですが、収集車両については、150台程度、一般持込車両については、700台を超える見込みです。一時間当たりの搬入車両台数は推計できません。今後、運用面(搬入条件等)での渋滞対策の検討も行っていきます。	
167									各車両の進入可能エリアは配置計画に応じて事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
168									バックカー(10トン)は押し出し式と考えてよろしいでしょうか。	バックカー(10トン)は本事業では使用しません。	
169									災害廃棄物を搬入する10tダンプ車は、一旦屋外の仮置き場で荷下ろししたのちに、別車両でゴミピットに移動させると理解して良いでしょうか。	10tダンプ車もゴミピットへ直接投入します。	
170									可燃ごみ、可燃残渣、粗大ごみおよび不燃ごみ、有害ごみ、剪定枝、火災廃棄物それぞれの品目毎の搬入車両車種をご教示ください。 破砕鉄の搬入車両は要求水準書添付資料-6の江南丹羽環境管理組合の鉄屑の搬出車より、チューリップ付き4tダンプと考えるとよろしいでしょうか。 また、破砕アルミの搬入車両も同様と考えるとよろしいでしょうか。	可燃ごみの搬入車両は、バックカー(4t)です。可燃残渣の施設外からの搬入はありません。粗大ごみの搬入車両は、平ボデイ(2t)と軽トラック(0.35t)です。不燃ごみの搬入車両は、バックカー(2.6t)を予定しています。有害ごみの搬入車両は、平ボデイ車(2t)です。剪定枝の搬入車両は、軽トラック(0.35t)、平ボデイ車(2t)などが主ですが、稀にバックカー車もありますので、バックカー車も搬入できるよう計画してください。火災廃棄物の搬入車両は10tダンプ、10tコンテナが搬入できるよう計画してください。破砕鉄の搬入は10tダンプ、10tコンテナ車も搬出できるよう計画してください。破砕アルミについては、アルミ引取企業の運用によります。	
171	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(2)(3)	搬入車両 搬出車両	搬入、搬出車両の最小回転半径、ホイールベース等車両軌跡を検討するデータをご教示願います。	これまでの経験からご検討ください。	
172	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(3)	搬出車両	以下の車両についての諸元と用途をご教示ください。 ・コンテナ専用車(11t) ・10tトラック(ワング車) ・13tトラック(平ボデイ)	コンテナ専用車(11t)、10tトラック(ワング車)は本事業では使用しません。13tトラック(平ボデイ)は水銀含有廃棄物の搬出車両です。	
173								搬出車両	コンテナ付きバックロールはどのような搬出対象物を想定されているのでしょうか。	コンテナ専用車(11t)については、本事業では使用しません。コンテナ専用車(4t、10t)は鉄くずの搬出で使用することがあります。	
174	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	12	第1章	第2節	1	3)	(6)	表1-5	通風設備	煙突高さは排ガスの拡散を考慮し制限高さまでの高さとする、とありますが、事業者にてTP+84.6m以下を条件として高さを変更提案してよい(低い提案をしてよい)、ということでしょうか。それとも、航空自衛隊との協議を踏まえ、制限高さまで、できるだけ高くするという意味でしょうか。	84.6m(TP)の高さを制限に、できるだけ高くしてください。(航空自衛隊との協議にもよります。)
175	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	14	第1章	第2節	1	4)	(1)		場内余熱利用	「回収した蒸気による発電及び場内給湯を行うこと」とありますが、場内給湯については運営の効率性を踏まえ、「余熱利用による発電を利用した電気式の給湯」ととらえてもよろしいでしょうか。	提案によることとします。
176	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	14	第1章	第2節	1	8)			処理生成物の基準	「処理生成物」の定義をご教示願います。資源化先に搬出する焼却灰等については、搬出先の受入基準を遵守すればよく、表1-6の基準は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	定義については、要求水準書のとおりです。焼却灰等を資源化する場合はご理解のとおりです。万が一、最終処分する場合は適用されます。
177	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節	2	1)	表1-7①		処理能力	表1-7①にて、不燃ごみの回収荷荷が有変となっており、搬入車両は表1-3の通りとなっています。深ダンプ車やコンテナで有変の不燃ごみを収集する、という理解で良いでしょうか。その場合、1台あたりに搬入される不燃ごみ重量についてご教示願います。	表1-3は脱水汚泥・し渣の搬入車両です。粗大ごみの搬入車両は平ボデイ車(2t)と軽トラック(0.35t)、不燃ごみの搬入車両はバックカー(2.6t)を予定しています。
178									マテリアルリサイクル施設の処理能力は14t/5hとなっていますが、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみの各々の処理能力についてご提示をお願いします。	粗大ごみと不燃ごみを足した2,750t/年に稼働率を考慮した処理能力が14t/5hです。布団・じゅうたん等の処理量は年間733tを見込んでいます。布団・じゅうたん等に木製家具は含んでいません。有害ごみは14t/5hには含まれていません。	
179									HP等で確認すると構成4市町(江南市・犬山市・大口町・扶桑町)の不燃ごみや家電ごみの収集形態は統一されていないように見受けられます(犬山市は専用かご、江南市は不燃ごみの区分がなく中型ごみや埋立ごみ、大口町では金属類は資源ごみ扱い等)。また、小型電子機器は独自で回収ボックスを設けている例も見受けられます。一方で受入ヤードでの小型家電(特定16品目)や有害ごみを含む破砕不燃物の効率的な回収提案を求めています。つきましては、本施設に搬入される不燃ごみの種別、収集形態、選別対象の割合についてより詳細な情報をご提供頂きたいです。	マテリアルリサイクル推進施設へ処理対象品目「粗大ごみ不燃ごみ」として搬入されるものは、犬山市で「粗大ごみ」と区分されるものと「不燃ごみ」と区分されるものと「大口町で「粗大ごみ」と区分されるものと「不燃中埋ごみ」、「不燃中埋ごみ」に区分されるもの、扶桑町で「粗大ごみ」と区分されるものと「小型可燃」、「小型不燃」に区分されるもの、江南市で「粗大ごみ」と区分されるものうち電化製品以外のものと「中型ごみ」と区分されるものうち電化製品以外のものと「中型ごみ」と区分されるもの、大口町、扶桑町では、可燃のものに比べて集積所に出されるため、可燃のヤードと不燃のヤードを仕切る等の後の処理がしやすい計画としてください。市町で設置している小型電子機器回収ボックスで回収されるものについては、施設に搬入されないものとして計画してください。手選別対象の量として、小型家電は年間4t程度を見込んでいます。不燃物は少量です。	
180									剪定枝については、受入・貯留のみ行う、とありますが、効率的な配置を提案する観点から、組合様で実施される処理方法について具体的に教示願います。例:業者が設備を持ち込んでチップ化する、等	本施設内で処理は行いません。貯留後に外部の資源化業者に搬出するため、積み込み作業に協力いただく可能性はあります。	
181	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節	2	1)		表1-7① マテリアルリサイクル推進施設の処理対象品目 スプリング入りマットレス スプリング入りソファ	スプリングマットレスは破砕機の刃物損傷が激しいため実績の多い人力による解体処理を提案してもよろしいでしょうか。または、総合的にコストが有利と思われる外部委託処理を提案してよろしいでしょうか。	提案を認めます。ただし、外部委託の場合の費用は事業者負担とします。	
182	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節				表1-7①	「粗大ごみ・不燃ごみ」と「有害ごみ」の混載搬入はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
183	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節				表1-7②	「剪定枝」は表1-7②の年間ごみ処理量には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
184	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)		処理対象物の種類及び計画年間ごみ処理量	粗大ごみのうち、可燃性粗大ごみ処理設備で処理する、布団・じゅうたん等の「可燃性粗大ごみ」とその他の「不燃性粗大ごみ」の重量比率をご教示願います。	布団・じゅうたん等の処理量は年間733tを見込んでいます。布団・じゅうたん等に木製家具は含んでいません。	
185	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)		処理能力	ごみの種類毎に、指定された公称能力の処理能力とありますが、粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみの公称能力は、全体の公称能力14t/5hを表1-7②の計画年間ごみ処理量の割合に応じて按分した処理能力との理解でよろしいでしょうか。	公称能力には、有害ごみは含まれていません。処理能力につきましては、No.178、No.186、No.201の回答を参考に計画してください。	
186	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)		表1-7② 処理対象物の種類及び計画年間ごみ処理量	表中の粗大ごみ(1,658t/年)は、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみを合わせた重量と理解してよろしいでしょうか。また、表中の不燃ごみ(1,092t/年)は、コンテナで搬入される小型の不燃ごみの重量と理解してよろしいでしょうか。	粗大ごみ(1,658t/年)は、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみを含んでいます。不燃ごみ(1,092t/年)は、犬山市の集積所からバックカー車(2.6t)で回収された不燃ごみと、犬山市に直接搬入された不燃ごみ、粗大ごみの重量です。	
187	要求水準書(第1編 建設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)	表1	7	② 処理能力	粗大ごみの年間処理ごみ処理量1,658t/年は、可燃性粗大ごみを含む量との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	2)	(1)		ごみの種類	粗大ごみの受け入れ条件は表1-8に示されていますが、【不燃ごみ】についてご教示ください。組合構成市町によっては、呼び方・分別方法・規定寸法が夫々に設定されていると存じます。統一するなどの計画であれば具体的に教示ください。	統一することも検討しています。
189									物質収支算定及び機器仕様決定のためマテリアルリサイクル推進施設のごみ組成計画値(鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物の重量%)をご教示願います。	犬山市の平成30年度の実績は、鉄類25%、可燃物67%、不燃物8%です。市町ごとで施設に搬入されるものが違うので、あくまで参考という位置づけでご確認ください。	

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
190	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	2) (1)	表1-8 粗大ごみの受入条件	粗大ごみの受入条件として、『大山市 一辺が50cm以上で200cm×150cm×100cm以下』で、『扶桑町 いずれか一辺が60cm以上3m以下で、一般的に人力(2人)で積み込むことができるもの』とありますが、江南市、大口町については最大寸法の指定がありません。合理的な規模の設備をご提案させていただくために、設備にそのままでは入らない大きさのごみについては、投入しやすいう、ごみを重機や手作業にて部分的に解体できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書(第1編 建設業務編)	16	第1章	第2節	2	3) (1)	搬入車両	「搬入車両は表1-3に示したとおりとありますが、10t車などが含まれています。粗大ごみ、不燃ごみの搬入車両に10t車が使用されるか教示下さい。」	表1-3は脱水汚泥・し渣の搬入車両です。粗大ごみの搬入車両は平ボディ(2t)と軽トラック(0.35t)、不燃ごみの搬入車両はバック車(2.6t)を予定しています。
192	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	4) (1)	稼働時間	マテリアルリサイクル推進施設の年間稼働日数の計画値をご教示願います。	250日です。
193	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	4)	主要設備方式	マテリアルリサイクル推進施設の年間稼働日数をご教示願います。	No.192の回答を参照ください。
194	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)	処理対象物の種類及び計画年間ごみ処理量	粗大ごみ及び不燃ごみの小計2,750t/年における、「鉄類」「アルミ類」の割合をご教示願います。	No.189の回答を参照ください。
195							スプリング入りマットレス1,136個/年、スプリング入りソファ1,893個/年とありますが、各々の重量をご教示願います。またこれらの重量分については、粗大ごみ及び不燃ごみの計画年間処理量の小計2,750t/年とは別に見込む必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	別で計画ください。重量データはありませんので、これまでの経験から検討ください。	
196	要求水準書(第1編 建設業務編)	17	第1章	第2節	2	4) (2)	表1-9 設備方式	蛍光管・乾電池・その他水銀含有物の貯留面積についてご教示願います。	3品目あわせてドラム缶230本(使用前90本、使用后140本)を保管できるスペースを確保してください。また、保管場所は屋内・屋外を問いませんが、13t車にて搬出されることを考慮した配置としてください。
197							スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファ破砕機の指定がありますが、これらは適正処理困難物であり破砕すると装置の損耗や後流機器でのトラブル、火災の危険が想定されると考えます。よって安全で確実な人手による解体をご提案させていただきたくご確認をお願いします。	提案によることとします。	
198	要求水準書(第1編 建設業務編)	18	第1章	第2節	2	(3)	処理フローシート(参考)	既設の収集エリアによってはスプレー缶は缶類として鉄、アルミ缶と合わせて収集されております。本事業において、鉄、アルミ缶と混在された状態での搬入は無いとの解釈でよろしいでしょうか。	本事業においては、スプレー缶のみが搬入されます。
199							昨今の火災事故の事例を踏まえ、要求されている保証値を遵守する前提のもと、高速回転式破砕機を採用しない提案をしても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとすることを基本としますが、鉄等の有価物の回収量(率)や純度の低下や後段の設備での詰まり等の不具合を生じることがないことを条件に提案を認める場合があります。	
200							処理フローシート スプレー缶廃液	廃液等貯留タンクに貯留された廃液は布などに浸込ませて、エネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理するものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
201							処理フローシート マテリアルリサイクル推進施設	物質収支算定及び布団・じゅうたん用破砕機の能力算定のため、不燃・粗大ごみの内、布団・じゅうたん等の年間処理量計画値をご教示願います。	年間733tを見込んでいます。布団・じゅうたん等に木製家具は含んでいません。
202	要求水準書(第1編 建設業務編)	18	第1章	第2節	2	5) (1)	処理可能最大寸法	処理可能最大寸法が地域によって異なり、かつ二人で持てる大きさなど明確に定義されておりません。処理対象物の寸法は機械の能力に影響します。一定の寸法以上の処理対象物は、投入前に重機による粗破砕など、貴組合にて縮小化処理を実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書(第1編 建設業務編)	20	第1章	第3節	1	2)	表1-12 騒音に係る自主規制値	自主基準値が全時間50dBとの記載がございますが、現時点での騒音値はどのような数値になりますでしょうか。ご教示頂たく。	8月中旬に公表を予定している環境影響評価準備書資料編に掲載します。
204	要求水準書(第1編 建設業務編)	20	第1章	第3節	1	2)	表1-13 振動に係る自主規制値	自主規制値が全時間55dBとの記載がございますが、現時点での振動値はどのような数値になりますでしょうか。ご教示頂たく。	8月中旬に公表を予定している環境影響評価準備書資料編に掲載します。
205	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	20	第1章	第3節	1	2)	騒音基準	昼間の騒音規制値が夜間と同等の50dBで設定されていますが、リサイクル施設が稼働する昼間に限定し、騒音規制値の見直しをご検討頂けないでしょうか。	見直しの予定はありません。
206	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	20	第1章	第3節	1		公害防止基準	騒音、振動、悪臭測定を行う敷地境界線は、「本要求水準書添付資料-1「事業実施区域平面図」に示される事業実施区域(敷地境界)の赤線と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	21	第1章	第3節	2	2)	排水対策	「生活排水については、合併処理浄化槽にて再利用し、余剰分については公共用水域へ排水する。」とありますが、P.7においては「合併処理浄化槽にて処理後、放流とする」とあります。P.7の記載を正と考えてよろしいでしょうか。	p.7を正としてください。
208							「雨水については、本施設で有効利用を図るとともに雨水流出抑制施設で排水量の調整を行った後、公共用水域へ放流する。」と記載がありますが、敷地外側溝との接続として、敷地内に最終溝を設け、敷地外側溝とは最終溝から側溝にて接続にて計画をすることでよろしいでしょうか。	提案を認めます。	
209							「生活排水については、合併処理浄化槽にて再利用し。」とありますが、雨水を利用するものとし、生活排水は全量公共用水域へ排出する設計としてよろしいでしょうか。	生活排水の取扱はNo.207を参照ください。	
210	要求水準書(第1編 建設業務編)	23	第1章	第3節	4	3) (5)	リチウムイオン電池	リチウムイオン電池の想定ストック量をご教示ください。	リチウムイオン電池が組み込まれているものがある小型家電は年間4t程度を見込んでいます。なお、保管場所においても消火設備を見ください。
211	要求水準書(第1編 建設業務編)	23	第1章	第4節	1	3) (3)	実施設計の変更	関係諸官庁・審査機関による指摘変更は、3)「実施設計の変更」の各項の内容に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	25	第1章	第4節	2	5) (3)	官庁関係届出書	「一般廃棄物処理施設設置届(生活環境影響調査書の作成を含む)」と記載がありますが、環境影響評価は都市計画決定権者である江南市様にて実施されるとの理解ですの、貴組合にて環境影響評価書を一般廃棄物処理施設設置届に添付されると理解して宜しいでしょうか。	環境影響評価書とは別のものです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条の2に定められています。分析対象の選定等については、県と協議が必要とあります。
213	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	25	第1章	第4節	2	7) (14) ⑫	施工方法及び建設公害対策	「事業実施区域内は、高さ制限が設けられていることから、建設事業者は、クレーン等の高さや照明の方法等について航空自衛隊岐阜基地等の関係機関と事前協議を実施し、関係機関の許可を得てから実施すること。」との記載がありますが、これまでの開事前協議により、高さ、時間等業務を行う上で制限を受けている内容があればご教示願います。	航空自衛隊岐阜基地との協議は、工程表や施工方法も含めた詳細な内容を提示する必要があるため、現段階で決まっていることはありません。
214	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	25	第1章	第4節	2	5)	一般廃棄物処理施設設置届	「生活環境影響調査書の作成を含む」とありますが、江南市が作成している生活環境影響調査書を、一般廃棄物処理施設設置届に添付するかと考えてよろしいでしょうか。	No.212の回答を参照ください。
215	要求水準書(第1編 建設業務編)	25 42	第1章	第10節	2	5) (8)		建築基準法による中間検査、完了検査は、実施設計業務外と考えて、手続き、申請料は、請負範囲外と考えてよろしいでしょうか。	性能仕様書発注工事ですので引渡しまでの官公庁及び民間審査機関等に提出する必要な手続き・申請料負担はすべて請負範囲となります
216	要求水準書(第1編 建設業務編)	26	第1章	4節	2	7) (6)	工事用車両の搬入出経路	「一般車両の通行に支障がきたさないよう通行時間帯をずらすなどの配慮を行うこと」とありますが、時間帯の制限等があれば教示下さい。	制限はありませんが、可能な限り分散させる計画としてください。

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答		
217	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(6)	北側道路	「事業実施区域北側にある宮田導水路への荷重負荷を踏まえ、北側からの工事車両出入りは認めない」の記載に関して、下記の点をご教示願います。 ① 通勤車両や車両総重量5t未満かつ最大積載量3t未満(準中型)の車両を通常通行してよいか。 ② 大山線への動線を確認する前、宮田導水路の荷重負荷への対策が担保できれば北側からの動線を確保してよいか。 ③	通勤車両等の乗用車は認めます。県道側からのアクセスが諸事情により困難な場合、北側からの出入りを検討することもあります。関係機関との協議が必要です。	
218	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	1	7)	(6)	工事用車両の搬入出経路	「県道浅井大山線からの搬入することを基本とする」とありますが、県道に面している南西側の進入路の使用は可能と解釈してよろしいでしょうか。	事業実施区域の南西側にある県道から下りる市道は、通行に特段の制約はありません。台帳上は5m道路です。	
219									工事用車両の搬入出通路として西側からのアクセスルートも設けてもよろしいでしょうか。	認めます。	
220									工事で利用する際の仮設道路の出入口は複数設置しても宜しいでしょうか。	想定される位置によりますので実施設計時に協議することとします。	
221	要求水準書(第1編 建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(4)	建設発生土の処分	「事業実施区域内で埋め戻し土として使用するよう努める・・・建設事業者の責任において適切に有効利用又は処分すること」とありますが、敷地内道路の嵩上げ路盤工使用も可能との理解でよろしいでしょうか。	土質特性、利用用途に応じた範囲でご理解のとおりです。	
222	要求水準書(第1編 建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(6)	工事用車両の搬入出経路	「事業実施区域北側にある宮田導水路への荷重負荷を踏まえ、北側からの工事車両出入りは認めない」とありますが、通勤車両の出入りは可能との理解でよろしいでしょうか。また、県道側から支障がある場合に限り、過重負荷保護対策を事業者にて実施した場合には出入り可能との考えでよろしいでしょうか。	No.217の回答を参照ください。	
223	要求水準書(第1編 建設業務編)	27	第1章	4節	2	7)	(7)	仮設工事	「執務に必要な図書、事務機器(パソコン、コピー機等を含む)、什器類も建設事業者が用意すること」とありますが、具体的な数量を提示願います。	詳細は設計協議の際に決定しますが、現時点で必要な図書類は、建築工事標準仕様書(最新版)、建築工事標準詳細図(最新版)、建築工事監理指針(上下巻・最新版)、事務機器は、複合型コピー機、冷蔵庫、電子レンジ各1台、ロッカー9名分とし、他に雨カッパ、安全帯、長靴、ヘルメットを9名分を想定しています。	
224							③		左記記載内容ですが、用意すべき執務に必要な図書、事務機器、什器類について数量等具体的に提示いただけないでしょうか。	No.223を参照ください。	
225	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(8)	事前及び事後調査の実施	事前調査及び事後調査については、場外雨水排水工事に伴う周辺家屋を対象内と考えてよろしいでしょうか。	事業者が必要と判断される箇所は対象内としてください。	
226	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(9)	電波障害	電波障害が発生した場合、対策工に関する費用は別途協議していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。ただし、電波障害が生じることのないよう調査及び対策を実施し、十分な措置を行っていることが前提です。	
227	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(10)	地下水	本工事によって、周辺地域に地下水汚染、井戸漏れ等が生じることのないようにすること、とありますが、周辺地域における井戸の使用状況についてご教示願います。	計画地周辺に飲用として井戸使用の届出をしている住宅等はありませんが、計画地西側に隣接する飲食店において井戸使用の届出がされています。	
228	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(13)	利用できない土地の測量	利用できない土地について、境界は確定されているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
229	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(14)	⑧	施工方法及び建設公害対策	構成市町操所有地で工事車両の待機場所として利用できそうな場所がありましたらご教示願います。	江南市所有の土地も含めありません。
230	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(14)	利用できない土地の仮囲い	利用できない土地の公道に接しない境界面には仮囲いは不要と考えてよろしいでしょうか。	誤って、境界内に侵入・樹木伐採等が行われない対策は求めます。	
231	要求水準書(第1編 建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(14)	⑧	施工方法及び建設公害対策	「工事車両が通行する道路等に対する養生を十分行う」とありますが、事業実施区域内仮設道路が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	公道等のことです。養生の要否、方法については、道路管理者等と協議してください。
232	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	28	第1章	第4節	2	7)	(14)	⑨	施工方法及び建設公害対策	左記記載の内容ですが、工事排水基準および排出先を具体的にご教示ください。また、工事期間中に発生する仮設事務所の生活排水についても適正に処理(浄化槽処理)した後に事業実施区域外に排水できると考えてもよろしいでしょうか。	工事排水基準および排出先は確認願います。工事期間中に発生する仮設事務所の生活排水については適正に処理後、事業実施区域外に排水できるものとします。
233	要求水準書(第1編 建設業務編)	28	第1章	第4節	2	7)	(15)	④	作業日及び作業時間	休日、夜間の作業が認められた場合は、所定の書類を提出することとありますが、②作業時間より午後5時以降を夜間とみて許可取得の必要であるかご教示ください。	現場作業については、午後6時以降の作業を夜間の作業としてください。
234	要求水準書(第1編 建設業務編)	28	第1章	第4節	2	7)	(16)	工事に伴う環境調査	「本工事に伴い、工事上の騒音・振動・粉じん等・・・環境モニタリング等調査を行うこと」とありますが、隣接住戸が西側に当たるため西側境界線において調査を行うとの理解でよろしいでしょうか。	西側境界線と南側境界線で調査をしてください。	
235	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1	2)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「2)原則としてJIS等の国内の諸標準や諸法令に適合する材料や機器等とする」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については、国内の一般廃棄物処理施設に納入稼働した実績があれば、成分・強度がJIS規格同等の海外規格材を海外で調達し、使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	事前にミルシート等で成分・強度がJIS規格同等以上であることが確認できる材料については、海外規格材を海外で調達し、使用しても可します。質問内容のものは認めます。	
236									「2)原則としてJIS等の国内の諸標準や諸法令に適合する材料や機器等とする」とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し、使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問内容のものは認めます。	
237	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1	3)		使用材料規格及び機器	「国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入稼働した実績があること。」と記載がありますが、建設事業者が製品の品質保証をすることで、弊社以外の建設事業者が納入稼働した実績があるメーカーの製品を採用してもよろしいでしょうか。	認めます。	
238	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1	6)		材料及び機器 使用材料規格及び機器	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則とし、事前に組合の承諾を受けること。1)本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足すること。」とありますが、事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入稼働させた実績を有することを条件に、海外での製造をご承諾いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	認めます。	
239	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1	3)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「3)国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入稼働した実績があること。」とありますが、建設事業者が製品の品質を保証することで、弊社以外の建設事業者が日本国内の一般廃棄物処理施設へ納入稼働させた実績を持つ取引先についても採用できるものと理解してよろしいでしょうか。	No.237の回答を参照ください。	
240	要求水準書(第1編 建設業務編)	29	第1章	第5節	1	4)		使用材料規格及び機器立会検査	「検査立会いを要する機器・材料については、国内において実施すること」とありますが、関連会社である海外工場で製作した場合、関連会社による検査立会いを考えておりますがよろしいでしょうか。	関連会社の実績や検査体制等を確認した上で適当であると確認できた場合は認めます。	
241	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	30	第1章	第6節	2	1)		試運転及び運転指導	受付業務、運転管理業務(搬入管理、マテリアルリサイクル推進施設の運転)に従事される貴組合職員への教育指導開始時期について、事業者にて想定(試運転ごみ受入開始直前からなど)と貴組合と協議の上、決定するものと理解すれば宜しいでしょうか。 試運転時における貴組合運転職員への運転指導開始時期について制限がありましたらご教示願います。	ご理解のとおりです。江南丹羽環境管理組合職員への運転指導開始時期についての制限は、現時点ではありません。	
242	要求水準書(第1編 建設業務編)	30	第1章	第6節	2	3)		運転指導	「マテリアルリサイクル推進施設において15日以上運転指導期間」とありますが、当該期間で日常点検及び臨時点検などの指導も行うとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答		
243	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	30	第1章	第6節	3		試運転及び運転指導に係る費用	「本施設引渡しまでの試運転及び運転指導に必要な費用は、建設事業者の負担とする」とのことですが、試運転期間中の運転指導をお受けになる組合職員様費用は組合様負担との理解です。ご確認をお願いします。	ご理解のとおりです。		
244	要求水準書(第1編 建設業務編)	30	第1章	第6節	3		試運転に係る費用	試運転に必要な費用の内、買電電力(基本料金、電力使用料等)や上水使用料についても薬剤、燃料同様に、事業者負担との理解で宜しいでしょうか。 また、電力系統連系にかかるアンシラリーサービスク金は運営時同様、貴組合負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
245	要求水準書(第1編 建設業務編)	31	第1章	第7節	2	4)	引渡性能試験	引渡性能試験では性能を確認することが困難であるエネルギー回収型廃棄物処理施設の「連続運転性能」、「蒸気復水器」及び「炉体、ボイラー・シリング外表面温度」は、運営開始後に建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に実施する。とありますが、P36表1-15(4/5)14.煙突における排ガス流速、温度にも笛吹き現象を除き運営開始後に実施する。と記載がございます。これも含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	詳細は協議して決定することとします。		
246								引渡性能試験で確認が困難とある「連続運転性能」、「蒸気復水器」及び「炉体、ボイラー・シリング外表面温度」については、引渡性能試験項目には含まれず、P56第14節正式引渡における引渡性能試験報告書にも含まれない項目であるとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は協議して決定することとします。		
247	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	34	第1章	第7節	4	2)	表1-15	4	焼却主灰熱灼減量	熱灼減量のサンプリングについて、平成29年4月30日に発行された「ごみ焼却施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」により、熱灼減測定時の注意事項として、『水冷された焼却灰の熱しやく減量は、水和物の影響を大きく受けるため、燃焼管理で明確に未燃分の把握をするためには「水冷前」の灰の採取「or」灰の炭素量の測定が必要』との旨の記載が加わりました。 炉性能の指標である熱灼減量においては、湿灰ではなく、乾灰でのサンプリング・分析でよろしいでしょうか。 また、上記が良い場合、サンプリング場所は主灰冷却装置の入口付近でもよろしいでしょうか。	引渡性能試験は乾灰で結構ですが、焼却灰等資源化企業の受入条件を満足していることを確認できる試験方法としてください。サンプリング場所の詳細は、組合と協議して決定します。
248	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	35	第1章	第7節	表1-15	7			騒音	事業用地は航空機起因の音が非常に大きいので、日中の正確な騒音測定が難しいと考えますが、補正等の配慮はいただけるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	36	第1章	第7節	4	2)	表1-15		21 炉室内温度 23 機械関係諸室温度	炉室内温度や機械関係諸室温度は外気温の影響を受けます。「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議) p.474に示されたとおり、外気温との温度差を10℃前後と設定することが一般的ですので、換気設備は外気温との温度差を10℃以内として設計することで宜しいでしょうか。	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議) p.474に示されたとおり、一般に外気温32℃温度差を10℃と設定することで計画してください。
250	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	36	第1章	第7節	4	2)	表1-15			炉室を含む機械関係諸室内の温度として、「室温:原則として40℃以下」と記載がありますが、設計外気温は28.3℃の場合と考えるとよろしいでしょうか。 28.3℃とは、平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称) 整備事業に係る環境影響評価方法書」の「3.1 自然状況 3.1.1.1 気象 (1) 気温・降水量」に、8月の月別平均気温として記載されている値です。	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議) p.474に示されたとおり、一般に外気温32℃温度差を10℃と設定することで計画してください。
251	要求水準書(第1編 建設業務編)	36,37	第1章	第7節	4	2)	表1-15	21 ~23	室内温度	室内温度と室内局部温度の保証条件が同条件となっておりますが、項目の違いについて指示下さい。また、室温とは各部屋の温度との解釈でよろしいでしょうか。	室内局部温度は発熱放射体近辺の温度を輻射熱を排除した温度です。また、室温とは各部屋の温度の解釈です。
252	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	36	第1章	第7節	表1-15	21,23			炉室内温度	室温は原則として40℃以下とありますが、気温が30℃を超えるような夏場などでは遵守が非常に厳しい制約値と考えます。「外気温+0℃」のような制約条件に変更頂けないでしょうか。	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議) p.474に示されたとおり、一般に外気温32℃温度差を10℃と設定することで計画してください。
253	要求水準書(第1編 建設業務編)	38	第1章	第7節	4	2)	表1	16	マテリアルリサイクル推進施設の引渡性能試験方法	試験項目2. 破砕寸法の保証値は、「第1章第2節2.5)処理条件(2)」で示した寸法とありますが、低速回転破砕機、マトレス用破砕機の機器仕様に記載された破砕寸法は目標値との解釈でよろしいでしょうか。	保証値としてください。
254	要求水準書(第1編 建設業務編)	38	第1章	第7節	4	2)	表1	17	マテリアルリサイクル推進施設の引渡性能試験方法	試験項目3. 選別基準の保証値「第1章第2節2.5)処理条件(3)(4)」とありますが、(4)は明記されておりません。(3)のみとの解釈でよろしいでしょうか。	(3)のみと解釈ください。
255	要求水準書(第1編 建設業務編)	39	第1章	第8節	1	2)			契約不適合責任	別に定める消耗品の種類とその契約不適合責任期間を指示下さい。	別に定める消耗品とその契約不適合責任期間については、事業者からの提案によるものとし、協議の上、決定するものとします。
256	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	41	第1章	第9節	4	4)			剪定枝受入貯留ヤード	剪定枝の必要貯留容量を算定するため、見掛け比重のご提示をお願いします。	事業者の知見において、適切と思われる値を設定願います。
257	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	41	第1章	第9節	4	4)			その他の工事	公平性の観点から、剪定枝受入貯留ヤードの必要面積をご指示頂きたいをお願いします。100トン分では判断致し兼ねます。	No.256の回答を踏まえ、適切ものを計画願います。
258	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	41	第1章	第10節	1	2)			本施設の設計業務管理技術者	設計期間と工事期間で管理技術者の変更可能と考えてよろしいでしょうか。	可能とします。
259	要求水準書(第1編 建設業務編)	42	第1章	第10節	2	2)			参考基準図書類	公共建築工事標準仕様書など31年版(現時点での最新)の基準をもとに事業提案し、入札提出後に新たに最新版が発行される基準が変わった場合、変更後の基準にあわせて計画を変更する必要がありますか。その場合、入札説明書50頁設計変更リスク(31)組合による指示変更と考えてよろしいでしょうか。	入札時での最新版の基準をもとに事業提案し、入札提出後に新たに最新版が発行された場合は、新たな最新版を使用してください。基準が変わった場合で、工事費に大きく影響する変更に関しては協議します。
260	要求水準書(第1編 建設業務編)	43	第1章	第10節	2	3)	(1)		敷地測量	敷地測量図のCADデータの提示をお願いします。	質問提出時のご連絡先へ電子メールで送信します。
261	要求水準書(第1編 建設業務編)	49	第1章	第11節	2	3)			着工前業務	現場代理人と監視技術者の兼務は可能との解釈でよろしいでしょうか。	可とします。
262	要求水準書(第1編 建設業務編)	49	第1章	第11節	3	2)	(2)	⑤	現場管理	事業実施用地の出入口に警備員を配置し、事業実施用地内へ部外者を立ち入れないようにすること。とありますが、警備員の配置は現場稼働時間帯のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263										現場代理人および監視技術者の配置について構成企業の中から土工、プラント工事それぞれの該当工事期間中、別々に配置してもよろしいでしょうか。	可とします。
264	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	49	第1章	第11節	3	2)	(2)	③	本施設の設計業務監視技術者	「主任技術者又は監視技術者を配置」とのことですが、現場代理人との兼務は可能でしょうか。	可とします。
265	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	51	第1章	第11節	5	9)			製作承諾申請図書	SDS(Safety Data Sheet:安全データシート)が内容に含まれておりますが、SDSの適用範囲をお教えてください。試運転前までに試運転で使用する薬品類についてSDSを提出することでよろしいでしょうか。	現時点で想定するものではありません。 2点目の質問はご理解のとおりです。
266	要求水準書(第1編 建設業務編)	51	第1章	第11節	6	2)			建築確認申請	当建築確認申請は計画通知となり、特定行政庁への提出となるのでしょうか。若しくは民間審査機関への建築確認申請が可能なのでしょうか。	確認申請となります。審査機関は特定行政庁でも民間審査機関でも構いません

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答		
267	要求水準書(第1編 建設業務編)	52	第1章	第11節	9	4)	公害防止委員会対応	公害防止委員会の対応について、現地説明回数、委員会の開催回数、時期及び対応期間についてご教示願います。	公害防止委員会は、年4回、四半期ごとの開催を予定しています。(ただし、公害防止委員会での議論によつて、開催頻度が変わることがあります。)うち1回は現地見学会を実施したいと考えています。現地見学会の開催時期につきましては現時点で具体的な時期を決めているわけではありませんので、工事の進捗状況を考慮しながら決定します。(事業者の方と相談の上、現地見学会の開催時期を決定します。)なお、公害防止委員会は、施設周辺地区の住民の方、学識経験、行政関係者で構成することを予定しています。		
268	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	52	第1章	第11節	10	1)	残存工作物等	貴組合から提示された資料から想定できない残存工作物等が存在し、貴組合の監督員との協議の結果、処置することとなった場合は、その処置にかかる工期および費用についても協議いただけてと考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。		
269	要求水準書(第1編 建設業務編)	53	第1章	第11節	10	2)	地中障害物	「使用不可用地を除く事業用地内に地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により組合と協議し適切に処分すること。なお、費用負担については組合と協議して決定する。」とありますが、事業用地外で本事業工事範囲と北側水路改修工事・県道拡幅工事において地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により、費用負担について貴組合と協議して決定することの解釈でよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。		
270								事業用地内に地中障害物が存在し、貴組合の監督員との協議の結果、処置することとなった場合は、その処置にかかる工期および費用についても協議いただけてと考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。		
271	要求水準書(第1編 建設業務編)	54	第1章	第11節	10	11)	工事経過の記録	「工事の状況を記録した静止画・動画は組合による指導のもと編集を行い…」とありますが、編集はどこまで求められるのか教示下さい。(例:専門業者を使用する)	専門業者への依頼までは想定しておりません。また、動画については、組合と協議し必要に応じて記録することとします。		
272								「建設事業者は、工事の経過について、住民説明用資料のため、工事の状況を静止画(定点撮影を含む)・動画で記録すること」とありますが、貴組合にて想定されている頻度や量、内容について具体的な例示を頂けないでしょうか。	提案によるものとします。		
273	要求水準書(第1編 建設業務編)	54	第1章	第15節	3		予備品及び消耗品	「予備品及び消耗品は、それぞれ明細書を添えて2年間に必要とする数量を納入すること」とありますが、事業者の実績に基づいて2年間に必要な数量を納入することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
274								マテリアルリサイクル推進施設において、当該期間中の消耗品の補充が計画以上に必要となる場合に対し、運転面による原因がある場合については有償にて運営事業者が補充するとの理解でよろしいでしょうか。	原則、変動費で調整することとしますが、消耗品が計画以上となる原因究明後、運転面による原因であることが明らかである場合は、協議することとします。		
275	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	56	第1章	第13節	3		検査及び試験 検査及び試験の省略	「公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等が成績が確認できる機器については、組合の承諾を得た上で検査及び試験を省略できる場合がある。」とありますが、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)を活用したボイラ製作の際は、認証機関の発行する証明書を提出することで検査及び試験を省略できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
276	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	59	第2章	第1節	3	5)	機器冷却水配管	機器冷却水配管は結露する恐れが無く、点検・整備にも有利ですので、保温は無しとすることをよろしいでしょうか。	可とします。		
277	要求水準書(第1編 建設業務編)	59	第2章	第1節	3	5)	防熱・保温	機器冷却水配管について、結露防止目的で保温をすることとなっておりますが、保温箇所につきましては事業者判断とさせて頂けないでしょうか。	可とします。		
278	要求水準書(第1編 建設業務編)	60	第2章	第1節	4		配管	配管仕様及び管材等の選定は事業者の判断で行うものとし、仕様書、リストの提出は無しとさせて頂けないでしょうか。	配管については、流体、温度、圧力等使用目的を考慮する必要がある為、リストを提出し承諾を得てください。		
279	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	61	第2章	第1節	7	1)	(2)	官庁施設の総合耐震計画基準	地震対策の適用基準には「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」との記載がありますが、最新版に該当する「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を適用基準と考えてよろしいでしょうか。	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を適用基準として考えてください。	
280	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	61	第2章	第1節	9		長寿命化対策	「本施設が30年以上稼働できるようにすること。」と記載がありますが、30年以上稼働を前提に設計を行いますが、運営開始以降、適正な補修・交換を実施した上で稼働できるものとすとの理解しております。ご確認をお願いします。	ご理解のとおりです。		
281	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	64	第2章	第2節	1	5)	(10)	ゴミ計量機	浸水、防塵対策としてIP68相当が指定されていますが、限られた機器(ロードセル等)しか対応が不可能と考えられます。水害対策では他の方法も織り交ぜて提案するとの理解でよろしいでしょうか。	同等であると認められる場合は可とします。	
282	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	64	第2章	第2節	2	4)	(3)	プラットフォーム	プラットフォーム幅員は一方通行の場合17m以上、対面通行の場合は20m以上とありますが、幅員は投入扉前の車止めから対面の柱の通り芯までの長さという理解でよろしいでしょうか。	通り芯ではなく柱間から(有効寸法)としてください	
283	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	65	第2章	第2節	3	5)	(6)	プラットフォーム出入口扉	プラットフォーム内渋滞時の入場制限をより確実に行うため、扉前方の人や車両を検知して開かないようにするのではなく、運転員が渋滞発生を判断して、一時的に扉を開閉禁止ボタン操作するものと読み替えてもよろしいでしょうか。	自動検知及び手動の切替が可能な計画としてください。	
284	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	65	第2章	第2節	4	表2-1	3)	(5)	ゴミ投入扉 ダンピングボックス	材質がSUSと指定されていますが、腐食を考慮した上で、適ダンピングボックスの材質を選択することよろしいでしょうか。	SUSと同等以上の耐腐食性・強度があることが判る資料を提出し同等以上と判断できる場合は可とします。
285	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	65	第2章	第2節	4	表2-1	4)	表2-1 ゴミ投入扉及びダンピングボックス	ダンピングボックスの付属機器・消耗品の欄に、電動スライドシャッターの記載がありますが、電動スライドシャッターと同等の機能、安全性を有することを前提に、傾斜投入式のダンピングボックスを採用してよろしいでしょうか。	電動スライドシャッターと同等以上の機能、安全性が判る資料を提出し同等以上と判断できる場合は提案を認めます。	
286	要求水準書(第1編 建設業務編)	66	第2章	第2節	4	1)	(1)	ゴミ投入扉	「クレーン操作室から投入位置を誘導できるようにする」とありますが、開閉扉を指定できるようにするとの解釈でよろしいでしょうか。	ご質問内容に加えて、クレーン室から、表示盤ランプ等で搬入車両を誘導することが可能なようにしてください。	
287	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	67	第2章	第2節	7	3)	(3)	シュート部ライナー	「材質[SUS]、厚さ[9mm]」とありますが、シュート部は実績のあるコンクリートの表面強化剤を塗布する提案をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書で示した材質、厚さと同様以上の性能があることが判る資料を提出し同等以上と判断できる場合は提案を認めます。	
288	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	68	第2章	第2節	7	4)	(10)	ゴミピット	「適当な位置に取り外し可能な点検用タラップ及び安全フックを取り付けること」とありますが、点検用タラップの受け座や安全フックにゴミクレーンバケットが接触したり、ゴミが引つかることによりゴミピット運用に支障をきたす恐れがあることから、ゴミクレーン保守用ホイスト等を利用した装置で代用する計画としてよろしいでしょうか。	提案を認めます。	
289	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	68	第2章	第2節	7	5)	(6)	ゴミピット 特記事項	「(6) 自然光を極力採り入れ、ゴミピット底部まで視認可能な照度とすること。また、照明器具の保守点検が可能な構造とすること。」とありますが、ゴミピット内に自然光を入れたら粉塵等がひかりクレーン操作に支障をきたす場合があります。照明器具による照度確保のみとしていただけませんか。	自然光は極力求めるものであり、クレーン操作の支障をきたすことがないよう照度を確保し計画してください。	
290								ゴミピット 特記事項	ゴミ汚水はゴミピットへの返送を原則とすと記載がありますが、燃焼室等での噴霧処理をお認めていただけませんか。	原則なので、提案を認めます。	
291								ゴミピット 特記事項	ゴミピットの奥行について、「原則としてクレーンバケットの開き寸法に対して2.5倍以上の奥行を確保すること」とありますが、2段ピットを採用する場合、ごみの攪拌をおこなう第2ピットのみを満足する考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
292	要求水準書(第1編 建設業務編)	68	第2章	第2節	8	3)	(5)	ゴミクレーン	ゴミ単位体積重量の数値が空欄となっておりますが、稼働率算出用は基準ごみ時のゴミ単位体積重量、定格荷重算出用は0.4t/m3を採用するとの解釈でよろしいでしょうか。	稼働率算出用は基準ごみ時としてください。なお、No.59の回答で想定ごみ質の提案を認めていることに留意願います。また、定格荷重用の単位体積重量は提案によることとします。	

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
293	要求水準書(第1編 建設業務編)	69	第2章	第2節	8	5)	(4)		ごみクレーン	「容易に掃除できるように自動ふき装置を設けること」とありますが、窓ガラスの清掃方法についてはライフサイクルコストを考慮した上で、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	自動窓拭き装置の機能と同等であれば認めます。	
294	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	69	第2章	第2節	8	5)	(4)		自動窓拭き装置	窓ガラスの清掃方法は、事業者提案としてよろしいでしょうか。	No.293の回答を参照ください。	
295	要求水準書(第1編 建設業務編)	70	第2章	第2節	9	5)	(3)		薬液噴霧装置	プラントホームの適切な場所での本装置の遠隔操作とありますが、現場操作盤からの操作するとの解釈でよろしいでしょうか。	必ずしも現場操作盤とは指定しません。	
296	要求水準書(第1編 建設業務編)	70	第2章	第3節	1	5)	(8)		ごみ投入ホップ・シュート	シュート部には摩耗防止のためにライナーを設置すること。とありますが、ライナーと同等の機能を有することを前提に摩耗対策については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	ライナーと同等の機能を有することが判る資料を提出し同等以上の機能を有すると判断した場合は提案を認めます。	
297	要求水準書(第1編 建設業務編)	72	第2章	第3節	4				燃焼装置駆動用油圧装置	ライフサイクルコストを考慮し、1ユニットに油圧ポンプを3基、油圧タンクを1基設置し、燃焼装置1基に対し油圧ポンプ1基運転、油圧ポンプ共通予備1基として、油圧装置のユニット数を1ユニットとしてよろしいでしょうか。	実績や運転上、問題ないことが判る資料を提出し運転上問題ないと判断できる場合は認めます。	
298	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	72	第2章	第3節	5				給油装置	給油頻度が少ない場合、手動給油方式でも問題無いでしょうか？	原則認めますこととしますが、詳細は実施設計時に協議して決めることとします。	
299										グリスポンプの設置有無については、メンテナンス性を考慮した上で事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	原則認めますこととしますが、詳細は実施設計時に協議して決めることとします。	
300	要求水準書(第1編 建設業務編)	73	第2章	第3節	6	3)	(1)	⑤	焼却炉本体	「構造」を記載する表中には、耐火物の構造を記載するとの解釈でよろしいでしょうか。	使用する耐火物の種類を記載してください。	
301	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	84	第2章	第3節	8	5)	(5)		副資材搬送装置	「本装置は、1系列1基を原則とすること」とありますが、当社が納入した全施設において本設備は共用しており、問題なく稼働を継続しております。そのため、本施設において副資材搬送装置を共通化する事業者提案をお認め頂けないでしょうか。	提案を認めます。	
302	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	86	第2章	第3節	3.3	2	5)	(1)	破砕機	「後段の給じん装置に安定的に供給」とありますが、破砕機の後段に破砕ピットを設け、破砕ピットから給じん装置へごみクレーンで投入するシステム構成として宜しいでしょうか。	提案を認めます。	
303	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	88	第2章	第3節	3.3	6			加熱空気送風機	ごみピットから常温空気を押込送風機等で吸引し、空気を予熱器を介して、ガス化炉や熔融炉へ加熱空気を送風するシステムとして、本送風機は設置しないことで宜しいでしょうか。	提案を認めます。	
304	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	93	第2章	第3節	3.3	15			金属類等貯留バンカ(鉄・アルミ・不燃物等)	金属類等の副生成物の取扱いは事業者範囲となりますので、バンカではなく、ヤードとして、重機にて運搬車両へ積み込む方式として宜しいでしょうか。	提案を認めます。	
305	要求水準書(第1編 建設業務編)	95	第2章	第4節	1	1)	(2)		燃焼ガス冷却設備ボイラ数量	ボイラの数量は2基に読み替えて良いでしょうか？	1基/系列と読み替えてください。	
306	要求水準書(第1編 建設業務編)	95	第2章	第4節	1	1)	(2)		数量	ボイラ本体数量は1基/系列×2系列の[2]基との解釈でよろしいでしょうか。	1基/系列と読み替えてください。	
307	要求水準書(第1編 建設業務編)	95	第2章	第4節	1	1)	(5)	①	特記事項	本設備は発電設備のため、「労基」ではなく「発電用火力」に基づくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
308								⑨	特記事項	圧力計はITVにより中央制御室にて常時監視できることとありますが、対象となる圧力計は「汽水胴圧力計」のみとの解釈でよろしいでしょうか。	対象はご理解のとおりですが、ITVの設置は任意とします。	
309	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	96	第2章	第4節	1	5)	(2)		ボイラ給水ポンプ数量	ボイラ給水ポンプは4台設置と指定されていますが、事業者実績に基づく、安定稼働とLCC最小化を両立する適正な数量に変更してもよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとしますが、適正数量とした場合において1台が故障した場合においても機能上、関係法令上、2炉運転できるようであれば提案を認めます。	
310	要求水準書(第1編 建設業務編)	98	第2章	第4節	1	7)	(5)	③	脱気器給水ポンプ	グラント部分の仕様については、実績を踏まえた上で事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	提案を認めます。	
311	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	99	第2章	第4節	1	9)	(2)	②	サンプリングクーラ	給水用の数量が「1炉1基」となっておりますが、ボイラ給水は共通1基の復水タンクからとなりますので、「1基」としてよろしいでしょうか。	可とします。	
312	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(5)	①	導電率計	白金黒電極式が指定されていますが、耐薬品性や維持管理性を考慮し、同等の機能を持つ別の方式を提案しても宜しいでしょうか。	同等品と認められる場合は提案を可とします。	
313								7.	導電率計	導電率計はJIS K 0130で規定されていますが(呼称:電気伝導率計)校正の記述はなく、構造上も標準液等での補正ができるものではないため、メンテナンス作業としては工場での再調整を行うことが一般的です。よって、校正機能は不要として宜しいでしょうか。	⑤特記事項.アを削除します。	
314	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1.	9)	(5)	①	導電率計	型式は「白金黒電極式導電率計」で指定されていますが、本形式はメーカーにより入手不可能になるケースがあるため、形式については、提案とさせて頂けないでしょうか。	同等品と認められる場合は提案を可とします。	
315	要求水準書(第1編 建設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(3)	③	イ	ブロータンク	ブロータンクの材質については、ライフサイクルコストを考慮した上で事業者決定とさせて頂けないでしょうか。	同等品と認められる場合は提案を可とします。
316	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(3)	③	イ.	ブロータンク 主要項目 材質	[SUS304又は同等品以上]と記載がありますが、実績を有するSS材への変更は可能でしょうか？	No.315の回答を参照ください。
317	要求水準書(第1編 建設業務編)	101	第2章	第4節	1	10)	(1)	⑤	イ	特記事項	「高圧蒸気だめの圧力をボイラドラムと同一とする場合、安全弁はボイラドラムに設置するものと共用しても良い」とありますが、「高圧蒸気だめの最高使用圧力をボイラドラムと同一とするため、高圧蒸気だめ安全弁はボイラドラムに設置する安全弁と共用して省略して良い」との解釈でよろしいでしょうか。	そのように解釈していただいても結構ですが、安全上問題ないように計画してください。
318	要求水準書(第1編 建設業務編)	102	第2章	第4節	2	3)	(6)		蒸気復水器	本温度は復水器の設計に大きく影響しますので、設計入口空気温度につきまして教示下さい。	設計空気温度については、建築設備設計基準(平成30年版一般社団法人 公共建築協会)P359の地名名古屋に示されている温度を参考に事業者で設定して下さい。	
319	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	102	第2章	第4節	3	3)	(2)		復水タンク 主要項目 材質	[SUS304又は同等品以上]と記載がありますが、腐食要因となる酸素の常時混入がない構造として、問題なく運用している実績を有するSS材へ変更して宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
320	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	103	第2章	第4節	4	5)	(4)		純水装置	災害時に上水道が断水した場合の対策を講じる事となっておりますが、1日5日間運転可能とするよう考慮し設計するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
321	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	103	第2章	第4節	5	2)			純水タンク	数量は予備1基となっておりますが、弊社実績も多数ある常用1基のみとしても宜しいでしょうか。	機能上、維持管理上、問題がないことを条件に認めます。	
322										数量が「[2]基」とされていますが、同タンクは内部清掃などの必要性、整備頻度が非常に低く、1基でも施設の運転に支障がありませんので、1基としてもよろしいでしょうか。	No.321の回答を参照ください。	
323										純水タンクの基数については、メンテナンス性を考慮し1基とさせて頂けないでしょうか。	No.321の回答を参照ください。	
324	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	104	第2章	第4節	7				廃液処理装置	廃液処理装置は純水装置の方式により、必要に応じて設置することとさせて頂けないでしょうか。	認めます。	
325	要求水準書(第1編 建設業務編)	104	第2章	第4節	7	2)	(1)		中和廃液移送ポンプ	廃水中和槽がRC水槽の場合、ライフサイクルコストを考慮し水中ポンプの採用も可能とさせて頂けないでしょうか。	可とします。	
326	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	106	第2章	第5節	1	1)	(3)	⑤	排ガス処理設備 減温塔 減温塔本体 主要項目 材質	「耐硫酸・塩酸露点腐食鋼」と記載がありますが、実績を有するSS材への変更は可能でしょうか？	要求水準書のとおりとします。	

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
327	要求水準書(第1編 建設業務編)	107	第2章	第5節	1	5)	減温用空気圧縮機	本設備は、ライフサイクルコストを考慮し減温用空気圧縮機との兼用も可能とさせて頂けないでしょうか。	同時使用いや両者に求められる性能を満足することを条件とし、可とします。
328	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	108	第2章	第5節	2	3) (11) ②	排ガス処理設備 ろ過式集塵装置 主要項目 材質 本体外壁	[耐硫酸・塩酸露点腐食鋼又は同等品以上]と記載がありますが、実績を有するSS材への変更は可能でしょうか？	要求水準書のとおりとします。
329	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	109	第2章	第5節	3	5) (8) (9)	有害ガス除去設備	特記事項(8)(9)に、薬剤貯留槽に関する記載がありますが、これらはその次の「4. 薬剤貯留サイロ」に関する特記事項と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり「4. 薬剤貯留サイロ」に関する特記事項としてください。
330	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	112	第2章	第5節	10		水銀除去装置	水銀除去設備を有害ガス除去設備の活性炭吸込みと兼用とする提案としてよろしいでしょうか。	提案を認めます。
331	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	114	第2章	第6節	1.	2) (3) ④ ⑫	④出力変化速度 ⑫調速機の定数	定数は、発電機メーカーにより異なります。受注後、適切な時期にご提出するものと解釈してよろしいでしょうか。	受注後の提出も認めます。
332	要求水準書(第1編 建設業務編)	119	第2章	第6節	3	4) (1)	場外余熱供給設備	(1) 余熱利用施設の使用場所は事業実施区域の西側を想定し、本施設内、敷地内の配管ルートを計画し、将来施工しおきたいようにする。と記載ありますが、余熱利用の計画としてはあくまで蒸気を送るのみと考えてよろしいでしょうか。	現時点で具体的な余熱利用計画はありません。予備確保を計画ください。なお、入札時は熱供給を想定せず、発電して売電する計画としてください。
333						1)	将来余熱利用施設への熱供給が2,100MJ/h程度との記載がございますが、事業費見積で電力費用を検討する際、この余熱利用分は発電からは控除するものなのでしょうか。控除する場合は、1日の供給時間(24時間連続なのか、間欠なのか)もご教示願います。 また、ボイラ運転を停止する全休期間中は場外余熱供給設備への蒸気供給は不要との理解で宜しいでしょうか。	No.332の回答を参照ください。	
334							余熱利用施設への熱供給は24時間供給を想定した計画とするのでしょうか。間欠的な供給の場合、想定する時間帯をご教示願います。 具体的な施設用途が決まっていましてらご教示願います。また、温水を採用する場合は熱交換器等が必要となりますが、本事業の範囲内で見込んでおいた方がよろしいでしょうか。	No.332の回答を参照ください。	
335							(蒸気、高温水または温水)を供給とありますが、仕様未決定であるため、蒸気を供給するものとして配管スペースのみを見込みばよろしいでしょうか。	No.332の回答を参照ください。	
336	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	119	第2章	第7節	1	3) (6)	押込送風機	風量調整方式ですが、風量及び風圧を適切に調整するため、方式については事業者提案としてよろしいでしょうか。	□付きなので、同等の性能を有する場合は提案を認めます。本要求水準書の記載事項は第1章第4節1.4)を参照ください。
337	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	122	第2章	第7節	5	5) (3)	ダンバ	ダンバ付近に点検口を設置するよう記載がありますが、点検口が必要なダンバは、容易に取り外すことのできる大型の自動制御ダンバと考えてよろしいでしょうか。	大型の自動制御ダンバを含め維持管理上必要と思われるダンバ付近に点検口を設けてください。
338	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	122	第2章	第7節	6	3) (2)	煙道 主要項目 材質	耐硫酸・塩酸露点腐食鋼又は同等品以上を指定されておりますが、ガス温度条件等を考慮の上、腐食防止の実績ある場合、SS400の採用を提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
339	要求水準書(第1編 建設業務編)	122	第2章	第7節	6	3) (2)	煙道	耐硫酸露点腐食鋼又は同等品以上の適用範囲は、排ガス処理装置(ろ過式集じん器)以降との理解でよろしいでしょうか。	ボイラ以降の排ガス処理設備で計画してください。耐硫酸・塩酸露点腐食鋼又は同等品以上としてください。
340	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	123	第2章	第7節	8	3) (7)	排ガス循環用送風機	風量調整方式ですが、風量及び風圧を適切に調整するため、方式については事業者提案としてよろしいでしょうか。	□付きなので、同等の性能を有する場合は提案を認めます。本要求水準書の記載事項は第1章第4節1.4)を参照ください。
341	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	124	第2章	第7節	9	3) (4)	煙突 主要項目 材質	SUS316L又は同等品を指定されておりますが、ガス温度条件等を考慮の上、腐食防止の実績ある場合、SS400の採用を提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
342	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	124	第2章	第7節	9	5) (4)	煙突 特記事項	「外筒頂部まで手摺付階段を設置する。」とありますが、頂上に出る部分は、階段ではなくラダーで、ハッチを開けておける仕様を事業者提案としてお認め頂けないでしょうか。当社の実績のある仕様です。	ラダーが3m以内であれば可とします。ハッチの開閉が容易に出来るよう留意ください。
343	要求水準書(第1編 建設業務編)	124	第2章	第7節	9	5) (4)	煙突	外筒頂部まで手摺付階段を設置するとありますが、防水の観点から、頂部の数メートルはラダーを提案してもよろしいでしょうか。	No.342の回答を参照ください。
344	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	124	第2章	第8節	1		主灰冷却装置	3項にて主灰押出装置がありますので、主灰押出装置を水封式として冷却機能を持たせることで、本主灰冷却装置は不要と考えてよろしいでしょうか。	提案を認めます。
345	要求水準書(第1編 建設業務編)	124	第2章	第8節	1		主灰冷却装置(ストーク式)	灰押出装置に灰を冷却する機能を有している場合、主灰冷却装置は主灰押出装置と兼用としてよろしいでしょうか。	提案を認めます。
346	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	125	第2章	第8節	3		主灰押出装置	「主灰押出装置」とは主灰ピットの特記事項に記載のある「主灰移送コンベヤ」と読み替えてよろしいでしょうか。	主灰押出装置から主灰ピットへ送ることを想定していますが、主灰押出装置からコンベヤを乗り継ぐ場合は、コンベヤも含めて主灰移送コンベヤとご理解ください。
347	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	130	第2章	第8節	13	4) (2)	混練機 数量	当社が納入した多くの施設における安定稼働実績に基づき、混練機の台数を1台とする事業者提案をお認め頂けないでしょうか。	焼却灰等資源化企業の受入条件において本設備を常時使用する場合は、要求水準書のとおりとします。使用頻度が少ない場合は提案を認めます。
348	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	130	第2章	第8節	13	4) (2)	飛灰処理設備 混練機 数量	2基となっておりますが、資源化企業の受入条件を踏まえて数量を提案してもよろしいでしょうか。	No.347の回答を参照ください。
349	要求水準書(第1編 建設業務編)	130	第2章	第8節	13	4) (2)	混練機	通常時は資源化を行つたため使用頻度が少ないことから、設置については1基とさせて頂けないでしょうか。	No.347の回答を参照ください。
350	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	132	第2章	第9節	1	2)	溶融スラグ・溶融メタル冷却装置の数量	当社が納入した大多数の施設において本設備は共用しており、問題なく稼働を継続しております。事業者の実績に基づき、1基2炉の事業者提案をお認め頂けないでしょうか。	提案を認めます。
351	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	133	第2章	第9節	6	1)	スラグヤード	スラグヤードの貯留日数についてご指定ありませんので、本施設内においては、スラグを有効利用するにあたり必要な分析結果が到来するまでの期間のスラグを貯留する必要はなく、引取先で確保するなど、本施設内のヤード容量は、運営に支障のないよう、引取先の需給バランスも考慮し事業者にて設定して良いものと理解致しますが、宜しいでしょうか。	分析結果が出るまでの間は、本施設内で貯留することとし、受給バランスを考慮して計画してください。
352	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	138	第2章	第10節	4	3)	予備品	消火栓ポンプは、常時運転していないため予備無し1台とさせて頂けないでしょうか。	提案を認めます。
353	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	139	第2章	第10節	5	5) (3)	機器冷却水冷却塔	機器冷却水冷却塔の出口配管にフローチェックの設置とありますが、各機器毎にフローチェックを設置する場合、設置不要とでもよろしいでしょうか。	提案を認めます。
354	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	139	第2章	第11節	1	1) (2)	排水処理設備	有機系プラント排水と無機系プラント排水の汚水受槽を一つにまとめることで、水質変動を小さくし、安定稼働させたいと考えています。排水処理性能は問題なく確保しますので、有機系/無機系の両排水を同じ汚水受槽にて受け入れ、生物処理するフローとしてもよろしいでしょうか。	提案を認めます。
355	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	139	第2章	第11節	1		処理プロセス	有機系プラント排水は、炉内噴霧による高温酸化処理とすることも宜しいでしょうか。	可とします。ただし、炉の停止時(定期点検等)の対応も可能なシステムとして下さい。
356	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	141	第2章	第11節	2		槽類リスト 表 水槽類仕様一覧(参考)	「災害時汚水貯留槽」と記載の水槽がありますが、この用途をご教示ください。	災害時に処理施設が停止した場合の一時貯留槽等を想定しています。なお、本表は参考表であり、無条件の設置を要求するものではありません。
357	要求水準書(第1編 建設業務編)	143	第2章	12節	1	16)	盤の塗装色	「塗装は盤内外面とも指定色」とのことですが、同等施設にて事業者実績のある塗装色を提案してもよろしいでしょうか。	購入品を除き、原則として指定色とします。
358	要求水準書(第1編 建設業務編)	143	第2章	第12節	1	16)	鋼板製の盤等の構造	屋外設置の場合はSUS304又は同等品以上とありますが、建築電気設備で設置する盤等にも適用されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答	
359	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	144	第2章	第12節	1	20)	共通事項	炉室等粉じんの多い場所に設置する電動機の構造はIP5X相当とありますが、P150 7)電動機 に記載の内容を満たしつつ、国内で販売台数が多く、弊社において実績が十分にあるIP44(屋外型)の電動機の採用を提案させていただきます。	「炉室等」を削除します。		
360	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	144	第2章	第12節	1.	20)	電動機の構造	電動機の構造はIP5X相当と指示されていますが、炉室等でIP44の採用実績は多く、機能上問題はありません。設置場所により保護構造は提案させていただきたくありません。	設置場所の状況に応じた保護構造の提案は可としますが、粉じんの多い場所に設置する場合はIP5Xを基本とします。		
361	要求水準書(第1編 建設業務編)	144	第2章	第12節	1	20)	電気設備共通事項	炉室等粉じんの多い場所に設置する制御盤、電動機の構造はIP5X相当とありますが、実績、汎用性、設置場所を考慮した上で事業者提案とさせていただきます。	設置場所の状況に応じた保護構造の提案は可としますが、粉じんの多い場所に設置する場合はIP5Xを基本とします。		
362	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	145	第1章	第12節	5		屋外開閉所収納機器について	受変電設備(鉄鋼架構、屋外開閉所を除く)は屋内に設置とありますが、屋外開閉所の設置機器は、特高受電ユニットから特高変圧器、二次遮断器盤までとし、以降高圧ケーブルで、工場棟屋内電気室の高圧受変電設備に引きこむ構成と考慮してよろしいでしょうか。	提案によることとします。		
363	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	145	第2章	第12節	3	3)	(6)	配電方式 照明・コンセント	「AC200V級/100V級 1φ2W 60Hz」とありますが(照明・コンセントについては AC200V/100V 1φ3W(三相3線式)としてもよろしいでしょうか。	可とします。	
364	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	145	第2章	第12節	5.	1)	(3)	①	特別高圧受電盤	定格容量 [kVA]の記載は、JEMの規程にも記述が無い事より、非該当と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
365	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	145	第2章	第12節	5.			特別高圧受変電設備	設備概要に「鉄鋼架構、屋外開閉所を除く」と記載がありますが、屋外開閉所の要否は、送配電会社との協議によるかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
366									受変電設備(鉄鋼架構、屋外開閉所を除く)は屋内に設置し、とありますが、浸水対策をした上で受電盤、特別高圧変圧器を屋外に設置することを提案することも考えてもよろしいでしょうか。	有効な浸水対策を講じた上で提案を認めます。	
367	要求水準書(第1編 建設業務編)	146	第2章	第12節	5	2)		特別高圧変圧器盤	負荷時タップ切替装置のご指定ですが、電圧変動について支障のない範囲であれば設置の有無については、事業者提案としてもよろしいでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。	
368									「特別高圧変圧器盤」との記載がありますが、盤収納の必要のない形式の場合は「特別高圧変圧器」と読み替えてよろしいでしょうか。	認めます。	
369									70kV系の特別高圧変圧器は盤が必要なモールド変圧器ではなく、盤が不要な型式となります。放熱の観点からも盤がないほうがメリットになりますので、盤無しタイプを提案させていただきます。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。	
370							(3)	⑥	特別高圧変圧器盤	負荷時タップ切替装置のご指定ですが、電圧変動について支障のない範囲であれば設置の有無については、提案とさせていただきます。	No.367の回答を参照ください。
371							(3)	⑩	特別高圧変圧器盤	無負荷損/負荷損は機器メーカーにより異なります。これらは受注後、適切な時期にご提出するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
372	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	146	第2章	第12節	5	2)	(3)	⑥	負荷時タップ切替装置	特高変圧器が負荷時タップ切替付となっておりますが、電力会社の系統の電圧変動レベルであれば無負荷タップ切替で十分であり、機器更新時の施設稼働への影響や維持管理費を考慮しても無負荷タップ切替のほうが合理的と考えますので、無負荷タップ切替前提の提案を実施してよろしいでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
373	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	147	第2章	第12節	6.	1)	(3)	①	高圧配電盤	高圧配電盤において、定格容量 [kVA]の記載は、JEMの規程にも記述が無い事より、非該当と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
374	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	148	第2章	第12節	6.	2)			高圧進相コンデンサ盤	低圧の進相コンデンサ盤の提案は可能でしょうか。	提案は可能です。なお、設置する場合は目的、用途を併記してください。
375	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	148	第2章	第12節	6	2)	(4)	⑧	高圧進相コンデンサ盤 特記事項	大容量機器には個別に進相コンデンサを設けることとありますが、蒸気タービン発電機や高圧母線に設置された進相コンデンサによる無効電力制御にて受電点力率は制御可能と考えますので、そのような提案を実施してよろしいでしょうか。	提案を認めます。
376	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	148	第2章	第12節	6.	1)	(5)	⑧	高圧配電盤	高圧配電盤に地絡保護の記載がありますが、電気室外への配電について、地絡保護をするものと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
377								⑨	高圧配電盤	「予備配電回路(作業が行える広さ)を設置すること」と指示されていますが、将来の配電回路設置用予備スペースを設けると解釈してよろしいでしょうか。	保守点検に必要な離隔距離のことを示しますので、将来用の予備スペースではありません。
378	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	148 152	第2章	第12節	6.	3)	9.	1)	高圧動力盤 高圧制御盤	p.148 高圧動力盤とp.152 高圧制御盤の適用区分について、概略は、p.148 高圧動力盤は高圧負荷を全電圧(減電圧)始動する盤、p.152 高圧制御盤は高圧負荷をインバータ制御する盤と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、高圧負荷でインバータ制御をする必要がなければ、当該項目は該当しないものとしてください。
379	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	149	第2章	第12節	6	4)			高圧変圧器	ご提示の高圧変圧器の構成は一例であり、用途・レイアウト・省エネルギーの観点配慮した提案をさせていただきます。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
380	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	149	第2章	第12節	6	4)	(2)		プラント共通動力変圧器	プラント動力用変圧器とプラント共通動力用変圧器は個別に設けるよう記載されておりますが、適切な容量を確保した上で、共用とする提案をお認めいただけないでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
381	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	149 150	第2章	第12節	6.	4)	(1) (2) (5)		高圧変圧器	400V級回路は、(1)プラント動力用変圧器、(2)プラント共通動力用変圧器と(5)非常用動力変圧器への分割のご指定ですが、変圧器の分割については、提案によるものと出来ないので、年次点検期間とプラント設備容量により、本施設に対して、最適な変圧器台数にしたいと考えます。	事業者提案により動力用とプラント共用とを分けたい提案でも可とします。ただし、プラント運用あるいはメンテナンスにおいて問題ないことを説明下さい。
382	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	151	第1章	第12節	7				電力監視設備	本設備は、ごみ処理プロセスとは独立した専用回路を設け、監視操作・帳票作成などが可能な事とする。電力監視盤は、中央制御室に設置し、受変電設備の集中監視操作を行うものとなりますが、最近の採用事例を考慮し、以下の機器構成と考慮してよろしいでしょうか。 ・電力監視盤用として電力監視操作オペレータコンソールを設け、特高/高圧受変電設備監視操作及び各遮断器同期投入操作を可能とする。 ・さらにバックアップとして、特高/高圧受変電設備側にて各種保護継電器、インタロック、現場操作スイッチ等を設け対応する。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
383	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	151	第2章	第12節	7.	1)	(4)	⑫	転送遮断装置又は単独運転検査装置	特別高圧受電の場合、電気設備の技術基準の解釈 第231条では、転送遮断装置又は単独運転検査装置は必ずしも必要ではありませんので、電力会社との協議結果によると解釈してよろしいでしょうか。	電力会社の協議により、必要に応じて設けると解釈ください。
384	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	151	第2章	第12節	7				電力監視設備	154ページの6)中央監視操作盤と同様のものを指していると考えて、どちらか一方を採用すると考えてよろしいでしょうか。	高圧の電力系の監視を目的として想定しておりますが、ご質問のように解釈することも認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
385	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	151	第2章	第12節	7	1)			電力監視盤	各種保護継電器類は使い勝手を考慮し、電気室の盤面に設置することをお認めいただけないでしょうか。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
386	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	151	第2章	第12節	7.	1)			電力監視盤	本監視盤の主要機能は、電力系統の保護・監視・操作と判断できますので、特別高圧受電盤の近傍に設置する特別高圧操作監視盤と解釈してよろしいでしょうか。 尚、高低圧系統の保護・監視・操作機能は、それぞれ高圧配電盤、低圧配電盤に設置する計画です。	No.384の回答を参照ください。
387	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	152	第2章	第12節	8.	3)	(5)		低圧配電設備	(5)非常用切替器(常用一発電)の記載がありますが、非常用発電機は6kV級の採用を予定しているため、本項は非該当と解釈してよろしいでしょうか。	非該当と解釈してください。

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答		
388	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	152	第2章	第12節	8.	2)	(4)	低圧配電設備 非常用電源盤	本盤は、400V級動力主幹盤と同系統にする提案は可能でしょうか。 非常用発電設備(6kV級)で1炉起動を満足させる為、下位の系統で区分する計画です。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。	
389	要求水準書(第1編 建設業務編)	152	第2章	第12節	9			動力設備	瞬時電圧低下が発生した場合、電圧回復後に運転を自動上げ等して運転継続できるようにとありますが、マテリアルリサイクル推進施設は安全を考慮、停電保持しないとの理解でよろしいでしょうか。	本項は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に対する規定ですが、マテリアルリサイクル推進施設での適用を否定するものではありません(安全確保を原則とする)	
390	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	153	第2章	第12節	9.	2)	(1)	インバータ制御盤	(1)型式【鋼板製屋内閉鎖垂直自立形(JEM1425)】とご指定がありますが、JEM1425は高圧の場合の規程のため、非該当と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
391								JEM1425は高圧スイッチギアを想定した規格ですので、400V系のインバータ制御盤に適合しない規格と考えます。JEM1425は誤記と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
392	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	153	第2章	第12節	9	3)	(4)	⑩	低圧動力制御盤	鋼板製屋内閉鎖垂直自立型を採用する場合、⑩項に記載の機能は、構造上採用が困難なため、適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393							(3)	④	P.152動力設備において「本設備は、遠隔操作方式を原則とするが、現場にて単独操作もできる方式とする。」と記載があることより、ON・OFF押ボタンスイッチは機能びオペレータコンソールでの操作が可能であれば、本低圧動力制御盤においてON・OFF押ボタンスイッチは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
394	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	154	第2章	第12節	9.	6)			中央監視操作盤	主要項目に記載されている設備の監視、操作、インクログは、電気諸室側の電気盤でバックアップが行えますので、本設備は、計装設備の受変電発電監視用オペレータコンソール及び液晶ディスプレイ(各機器ごとに冗長機能があります。)に相当すると解釈させていただいてもよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。必要な操作も行えるものとして下さい。なお、詳細は実施設計時に協議して決めることとします。
395	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	154	第2章	第12節	9.	3)	(4)	⑩	低圧動力制御盤	「主回路断路部は、電源側、負荷側とも完全自動連結を行い、引出し操作を容易にすること。」と指示がありますが、形式は鋼板製屋内閉鎖垂直自立形を採用する場合は本項は非該当と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
396	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	156	第2章	第12節	11.	1)	2)		直流電源装置 交流無停電電源装置	直流電源設備・交流無停電電源装置に関し、蓄電池・整流器を共用にした一体型の提案は可能でしょうか。	可とします。ただし、蓄電池容量の算出においては、交流両方の負荷を満足するようにして下さい。
397									直流電源装置及び交流無停電電源装置は蓄電池を兼用する複合型をご提案してもよろしいでしょうか。	No.396の回答を参照ください。	
398	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	157	第2章	第12節	11.	3)	(1)	⑦ ⑧	非常用発電設備	⑦燃料タンクは、p.751に記載の9.項、助燃装置の助燃油貯槽と同一の物と解釈してよろしいでしょうか。また⑧のサービスタンクは、発電装置の近隣に設置するタンクで容量の単位は「L」と解釈してよろしいでしょうか。	燃料タンクを別物とするか兼用するかは、提案に委ねます。サービスタンクについてはお考えの通りです。
399									非常用発電機としてディーゼル発電機を採用する場合、NOxの規制値等がありましたら、ご教示願います。	ディーゼル機関の規制値に従ってください。	
400	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	158	第2章	第12節	11	3)	(3)	①	非常用発電機設備 特記事項	72時間分の保安設備に必要な燃料容量を備蓄可能な設備を設けること記載がありますが、気体燃料を使用する場合は、備蓄なしと考えて宜しいでしょうか。	想定される災害時において気体燃料の供給が停止する確率が低い場合に限り認めることとします。
401	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	158	第2章	第12節	11.	3)	(2)	⑧	非常用発電設備	発電効率は、発電機メーカーにより異なります。受注後、適切な時期にご提出するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
402	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	158	第2章	第12節	12.	1)			盤の構造	「前面枠及び扉はt=3.2mm(ただし、面積0.9m ² 以下の場合には2.3mm)」と指示されていますが、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)を基に、盤の大きさ・取付品等検討し提案させていただいてもよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとしますが、同等以上のものであると組合が判断できる場合は、提案を認めることがあります。
403									現場操作盤については、メーカー標準ボックス、或いはアルミダイキャスト製ボックスを使用することも可能とさせて頂けないでしょうか。	認めることとしますが、設置場所、操作頻度等を勘案して設計時に協議して決定することとします。	
404	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	158	第2章	第13節	1	1)			計装設備 共通事項	「装置、機器の計装制御は、各系統の分散形デジタル制御システム(DCS)を採用し」とありますが、信頼性もあり、メンテナンス性に優れたPLC方式としてよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとしますが、同等以上のものであると組合が判断できる場合は、提案を認めることがあります。
405	要求水準書(第1編 建設業務編)	158	第2章	第13節	1	1)			計装設備	分散形デジタル制御システム(DCS)とありますが、破碎施設については、PC+PLCとしてよろしいでしょうか。PC+PLCは破碎施設のプロセスに対して十分な信頼性、安定性があり、システム更新の費用はDCSに比べて安価であります。また、PC+PLCはこれまでの破碎・リサイクル施設において多く採用されている制御で、運転操作・監視性はシンプルで良いものであります。	本項は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に対する規定です。マテリアルリサイクル推進施設は、当該の要求事項に従ってください。
406	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	161	第2章	第13節	2	4)	(1)		計装設備 データ処理・作成機能	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの搬入量を記録する必要がありますが、直接搬入車の混載時はもっとも多量のごみ種として記録してよろしいでしょうか。	個別のごみ量を計測・記録願います。
407	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	161	第2章	第13節	3.	2)			大気質測定機器	分析計で、「任意の警報値設定が可能なものとし、」の指示がありますが、分析計側、DCS側いずれかで設定値入力ができるかと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	163	第2章	第13節	3	4)	表		カメラ設置場所	カメラ設置場所として、N見学通路がありますが(P186マテリアルリサイクル推進施設でも同様)、これはP219の建築電気設備工事の10監視カメラと同じものと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
409	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	164	第2章	第13節	3	4)	(3)		ITV装置	組合事務室に設置するモニタはP.187マテリアルリサイクル施設に記載のモニタと兼用をご提案してもよろしいでしょうか。	不可とします。
410	要求水準書(第1編 建設業務編)	165	第2章	第13節	4	3)			オペレータコンソール	3)オペレータコンソールの項目の中に①中央監視盤、②プロセス制御ステーション、③データウェイ、④ごみクレーン制御装置を並記されていますが、大小分類の区分けと要素が混在しているため、次のような考えでまとめてもよろしいでしょうか。 2)オペレータコンソール(中央監視盤を含む) 3)プロセス制御ステーション。 データウェイは、各要素間を接続する通信経路ですので一式とする。 ごみクレーン制御装置は、DCSとデータ通信するが、DCSの一部ではないので、4)ごみクレーン監視用PCと別項目にする。	可とします。
411	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	166	第2章	第13節	2	3)			組合事務室用 データ処理端末	破碎設備におけるごみの処理量を表示する必要がありますが、ごみクレーンが無い不燃ごみ、粗大ごみについては実処理量の計量が困難なため搬入量で代替してもよろしいでしょうか。	可とします。
412	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	166	第2章	第13節	5.	2)	(1) (2) (3)		出力機器	出力機器の数量は、帳票作成用・警報記録用・ハードコピー用と3種要求されていますが、用途別ではなく共用・共通仕様にして、2台(1台は予備)の提案は可能でしょうか。	可とします。
413									帳票作成用、警報記録用及び画面ハードコピー用プリンタについて、相互バックアップを可能にした上で、警報記録用プリンタと画面ハードコピー用プリンタを兼用するなど、台数を事業者提案してもよろしいでしょうか。	可とします。	
414	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	167	第2章	第13節	6	1)	(5)	④	計量受付システム	モニタを可能とし、異常時に警報で知らせる中央制御室とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、またはマテリアルリサイクル推進施設の中央制御室のどちらとすればよろしいでしょうか。	エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の両方に出るよう計画してください。詳細については、実施設計時に協議して決めることとします。
415	要求水準書(第1編 建設業務編)	167	第2章	第13節	6	1)	(3)		計量受付システム 処理項目	入退場ゲートに記載がありますが、第2章第2節1計量機の付属機器にゲートの記載がありません。ゲート設置は必要ないものとの解釈でよろしいでしょうか。	県道からの出入口及び北側敷地の門扉は必要としますが、計量機のゲート設置については、任意とします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答	
416	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	168	第2章	第13節	7	2)		計装用空気圧縮機	有効なスペースの活用、費用削減の観点から、必要容量を見込んだ能力・台数として、計装用圧縮機で雑用空気圧縮機を兼用させて頂けないでしょうか。	同No.450 両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のバックアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。	
417	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	169	第2章	第13節	9.			計装配線工事	「施工に際し、組合が適当と認める位置にボックスを設け、配線表示を行うこと。」と記載がありますが、中継ボックスを設ける場合にその芯線に配線表示をすると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
418	要求水準書(第1編 建設業務編)	169	第2章	第14節	1			雑用空気圧縮機	ライフサイクルコストを考慮し、計装用空気圧縮機と兼用してもよろしいでしょうか。また、予備能力も含めた台数構成については、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	同No.451 兼用については、両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のバックアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。 台数構成は、予備能力の確保を前提に、提案を可とします。	
419	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	171	第2章	第14節	7			洗車設備	1日の洗車台数をご教示願います。また、洗車の対象にパッカー車が含まれるか、含まれる場合、車両内部まで洗浄するか合わせてご教示ください。	1日の洗車台数は18台/日としてください。洗車の対象はパッカー車(4t)としてください。すべての車が車両内部まで洗浄するものとして計画してください。	
420	要求水準書(第1編 建設業務編)	171	第2章	第14節	7			洗車設備	1日の洗車台数を教示下さい。また、洗車の対象車両及びパッカー車の内部洗車の有無について合わせてご教示下さい。	No.419の回答を参照ください。	
421	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	171	第2章	第14節	8	5)	(2)		環境集じん装置特記事項	環境集じん装置より回収したダストは焼却飛灰と同様に処理とされていますが、ボイラや減温塔で発生する灰と同様に資源化に適した方法で搬出または施設内資源化してよろしいでしょうか。	可とします。
422	要求水準書(第1編 建設業務編)	173	第3章	第1節	4	4)	(3)		不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード	可燃性粗大ごみ破砕機と粗大ごみ処理ラインへの投入が安全かつ円滑に行える配置とありますが、可燃性粗大ごみと粗大ごみ(不燃)の比率について教示下さい。	布団・じゅうたん等の処理量は年間733tを見込んでいます。布団・じゅうたん等に木製家具は含んでいません。
423							(4)		不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤード特記事項	小型家電および不適物の量についてご教示ください。	小型家電は年間4t程度を見込んでいます。不適物は少量です。
424	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	174	第3章	第2節	5	3)	(4)		ごみの単位体積重量	スプリング入りマットレス、スプリング入りソファのごみの単位体積重量をご教示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。
425									蛍光灯・体温計・乾電池・その他水銀混入物及びスプレー缶のごみの単位体積重量をご教示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。	
426									剪定枝のごみの単位体積重量をご教示願います。	No.256の回答を参照ください。	
427	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	174	第3章	第2節	5	3)	(4)		スプリング入りマットレススプリング入りソファごみの単位体積重量	スプリング入りマットレスおよびスプリング入りソファの単位体積重量をご教示ください。	No.424の回答を参照ください。
428	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	174	第3章	第2節	6	4)	(3)		空コンテナ設置スペース	各ごみステーションから回収してきたコンテナを空コンテナ設置スペースにて、空のコンテナと入替えるための場所とご教示願います。	ご理解のとおりです。
429	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	174	第3章	第2節	7	3)	(4)		剪定枝貯留ヤードごみの単位体積重量	ヤード貯留容量算定のため剪定枝の単位体積重量の計画値をご教示願います。	No.256の回答を参照ください。
430	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	174	第3章	第2節	7				剪定枝貯留ヤード	剪定枝のサイズの制限については、まだ決まっていません。江南丹羽環境管理組合では、直径15cm未満かつ長さ60cm未満のもの、大山市では直径15cm以下かつ長さ150cm以下のものであれば受け入れています。木の根は搬入できません。また、竹で長さ30cm未満のものも草も搬入されます。車両は軽トラック、2tトラックなどが主ですが、稀にパッカー車もありますので、パッカー車も搬入できるように計画してください。また、剪定枝と草を分けて置けるように設計してください。剪定枝と草の重量比は75:25としてください。	剪定枝のサイズの制限については、まだ決まっていません。江南丹羽環境管理組合では、直径15cm未満かつ長さ60cm未満のもの、大山市では直径15cm以下かつ長さ150cm以下のものであれば受け入れています。木の根は搬入できません。また、竹で長さ30cm未満のものも草も搬入されます。車両は軽トラック、2tトラックなどが主ですが、稀にパッカー車もありますので、パッカー車も搬入できるように計画してください。また、剪定枝と草を分けて置けるように設計してください。剪定枝と草の重量比は75:25としてください。
431										剪定枝を搬入する車両は他の廃棄物との混載はなく、剪定枝のみを搬送するものと考えてよろしいでしょうか。	混載して搬入する場合もあります。
432	要求水準書(第1編 建設業務編)	176	第3章	第3節	2	5)	(1)		供給コンベヤ	「本コンベヤは不燃ごみ粗大ごみを供給コンベヤから破砕機へ…」とありますが、「本コンベヤは不燃ごみ粗大ごみを受入ホッパから破砕機へ…」との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
433	要求水準書(第1編 建設業務編)	176	第3章	第3節	3	2)	(3)	⑪	低速回転式破砕機	付属機器 排出コンベヤとありますが、機能的に排出コンベヤが不要な場合は設置しなくても良いものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	177	第3章	第3節	3	2)	(3)	⑬	高速回転式破砕機	排出コンベヤ(速度可変)とありますが、速度可変とする目的をご教示ください。通常は供給コンベヤの速度を調整して破砕機や選別設備の負荷調整を実施しております。	後段の処理設備との負荷合いを想定しています。
435	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	177	第3章	第3節	3	3)			スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファ破砕機	本機器は必要に応じて設置とありますが、処理の効率化に適する機器の選定が難しい場合、貴組合にて手解体作業をおこなっていただくことができればものと理解してよろしいでしょうか。	機械設置の有無に関係なく組合が処理します。
436									スプリングマットレス破砕機	必要に応じて設置とありますが、設置しない場合は、人手による解体との解釈でよろしいでしょうか。	処理方法は提案によりますが、機械を設置しない場合は人手による処理となります。
437	要求水準書(第1編 建設業務編)	177	第3章	第3節	3	2)	(3)		高速回転式破砕機	高速回転破砕機は機器重量が大きく不規則に振動するため、共通床盤の場合、床盤から振動が伝搬することがあります。独立基礎等の振動対策を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
438									付属機器 排出コンベヤ(速度可変)とありますが、機能的に排出コンベヤが不要な場合は設置しなくても良いものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
439	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	178	第3章	第3節	4	1)	2)		破砕機保全ホイス	低速回転式破砕機保全ホイス及び高速回転式破砕機保全ホイスは、共通の保全ホイスとしてもよろしいでしょうか。	機能上、また建屋等の構造上で兼用可能(支障がない)な場合は可とします。
440									低速回転式破砕機保全ホイスは、チェーンロックタイプのものでよろしいでしょうか。	機能以上、問題がない場合は可とします。ただし、吊上げ、走行とも電動を基本とします。	
441	要求水準書(第1編 建設業務編)	180	第3章	第4節	2	3)	(13)		不燃残さ・可燃残さ分離装置仕様	不燃残さ・可燃残さ分離装置の設計基準に「定めた純度を確保」とありますが、可燃残さ、不燃残さに対する純度、回収率は設定しないとの解釈でよろしいでしょうか。	ごみ処理施設整備の計画・設計要領を参考に設定願います。
442	要求水準書(第1編 建設業務編)	181	第3章	第5節	1)	(5)	⑦		搬送設備仕様	「機能上必要なコンベヤにおいて、速度はインバートによる無段階変速とすること」とありますが、速度調整が必要なコンベヤについて無段階変速とすることの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
443	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	182	第3章	第6節	1)	2)	(3)	①	鉄類貯留設備 アルミ類貯留設備	鉄類、アルミ類は組合様所掌で資源化学業者に引き渡すものなので、貯留容量の時間についてご指示願います。	2日分以上としてください。
444									「組合が委託する資源化学業者が引き取るまでの間貯留…」とありますが、日数は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	No.443の回答を参照願います。	
445	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	183	第3章	第7節	3)	(1)			スプレー缶処理設備	能力として370Kg/日以上となっていますが、1本あたりの重量の考え方によって設備が大きく異なるため、処理本数についてご教示願います。	80g/本として設定願います。
446	要求水準書(第1編 建設業務編)	183	第3章	第7節	3)	(5)	①		スプレー缶処理機	「防爆・火災対策を講じること」とありますが、防爆・防火対策方式については当グループで実績のある強制換気方式を採用してもよろしいでしょうか。	現時点では可としますが、設計段階で詳細内容を確認の上、変更を求める場合もあります。
447	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	183	第3章	第8節	3)	(1)			蛍光管破砕設備	能力として120Kg/日以上となっていますが、1本あたりの重量の考え方によって設備が大きく異なるため、処理本数についてご教示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。
448	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	184	第3章	第9節	2	3)	(3)		粉じん量	出口粉じん量が0.01g/m3以下となっていますが、P38の表1-16によれば粉塵の保証値は100mg/m3となっているので、0.1g/m3と読み替えて宜しいでしょうか。	保証値は100mg/m3とします。
449	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	187	第3章	第12節	1	2)			空気圧縮機	数量は予備1基となっておりますが、弊社実績ある常用1基のみとしても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目	タイトル	質問・意見事項	回答					
450					施設の運転に支障が無いように計画する場合、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用する計画としてよろしいでしょうか。	両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のバックアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。					
451	要求水準書(第1編 建設業務編)	187	第3章 第12節	1	マテリアルリサイクル推進施設 雑用空気圧縮機	ライフサイクルコストを考慮し、エネルギー回収型廃棄物処理施設の雑用空気圧縮機と兼用としてよろしいでしょうか。また、予備能力も含めた台数構成については、事業者提案とさせていただきます。	兼用については、両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のバックアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。台数構成は、予備能力の確保を前提に、提案を可とします。				
452				4)		空気タンクについて必要容量を確保することを前提に1基とさせていただきます。	必要容量が十分に確保できることを前提に提案を可とします。				
453	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	189	第3章 第12節	4	4)	模型・体験型設備	施設模型は、3Dで画面に映写し操作可能なメディアウォール等の事業者提案をお認め頂けないでしょうか。	模型、体験型の説明用設備(例)は、より良い提案を妨げるものではありません。なお、詳細の仕様等については実施設計の段階で協議して決定します。			
454	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	190	第3章 第12節	7		作業用重機及び運搬車両	「マテリアルリサイクル推進施設の運営に必要な重機は、組合が準備する」とありますが、試運転期間中に組合様より借用することは可能でしょうか。	試運転期間中に重機を所有しているかは決まっています。運営開始時にリースすることも検討しています。			
455	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	191	第4章 第1節	2	1)	(4)	災害対策 液状化	「07.要求水準書 添付資料3 地質調査結果」の123頁(3)地盤の液状化について「より今回対象地については、表層付近より値>50の硬質な玉石混じり砂層が分布し、地下水位も深いため、大規模な液状化が発生する可能性は低いと推察される。」とあります。よって、液状化対策工事は考慮しないものとするがよろしいでしょうか。契約後の事前調査の結果により液状化が確認された場合は工程・金額等の変更協議の対象とさせていただきます。	液状化対策工事を問わずに液状化が発生した場合の責は事業者が負うこととなります。なお、事前調査の結果が提示資料と大きく異なる場合は、協議対象とします。		
456	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	192	第4章 第1節	2	1)	(6)	災害廃棄物の受入ヤード	「場内の駐車場や緑地の一部は、災害時に発生する災害廃棄物の受入ヤードとして利用できるようにすること」とありますが、一次仮置き場は別途確保されており、本施設では選別・破砕等の一次処理は行わないという理解でよろしいでしょうか。	一時仮置き場は各自自治体にて設置します。選別後の可燃ごみのみが増入されますが、破砕又は切断を必要とするものも入ってくる想定です。		
457	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	192	第4章 第1節	2	2)	(3)	周辺地域への配慮	「周辺農地等への建物や植栽の影、植栽による落葉や病害虫被害等の影響が出ないよう配慮すること。」とありますが、周辺農地とされる場所をご教示願います。	雨水排水取り合い箇所から西に50mの畑等です。		
458							周辺農地等への建物や植栽の影、植栽による落葉や病害虫被害等の影響が出ないよう配慮することとありますが、用地周囲既存緑地帯の保存との矛盾があります。用地保全した周囲既存緑地帯樹木は対象外とし新規樹種選択や本数調整の対応の理解でよろしいでしょうか。	植栽樹木の選定にあたっては、要求水準を満たすとともに、鳥類や昆虫等の餌となる実を付ける在来種(郷土種)を採用するよう努めてください。			
459	要求水準書(第1編 建設業務編)	192	第4章 第1節	2	1)	(5)	②	水害対策	工場棟の外壁は、用地造成レベルと想定浸水深さから一定の高さまで・・・とありますが、想定浸水深さをTP35.0mとした場合の一定の高さを教示下さい。	想定浸水深は、要求水準書添付資料-2に示したのみですので資料から想定してください。	
460	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	193	第4章 第1節	3	1)	表4-1	ストックヤード	「重機による搬入・・・、床面には鋼管を埋め込み、重機による破損や摩擦対策を講ずること」と記載がありますが、補修が可能なように、床面はコンクリートの増し打ちに表面強化剤を施工することで代替は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。		
461	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	193	第4章 第1節	3	1)		表4-1 施設配置における設備方針 5 火災廃棄物仮置場	火災廃棄物仮置場について、「受入・貯留のためのヤードを整備する」とありますが、屋根・壁設置の必要は床面の仕様も特に指定はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
462	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	194	第4章 第1節	2	1)	(3)	災害対策	「災害時に本施設内に滞在する見学者が本施設外に避難できなくなった場合も本施設内に100名が3日程度滞在できるように防災備蓄倉庫等を設けること。」との記載ですが、施設内にいる人が対象で、災害時、周辺住民の受入を行うものではないの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、災害時に周辺住民の受け入れを拒絶するものではありません。		
463	要求水準書(第1編 建設業務編)	194	第4章 第1節	3	1)	(4)	表4-1 5	不法投棄ごみ仮置き場	「雨や雨水が入らない」とは屋根を設置すると理解しますが、壁、シャッター等は提案でよいでしょうか。	雨が入らないためには外壁は必要と考えます。シャッター等については提案によるものとします。	
464	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	196	第2章 第2節	2	(2)	⑦	ウ	電気室	想定浸水深より高い場所に設けると記載がありますが、電気室の設置高さによる対策ではなく、防水扉等の設備面による対策でもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
465	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	196	第4章 第2節	2.	1)	(2)	⑥	電算機室	電算機室と中央制御室を一体とする提案は可能でしょうか。プロセス制御ステーション等は見学者から見えない場所に設置する計画です。	電算機室と中央制御室を一体とする提案は、それぞれに必要な面積を確保することを条件に可とします。なお、プロセス制御ステーションに関する提案は、要求事項とはしません。	
466	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	196	第4章 第2節	2	1)	(2)	③	ウ	炉室	「炉室には換気モニタを効率的に設け、自然換気又は第2種機械換気が適切に行われるように計画する」とありますが、省エネ推進のため、換気性能にかかわる要求水準を満足することを条件に、3種もしくは1種で提案することもお認めいただけないでしょうか。	要求する換気性能を満足することを前提に、提案を可とします。
467							イ	炉室	炉室へ進入するメンテナンス車両のサイズは、提案としてよいでしょうか。	可とします。	
468	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	197	第2章 第2節	2	(2)	⑩ ⑪		蒸気タービン発電機室 非常用発電機室	想定浸水深より高い場所に設けると記載がありますが、蒸気タービン発電機室および非常用発電機室の設置高さによる対策ではなく、防水扉等の設備面による対策でもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
469	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	197	第4章 第2節	2	1)	(2)	⑨	自動洗浄装置	窓ガラスの清掃方法は、事業者提案としてよろしいでしょうか。	自動窓拭き装置の機能と同等であれば提案を認めることとします。	
470	要求水準書(第1編 建設業務編)	200	第4章 第2節	2	2)	(2)		大会議室	「1室を3分割して使用」とありますが、3分割した際の1室を組合議室用(10m×15m)とし、残りを2分割すると考えてよろしいでしょうか。	3分割された部屋は、それぞれほぼ同じ広さとし、うち2つをつなげることで、広さ約10m以上×15m以上の会議室(議場)として利用可能にしてください。例として質問回答添付資料4を参照ください。	
471									「研修室で使用するテーブル・・・」とありますが、「研修室」を「大会議室」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
472									諸室仕様中、「100人対応のスクリーン及びプロジェクターを1カ所に1台設置すること。次に「スクリーン及び大型モニターで・・・」の記載がありますが、映像機器としては、190の説明用映像設備で記載された様に形式は提案と理解してよろしいでしょうか。	大会議室における映像設備のうち、スクリーンとプロジェクターの設置場所については、別紙「大会議室例示」を参照ください。また、大型モニターについては、スクリーンへの投射映像が見えにくくなる後方の視聴者向けに、効果的な設置台数と設置場所をご提案ください。	
473	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	200	第4章 第2節	2	1)	(2)		大会議室 諸室仕様	50名程度収容、パーティションで仕切った後の寸法は約10m×15m以上とすること記載がありますが、10m×15m×2室分の広さを、1室設けるといことでしょうか。その場合、部屋の広さが「20m×15m」または「10m×30m」となり、100名収容するための部屋としては過大と考えます。実績に基づき、見学者が余裕をもって居住可能な面積を、事業者で提案することの理解でよろしいでしょうか。	可動式のパーティション(防音仕様)により、1室を3分割して使用できるものとし、可動式パーティションは壁面収納できることとします。この場合、3分割された部屋は、それぞれほぼ同じ広さとし、うち2つをつなげることで、広さ約10m以上×15m以上の会議室(議場)として利用可能にしてください。例として添付資料3を参照ください。	
474	要求水準書(第1編 建設業務編)	200	第4章 第2節	2	2)	(2)			大会議室の仕器備品は、マイク20本、室内カメラ2台、両肘掛け椅子20脚のみと考えてよろしいでしょうか。	大会議室の広さを100人程度が長机にスクール形式で収容できる規模としており、議室用仕器備品とは別にその収容に必要な長机(キャスター付き)と椅子を用意してください。椅子については、両ひじ掛け椅子20脚とその他100脚になります。	
475	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	200	第4章 第2節	2	2)	(2)		大会議室	「パーティションで仕切った後の寸法は約10m×15m以上、また「パーティション(防音仕様)により、1室を3分割して使用することとありますが、1つの部屋として使用する際に100人程度収容可能な面積とし、パーティションで仕切った3室のうち1室を50名程度収容できる約10m×15m以上の部屋にする」との理解でよろしいでしょうか。	No.470の回答を参照願います。	
476	要求水準書(第1編 建設業務編)								パーティションで仕切った後の寸法が約10m×15mとの記載から、大会議室としての必要面積は約10m×15m×3=約450m ² との理解でよろしいでしょうか。また、パーティションで仕切った各部屋が無柱空間であるとの理解でよろしいでしょうか。	No.470の回答を参照願います。	
477	要求水準書(第1編 建設業務編)								諸室仕様に記載されている研修室とは大会議室との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答	
478	要求水準書(第1編 建設業務編)							議会用什器に機の記載がありませんが、研修時に使用するテーブルを兼用するとの解釈よろしいですか。	ご理解のとおりです。		
479	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	201						「地元との協議により外部から避難者を受け入れる場合がある」と記載がありますが、避難人数、避難期間、本施設の位置づけ(指定緊急避難場所、一時避難場所等)を想定されていますらご教示ください。	今後、地元自治体と協議予定です。		
480								見学前後に見学者が昼食等をとることに配慮した仕様とすることとありますが、想定している必要設備があれば教示下さい。	弁当などの臭気対策として換気扇の設置を想定していますが、他の配慮する設備がありましたらご提案ください。また、手洗い場として大会議室付近にトイレなどが設置されていることが望ましいと考えています。		
481	要求水準書(第1編 建設業務編)	201	第5章	第3節	2	2)	(4)	展示・学習コーナー	「展示物は現江南丹波環境管理組合の施設で展示している物を移管」とありますが、新施設における展示は、この展示品と併せて新たな展示を行うとの解釈よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。新処理施設見学スペースにおいて施設周辺又は構成市町及び近隣地域に生息する生物の生体及び標本等を表示する予定であることから、物量としては江南丹波環境管理組合より、生体展示用の水槽として120cm×45cm水槽一槽、90cm×45cm水槽三槽及び地域の博物館資料(施設見学時に利用する標本や剥製等)70cm×40cm衣装ケース25個分程度(すべて展示品ではなく保存資料も含む)が予想されます。なお、事業者の展示をメインとしてください。	
482	要求水準書(第1編 建設業務編)	203	第4章	第2節	2	2)	(8)	組合職員倉庫	10㎡程度とは、2室以上設けた諸室の全合計の理解でよいですか。	1室当たりの面積でお考え下さい。	
483	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	205	第4章	第2節	2	2)	(13)(14)	運営事業者職員事務室 組合職員(工場棟従事者)事務室	什器備品等にモニタの記載がありますが、本モニタでは、各プロセスデータや公害監視データではなく、ITVカメラの情報を表示させるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、「中央制御室のモニタ画面」に表示できる情報が閲覧できるようにしてください。なお、具体的な内容については受注後の協議によるものとします。	
484	要求水準書(第1編 建設業務編)	206	第6章	第4節	2	2)	(16)	浴室	外部から見通せない構造とありますが、休憩スペースについて同様な構造とするとの解釈よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
485	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	207	第4章	第2節	2	3)	(2)	洗車場	洗車を行う搬入車両は4tトラック一車で、車両の外部のみ洗車を行うと考えてよろしいでしょうか。	No.419の回答を参照ください。	
486	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	208	第4章	第2節	3	3)		見学・学習機能計画	「展示スペースには現江南丹波環境管理組合の施設で展示しているものを移設して展示を行う」とありますが、展示物の移設は受注者の工事範囲外であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
487								「大会議室での説明の他、ゆとりをもった展示スペースを確保し」とありますが、展示スペースとは、展示・学習コーナーのスペースとの理解でよろしいでしょうか。	展示学習コーナーの外、展示物が設置される廊下やホール等も該当します。		
488	要求水準書(第1編 建設業務編)	208	第4章	第2節	3	5)	(8)	⑤	見学・学習機能計画	「見学者が大会議室のスクリーンや見学・学習コーナー、見学者ルート上においてモニタ等の情報端末」とありますが、情報端末の台数については事業者にて決定するものとの解釈でよろしいでしょうか。	提案を可としますが、具体的な台数については協議によるものとします。
489	要求水準書(第1編 建設業務編)	208	第4章	第2節	3	5)	(2)	見学ルートの窓	防火区画以外の窓(外壁側など)の窓も防火ガラスにする必要はありますか。	法的に必要な箇所以外は耐火ガラス・網入りガラスの必要はありませんが、見学者ルートのガラスに関しては割れた時の飛散防止対策に留意願います。	
490	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	209	第4章	第2節	4	2)	(3)	基礎構造	「杭の工法については、荷重条件、地質条件、施工条件等を考慮し、地震時、風圧時の水平力をも十分検討して決定すること。」とありますが、「07 要求水準書 添付資料3 地質調査結果」の123頁(2)構造物の支持地盤について「より直接基礎形式が優位と考えられる。」とあります。貴社のごみ処理施設設計の実績より最適な杭・基礎設計を提案してよろしいでしょうか。	(1)・(2)にある通り、良質で十分な支持力を有する地盤に支持をさせること、建築物は地盤条件に応じた基礎構造とすることを順守してもらえれば、提案可とします。	
491	要求水準書(第1編 建設業務編)	209	第4章	第2節	4	1)	(6)	構造設計	「建築物の構造設計は、建築基準法第20条第2号建築物として設計」とありますが、小規模になる附属棟については第20条第3号、第4号となる予定です。本記載については工場棟に基本適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。	
492	要求水準書(第1編 建設業務編)	210	第4章	第2節	4	4)	(3)	③	内壁	「プラントホームに隣接する諸室の内壁は、バックカー車等の衝突に対して所定の強度を有する壁構造とすること」とありますが、諸室の内壁の前に一段高い通路部分や、衝突防止ポールなどの設置することでバックカー車等の衝突に対応することも提案可能と考えてよろしいでしょうか。	同等の効果等を有すると判断できる場合は可とします。
493	要求水準書(第1編 建設業務編)	211	第4章	第2節	4	4)	(5)	天井	「①吊り天井は、最新の耐震設計基準で計画すること。」とありますが、特定天井以外の在来天井に対しても適用されるのでしょうか。適用される場合は、具体的な準拠基準・図書をご教示願います。 また、「②吊り天井下地は、軽量鉄骨下地を用い…」とありますが、軽量鉄骨下地とはJIS A 6517(建築用鋼製下地材(壁・天井))と考えてよろしいでしょうか。	特定天井に対して耐震天井の設置を求めています。在来天井に関しては、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の建築非構造部材の各部設計に準拠してください。 ②吊り天井に関してはお見込みのとおりです。	
494								「吊り天井は、最新の耐震設計基準で計画すること。」とありますが、地震における天井被害や落下防止については、成26年4月1日、天井脱落対策に係る一連の技術基準告示(国土交通省平成25年告示第771号他)を遵守することとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
495	要求水準書(第1編 建設業務編)	212	第4章	第2節	4	4)	(6)	⑫	ブラインド	「開口部にブラインド」では、居室に限定するものでなく、廊下や、プラントホームも含まれるのでしょうか。	居室のみではなく、建築一般に適用するものですが、プラント関係についても本要求の趣旨を尊重願います。
496	要求水準書(第1編 建設業務編)	212	第4章	第2節	5	1)	(3)	表4-2	表4-2に(例)と記載されていますが、その解釈として自由提案との理解で良いでしょうか。	「同一品でなければ要求水準未達」とはませんが、同等品以上のレベルを期待しています。	
497								表4-2 外壁	工場棟、管理棟の外壁は金属断熱サンドイッチパネルで提案してよろしいでしょうか。	原則要求水準書のとおりですが、遮音性・対候性・耐久性・強度等が同等以上と判断出来、見学者エリア・居室エリア等限定的であれば、提案により認めるものとします。	
498								表4-2 構造	工場棟ごみピット上屋の構造、「ホッパー階」とは「ホッパー設置床レベル」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
499	要求水準書(第1編 建設業務編)	212	第4章	第2節	5	1)	(3)	表 4-2	表4-2 外部仕上げ表(例) および表4-3 工場棟 内部仕上げ表(例)は参考とし、要求水準書の要求を満足することを前提とし、材料、仕様については事業者にて提案可能と考えてよろしいでしょうか。	原則要求水準書のとおりとしますが、遮音性・対候性・耐久性・強度等が同等以上と判断出来、見学者エリア・居室エリア等限定的であれば、提案を認めるものとします。	
500								外部仕上げ	「外部仕上げの仕様は以下に示した表に記載し、詳細については組合と協議して決定すること。」とありますが、表4-2に記載がない外壁(例えば金属断熱サンドイッチパネルなど)を使用することは可能でしょうか。	原則要求水準書のとおりとしますが、遮音性・対候性・耐久性・強度等が同等以上と判断出来、見学者エリア・居室エリア等限定的であれば、提案を認めるものとします。	
501	要求水準書(第1編 建設業務編)	213	第4章	第2節	5	2)	(8)	表4-3 4-4	表4-2に(例)と記載されていますが、その解釈として自由提案との理解で良いでしょうか。	「同一品でなければ要求水準未達」とはませんが、同等品以上のレベルを期待しているということです。	
502	要求水準書(第1編 建設業務編)	216	第4章	第4節	1	2)		本要求水準書に記載されていない事項	建築電気設備工事で設置する電灯盤、動力盤の仕様は、「公共建築工事標準仕様書」によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、第1章、第10節(2)、3)等に示す文献等も順守することが必要です。	
503	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	217	第4章	第4節	1	4)	(9)	監視カメラ設備工事	第2章 第13節 計装設備に示された「ITV装置」と物理的、機能的に一部重複が発生すると推測いたします。これら2つの設備についてITV装置に一本化を図ってよろしいでしょうか。	本項並びに第2章のそれぞれで要求する内容を満足することを条件に可とします。	
504	要求水準書(第1編 建設業務編)	217	第4章	第4節	3	5)		高天井の照明	機器の更新等が容易にできることは、高所作業車またはごみクレーン等を利用して更新すると考えてよろしいでしょうか。	設置場所に応じてキャットウォーク、昇降装置、高所交換器具・高所作業車での対応等交換が可能なものとしてください。	
505	要求水準書(第1編 建設業務編)	217	第4章	第4節	3	8)		照度設計基準(平均照度)	ごみピット(床面)の照度についての記載がありませんが、一般的な照度(300lx)と考えてよろしいでしょうか。又、炉室の照度はプラントホームと同じ、150lxと考えてよろしいでしょうか。	ごみピットは、第2章、第2節、7. ごみピットで「ごみピット底部まで視認可能な照度とすること」としています。炉室を含め、本項の規定の他、ごみ処理施設整備の計画・設計要領等を参考に、適切なものを提案願います。	
506	要求水準書(第1編 建設業務編)	218	第4章	第4節	5	(5)	④、⑥	通信設備 設置位置	④電話機の型式は「プッシュホン」とあり、⑥では、無線機、スマートフォン、タブレット端末などの併用を認めます。納入する機器の仕様と数量は提案によると考えてよろしいでしょうか。	5.(4)の電話回線については、プッシュホンとしてください。	

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答		
507	要求水準書(第1編建設業務編)	218	第4章	第4節	5	(5)	⑤	ファクシミリ	ファクシミリ(普通紙、感熱紙)単体の設置ではなく、複合機(リ-ス)を設置すると考えてよろしいでしょうか。	提案とします。5.(4)のFAX回線については、組合が複合機(リ-ス)を設置します。	
508	要求水準書(第1編建設業務編)	220	第4章	第4節	11			警備設備工事	防犯上の警備設備とは、警備保障会社が設置する機械警備設備に対する空配管工事と考えてよろしいでしょうか。	機械警備に限定するものではありませんが、本施設の適切な警備設備をご提案願います。なお、機械警備を採用する場合は契約対象者は事業者となります。	
509	要求水準書(第1編建設業務編)	221	第4章	第5節	1	1)		造成工事	計画地は都市計画決定された敷地であり、開発許可は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
510	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	221	第4章	第5節	1	3)		愛知県道浅井犬山線拡幅工事(請負金額の増減)	県道拡幅工事において、県道185号線の道路管理者様を含む関係機関より「要求水準書添付資料8」以上の要望が出て、その要望が当該工事申請の許可条件になった場合、その要望による工事費の増減が生じた場合は精算対象の協議ができると考えてよろしいでしょうか。	協議対象とします。	
511	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	221	第4章	第5節	1	3)		愛知県道浅井犬山線拡幅工事(竣工後の所有者と保証期間)	1) 県道拡幅工事において、敷地外(例えば、県道185号線エリア)に施工されたものは、竣工後、組合機が所有者になるのでしょうか。それとも、県道185号線の道路管理者様が所有者になるのでしょうか。 2) 上記1)項において、道路管理者様が所有者になる場合、要求水準書39頁の保証期間(設計:引渡後10年間、施工:引渡後3年間)は組合機、道路管理者様のどちらに対する保証になるのでしょうか。	道路管理者の所有になる予定です。本事業における保証対象は組合です。保証期間内に不都合が発見された場合は本組合が、道路管理者と協議の上、事業者に対して保証を求めることとなります。	
512	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	221	第4章	第5節	1	3)		愛知県道浅井犬山線拡幅工事(添付資料8)	県道拡幅工事において、「要求水準書添付資料8」は、県道185号線の道路管理者様の意向が反映されていると考えてよろしいでしょうか。	道路管理者との事前協議は行っています。	
513	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	221	第4章	第5節	1	3)		愛知県道浅井犬山線拡幅工事の工程	愛知県道浅井犬山線拡幅工事において、施工時期及び工期等の制約条件があればご指示ください。	質問回答添付資料5の工程表を参照の上ご検討ください。	
514	要求水準書(第1編建設業務編)	221	第4章	第5節	1	3)		愛知県道浅井犬山線拡幅工事	事業提案に伴う積算にあたり、関係機関(国土交通省・愛知県、警察等)との事前協議が必要となりますが、事業者側での対応となるのでしょうか。その場合、入札前において事業者が責任をもって関係機関と協議を実施するのと考えてよろしいでしょうか。 また、入札迄に協議が出来ない場合は、入札公告で示された資料、条件にて見積するものとし、実施時において関係機関との協議により内容が変更になった場合は、その内容について貴組合と協議し、費用負担についても協議に応じていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	関係機関協議は関係機関に了承を得て行ってください。実施時においての関係機関との協議による結果が、入札公告で示す資料、条件等と実際の状況が大きく異なる場合は、協議対象とします。	
515	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	221	第4章	第5節	2	3)		場外雨水排水路整備工事の工程	場外雨水排水路整備工事において、施工時期及び工期等の制約条件があればご指示ください。	官田排水路を横断する工事等について関係機関と協議の上、実施する必要があります。	
516	要求水準書(第1編建設業務編)	222	第4章	第5節	2	1)	(2)	凍結に対する対策	凍結に対する対策については「平成12年5月23日建設告示1347号」で建築物の基礎の構造方法・構造計算の基準が定められ、その中の一つとして凍結深度に関する基準がありますが愛知県、江南市で凍結深度を定めていれば教示下さい。	江南市では凍結深度は定めていません。	
517	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	223	第4章	第5節	2	3)	(1)	場外雨水排水路整備	「雨水流出抑制施設から鴨川排水路まで雨水排水路を整備すること。」と記載がございますが、下記の点をご教授願います。 ① 改修方法(開渠・暗渠の別含む)は事業者側の判断と考慮よろしいでしょうか。 ② 雨水排水量の増加に伴い、側溝サイズが大きくなる分は道路側に拡幅可能と考慮よろしいでしょうか。 ③ 既存の改修が難しい部位に関しては、排水量増加分のバイパスを通す形での対応でもご了解いただけますでしょうか。(県道17号江南開線直下)	①についてですが、ごみ処理施設整備に伴って、地元地区である草井区より、地域振興事業として草井線の歩道整備を要望されているため、場外雨水排水路整備工事のうち、草井線区間において既存の排水路を改修する際には、上部を歩道とすることを想定した工事が必要となります。具体的には、車道との高低差がある箇所については、排水路設置とともに盛土工事によってフラット化する必要があるが、詳細については江南市土木課(または下水道課)との協議が必要となります。 ②、③についてですが、選定した改修方法、拡幅範囲、バイパスの適否は江南市土木課(または下水道課)とご協議ください。	
518	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	223	第4章	第5節	2	3)	(1)	場外雨水排水路整備	本排水路整備計画については、草井区長等、地元との調整・承諾を得ているものとの解釈でよろしいでしょうか。	今後、隣接する土地の所有者や区長等に周知・確認を行います。	
519	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	223	第4章	第5節	2	3)	(1)	場外雨水排水路整備	雨水排水路において、上部を歩道とする等、将来道路計画があるようでしたら、それに則した側溝改修等を計画に反映させる必要があると考えます。計画の有無、計画詳細について開示願います。	No.517の回答を参照ください。	
520	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	223	第4章	第5節	2	3)	(2)	場外雨水排水路整備	側溝改修に当り、周辺の舗装や乗入口に関しては現況復旧のみと考えてよろしいでしょうか。 また、排水路改修に当り、地域住民および関係庁との協議は組合機主体の下、事業者が協力する体制と考えてよろしいでしょうか。	側溝改修の際には、舗装があったところは舗装し、乗入口に復旧も現況復旧してください。 排水路改修に関して、隣接する土地の所有者や区長等への全体説明(説明会を想定しています)については、組合が主体となりますが、それ以外に関しては、事業者が主体となります。立ち合い等へ協力は行います。	
521	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	223	第4章	第5節	2	3)	(2)	場外雨水排水路整備	事業提案に伴う積算にあたり、測量及び関係機関(江南市・愛知県(横断部分)・宮田用水・鴨川排水等)との事前協議が必要となりますが、事業者側での対応となるのでしょうか。その場合、入札前において事業者が責任をもって測量及び関係機関と協議を実施するのと考えてよろしいでしょうか。 また、入札迄に測量及び協議が出来ない場合は、入札公告で示された資料、条件にて見積するものとし、実施時において測量及び関係機関との協議により内容が変更になった場合は、その内容について貴組合と協議し、費用負担についても協議に応じていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	測量及び関係機関協議は関係機関に了承を得て行ってください。測量については、事前に実施内容を組合に報告してください。 実施時においての測量及び関係機関との協議による結果が、入札公告で示す資料、条件等と実際の状況が大きく異なる場合は、協議対象とします。	
522	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	223	第4章	第5節	2	3)	(3)	場外雨水排水路整備	「既存雨水側溝等がある場合は、既存の側溝等の撤去を行うこと」と記載がございますが、撤去が難しい部分は残置の上、横に新設側溝の設置と考えるとよろしいでしょうか。	撤去を基本的としますが、無理な場合(多額の費用が必要となる、他の施設に影響を及ぼす等)は、関係機関と協議を行ってください。	
523	要求水準書(第1編設計・建設業務編)	223	第4章	第5節	2	5)	(3)	①	利用できない土地周辺のフェンス	利用できない土地へのアクセスは公道側からのみ行うものと考えてよろしいでしょうか。	本敷地側からのアクセスも可能とさせていただきます。
524	要求水準書(第2編運営・維持管理業務編)	4	第1章	第1節	4			組合の事業範囲	貴組合の事業範囲として、「4) 有価物の資源化(引取先の確保)」とありますが、これはマテリアルリサイクル推進施設を指し、エネルギー回収型廃棄物処理施設で回収されるスラグや金属類などの副生成物等については、引取先の確保も含め、事業者範囲と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
525	要求水準書(第2編運営・維持管理業務編)	4	第1章	第1節	5			運営期間	運営期間が20年間となっていますが、20年間はエネルギー回収型廃棄物処理施設で、マテリアルリサイクル推進施設は10年間との理解でよろしいでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設の運転は組合職員が行うことから、マテリアルリサイクル推進施設の運営の内、メンテナンス業務のみを10年間委託します。	
526	要求水準書(第2編運営・維持管理業務編)	7	第1章	第3節	10	7)		労働安全衛生・作業環境管理	貴組合業務範囲の安全作業マニュアルの改善は、貴組合及び運営事業者との協議により行っており、対象となる業務は運営事業者が実施する計量設備、マテリアルリサイクル推進施設に関する維持管理業務と理解すれば宜しいでしょうか。	受入に関する業務として、計量設備、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設のプラントホームでの作業及びマテリアルリサイクル推進施設に関する業務です。	
527	要求水準書(第2編運営・維持管理業務編)	8	第1章	第3節	11	2)		緊急時対応	貴組合業務範囲のBCPや緊急対応マニュアルを協議して策定することとなりますが、貴組合業務に関するBCPおよび緊急対応マニュアルは貴組合にて作成されるものであり、運営事業者は接点業務に関して貴組合と協議を行うものと理解して宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
528	要求水準書(第2編運営・維持管理業務編)	9	第1章	第3節	12	2)		AED	AEDは、定期的な維持管理を前提に、レンタル品を採用しても宜しいでしょうか。	可とします。	
529	要求水準書(第2編運営・維持管理業務編)	9	第1章	第3節	13	1)		災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。」とありますが、計画搬入量を超える廃棄物処理する場合の費用については、貴組合と別途協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
530	要求水準書(第2編運営・維持管理業務編)	9	第1章	第3節	13	1)		災害発生時の協力	震災等において想定外の搬入量の災害ごみが搬入された時は、ユーティリティ、資材費等の費用の見直しはありますか。	ごみ量変動費で精算します。	

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
531	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	9	第1章	第3節	13	2)		災害発生時の防災備蓄品の支給は、施設見学者に対する支給との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
532	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	9	第1章	第3節	14		保険	貴組合が加入する建物総合損害共済の補償内容が分かる資料を開示いただけないでしょうか。仮に当該資料が存在しない場合については、どのような補償内容を想定されていますかご教示願います。	公益社団法人全国市有物件災害共済会のページ https://www.city-net.or.jp/regulation/archives/category/part-09 建物総合損害共済業務規程(平成27年4月1日以降の契約に適用)をご覧ください。
533								事業者が付保する保険内容を検討するため、貴組合にて付保予定の「公益社団法人全国組合有物件災害共済会」の補償内容(災害の種類、対象等)をご教示ください。	公益社団法人全国市有物件災害共済会のページ https://www.city-net.or.jp/regulation/archives/category/part-09 建物総合損害共済業務規程(平成27年4月1日以降の契約に適用)をご覧ください。
534								また、補償内容が未定の場合、事業者で付保する保険の内容は入札説明書等に基づき提案するという考え方でよろしいでしょうか。	現時点では建物総合損害共済以外の加入は想定していません。
535								貴組合にて加入予定の保険をご教示願います。(例:火災保険)	現時点では建物総合損害共済以外の加入は想定していません。
								保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に組合の承諾を得ること記載されていますが、事業者は追加費用を生じさせないよう、事業提案書に基づき承諾用の手続きを行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
536	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	10	第1章	第4節	2		提案書の変更	本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合、その原因が法令変更他運営事業者に責めによらない事由による場合には、本要求水準書へ適合させるために必要な改善に係る費用は、貴組合のご負担としていただけないでしょうか。	運営事業者の責めによらない事由を証明できる場合は、組合の負担とします。
537	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	10	第1章	第4節	5		本業務期間終了時の引渡し条件	本業務期間終了時の引渡し条件として、『運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を組合に引渡すこと。組合は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。』とあり、その条件として『2) 薬物の主要構造部等... 3) 内外装の仕上げや設備機器等... 4) 主要な設備機器等...』との記載があります。この検査確認方法としては、要求水準書(第II編 運営維持管理業務編)53頁 第4節 1. モニタリング方法(2)に記載の『施設の劣化等の状況...』の資料』にて協議するとの理解でよろしいでしょうか。	検査確認方法はご理解のとおりです。資料については、定期点検、機能検査、精密機能検査、機能診断調査等の状況によるものとします。
								なお、当該施設の劣化等の状況...の資料』については、その時点までの定期点検、精密機能検査等の状況をもとに整理するとの理解でよろしいでしょうか。	
538	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	11	第1章	第4節	5	7)	運転教育	次期運営事業者に対する最低3か月間の運転教育は、本事業期間内に実施するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
539	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	11	第1章	第4節	5	7)	データ及びノウハウ等	本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対して原則としてすべてを開示すると記載がありますが、著作権等の兼ね合いで全てを開示することはできませんので、次期運営に支障のないように情報を提示することで、ご理解願います。	組合と協議して決定することとします。
540	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	11	第1章	第4節	5	7)	本業務終了時の引渡し条件	運営事業者から提出している図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等の中には、事業遂行上の競争力に直結する営業上、技術上の機密事項も含まれており、第三者に開示されることにより事業遂行への大きな支障を生じることとなります。従って、開示内容について事前に運営事業者と協議して頂くようお願いいたします。	No.539の回答を参照ください。
541	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	11	第1章	第4節	5	8)	協議の時期	マテリアルリサイクル推進施設の事業期間終了時における引渡し時の詳細条件についての協議はごさいませでしょうか。	令和14年度(運営開始後8年目)の時点において、事業期間終了後の延命化対策工事の要否等について組合と協議を開始することを想定ください。
542	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	12	第2章	第1節	2)		業務実施体制	運営事業者の業務範囲として防災管理業務は含まれますでしょうか。また、防火管理者を選任し届出を行うとの理解でよろしいでしょうか。	防火管理業務は含むこととしてください。また、専任し届出することとしてください。
543	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	12	第2章	第1節	5)		有価物の引取	焼却灰等、副生成物及び有価物の引取、運搬、資源化企業を安定的に確保する旨記載がございますが、P4.4.組合の事業範囲(4項)やP20に記載ございませとあり、マテリアルリサイクル推進施設で回収した有価物の資源化に関する引取先確保は、貴組合の所掌との理解で宜しいでしょうか。また、運搬についても引取先企業が実施するものとの理解で宜しいでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設で回収した有価物の引取先企業及び運搬企業については組合が確保します。
544	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	12	第2章	第2節	5)		有資格者の配置	試運転時の電気主任技術者やボイラ・タービン主任技術者など選任及び届出が必要な有資格者について、要求水準書 第1編 設計・建設業務編のP49.3.施工(2)現場管理(7)に記載のとおり、工事期間中は、建設事業者により有資格者配置することで良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
545								運営業務を複数の企業で担う場合は、現場統括責任者はエネルギー回収施設の運営を担う企業にのみ配置し、マテリアルリサイクル推進施設の現場統括責任者の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
546	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	14	第3章	第1節			受付・計量業務への協力・支援	受付日は月曜日から土曜日との記載ありますが、祝日の場合は受付しないとの理解で宜しいでしょうか。	祝日も可燃ごみの搬入はあります。
547								計量棟内、プラットフォーム監視室、プラットフォーム内のトイレの消耗品(トイレトーパー、石鹸等)は事業者が手配するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
548								受付管理にて、焼却灰等の搬出車両等とは焼却灰等資源化企業等が独自に用意する伝票が御座います。計量棟で回収される伝票は、組合様への報告義務がある事業者に遅延なく渡して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
549	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	14	第3章	第1節	1	2)	受付管理	ITV等により搬入車両の状況を必要に応じて組合へ伝えることとの記載がございますが、必要に応じて受付にITVを設置するとの理解で宜しいでしょうか。	受付業務への協力方法ですので提案によることとします。
550								ITV等により搬入車両の状況を必要に応じて組合へ伝えることとありますが、貴組合が搬入車両の状況を確認できるよう、①計量棟へのITV設置による監視、②無線機等による三者間連絡・調整(計量棟、プラットフォーム、クレーン室)による対応でよろしいでしょうか。なお、上記対応以外に貴組合と運営事業者との間で想定される具体的な業務があれば、ご教示ください。	No.549の回答を参照して下さい。
551	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第1節	1	3)		『年末年始等の搬入車両が多くなる時期には、組合と連携し安全な受付管理が行えるように協力すること。』とありますが、運営事業者がご協力させていただく内容について、具体的に想定されている内容があればご教示ください。	受付業務への協力方法ですので提案によることとしますが、協力内容については運営事業者と協議して決定することとします。
552								貴組合と連携した安全な受付管理が行えるように協力することとされていますが、指揮命令系統の異なる貴組合職員と運営事業者が、非定期的な混在作業に従事すると労働災害が生じやすくなると懸念します。ついては、運営事業者の協力は混在作業にならない搬入車両の交通誘導とさせて頂けないでしょうか。	受付業務への協力方法ですので提案によることとしますが、協力内容については、指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業者と協議して決定することとします。
553								年末年始等の搬入車両が多くなる時期について、その協力を検討するにあたり、現在の施設毎の実績を可能な限り詳細にご提示願います(日ごとの搬入車両数等)。	大山市の自己搬入(剪定枝含む)台数について、質問回答添付資料6をご確認ください。
554								貴組合職員欠員時の可能な範囲での業務補助は、指揮命令系統の異なる貴組合職員と運営事業者とが、非定期的な混在作業に従事すると労働災害が生じやすくなると懸念します。ついては、混在作業とならない範囲での補助を行うこととさせていただきます。また、欠員時の補助のための専任要員の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	補助作業内容は提案によることとしますが、補助作業内容については、指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業者と協議して決定することとします。また、専任要員についても提案によることとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
555	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	14	第3章	第1節	表 3-1		受付時間	直接持込み者受付時間は、昼休みはなく表3-1に記載されている時間帯全てで、搬入も昼休みはなく連続で実施されるもの理解で宜しいでしょうか。	直接持込み者受付時間は、決まっていますが、表3-1の受付日・時間等にある「直接持込受付時間(予定)」としてください。
556	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	14	第3章	第1節	表 3-1		受入業務	「12/29~1/3は直接持込はできない(予定)」とありますが、直接持込はないことを前提として検討することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
557	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第1節	1	4)	業務補助	貴組合職員に欠員が出た場合の可能な範囲の業務補助については、指揮命令系統、事故発生時の責任所掌などを明確にさせていただいた上で、可能な範囲で対応させて頂くものとの理解で宜しいでしょうか。	No.554の回答を参照ください。
558	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第1節	1	4)	受付管理	「組合職員に欠員が出た場合は、可能な範囲で本業務の補助を行うこと。」とありますが、想定される業務範囲について指示下さい。 また、やむを得ず運営事業者に費用の発生が見込まれる場合においては、貴組合と運営事業者との別途協議のうえ費用清算できるとの理解でよろしいでしょうか。	No.554の回答を参照ください。なお、費用精算については、応募者の提案内容と組合からの協力内容により協議することとします。
559	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	15	第3章	第3節			消耗品の調達	計量設備における消耗品の調達については、予備品・消耗品リストに記載している計量設備本体及びその附属品にかかる消耗品に限定し、計量業務運営にあたって必要となる文房具などの消耗品は含まないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
560	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	16	第3章	第2節			組合の運転管理業務	貯留用のパレットやドラム缶は引取り業者もしくは、貴組合で用意していただくという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
561	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	16	第4章	第2節			組合が実施する予定の主な業務(表4-1)	マテリアルサイクル推進施設の運転管理として、不燃ごみ・粗大ごみ処理ライン、可燃性粗大ごみ処理設備、蛍光管処理設備、スプレー缶処理設備の運転(処理)、とありますが、不燃物等に起因する機器の停止や詰まりの解除作業並びに、電池等の不燃物による火災時の対応及び消火後の対応(点検・原因物の除去ほか)などは運転管理の範疇と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
562	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	16	第4章	表4-1			保護具等の調達と管理	運営に必要な保護具は運営開始前に運営事業者が整備すること...とありますが、ご指定の有無、品目、数量等について指示下さい。	指定はございません。
563	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	17	第4章	第2節			組合が実施する予定の主な業務(表4-1)	保護具の調達と管理として、運営に必要な保護具は運営開始前に運営事業者が整備すること、とありますが、おおよその数量をご教示願います。	人数は13人分、2年間は補充しなくても十分に足りる数量を用意してください。
564	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	17	第4章	第2節	表 4-1		保護具	初期納入以降、貴組合が管理、補充を行う保護具について指定メーカーや型番などがございましたらご教示願います。	特にございません。
565							初期納入以降、貴組合が管理、補充を行う保護具の範囲は、貴組合の運転員に関する範囲に限定するものとの理解で宜しいでしょうか。 その場合、運営事業者が初期納入する貴組合運転員13名分の保護具について、見積精度向上のため、指定メーカー、型番などがございましたらご教示願います。	保護具の範囲はご理解のとおりです。指定メーカー等は特にございません。	
566	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	1	1)	搬入管理	「運営事業者はプラントホームにおいて、...、プラントホームの安全確認についてITV等により安全確保のために協力すること。」とありますが、要請に応じてITV確認を協力する程度でよろしいでしょうか。想定されている業務について指示下さい。	協力内容は提案によります。
567	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	1	2) 3)	搬入管理	「組合職員に欠員が出た場合で組合から要請があった場合、可能な範囲でまたは必要に応じ協力すること。」とありますが、想定される業務範囲について指示下さい。 また、やむを得ず運営事業者に費用の発生が見込まれる場合においては、貴組合と運営事業者との協議のうえ別途費用清算できるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、想定できません。費用の精算については、提案内容と組合の協力内容から協議することとします。
568	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	1	2)	協力要請	貴組合から協力要請を受けた場合の協力については、指揮命令系統、事故発生時の責任所掌などを明確にさせていただいた上で、可能な範囲で対応させて頂くものとの理解で宜しいでしょうか。	No.554の回答を参照ください。
569	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	1	3)	展開検査	必要に応じて事業者がご協力させて頂く貴組合にて実施予定の展開検査の実施場所は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に関してのみで、マテリアルサイクル施設での作業は含まれないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
570							展開検査の対象となる車両についての頻度を各々ご教示願います。	頻度は未定です。	
571	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	1	3)	搬入管理	「運営事業者は、組合が実施する展開検査に必要に応じて協力すること。」とありますが、運営事業者がご協力させていただく内容について、具体的に想定されている内容があれば、ご教示ください。 また、展開検査の実施頻度について、想定されている頻度をご教示ください。	現状把握のための立ち会いをお願いすることを想定しています。頻度は未定です。
572							運営事業者は、...、安全確認についてITV等により安全確保のために協力すること記載ありますが、プラントホームで車両の誘導時等に起因する事故は事業者の責任では無いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
573							組合職員に欠員が出た場合というのは、休暇等での欠員と考え、退職や長期休暇の欠員は組合様にて採用等の補填をして頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
574	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	4	1)	用役の管理	運営事業者が、貴組合業務範囲内の用役費(重機に関する用役を除く)を負担することになっております。 ① 運営開始後薬品の追加に関しては組合様から指示を受けて運営事業者が手配・支払うものでしょうか。もしくは支払い(費用負担)のみとなりますでしょうか。 ② 使用量については、通常と考えられる範囲内の使用量であり、オペレーションミス等による使用量増加については精算対象と考えてよろしいでしょうか。	①については、組合からの指示を受けて運営事業者が手配及び支払うこととさせていただきます。 ②については、組合の運転ミスによるものが明確な場合は精算対象とします。
575							運営事業者が、貴組合業務範囲内の用役費を負担することになっておりますが、貴組合の用役使用は、通常と考えられる範囲内の使用量で、かつ節電、節水などに協力いただけるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
576	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	2	4)	適正処理・適正運転	「本施設から処理不燃物等が排出された場合は、組合が保管する場所まで運搬すること。」とありますが、貴組合が保管する場所は、本施設内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
577	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	2	4)	適正処理・適正運転	処理不燃物の運搬先、過去の実績、量/年を教示下さい。また、搬出に際し周期、頻度等の指定がありましたら合わせて指示下さい。	運搬先については未定です。過去の実績については既存施設と処理対象が異なるため、把握できません。品目にもよりますが、年1、2回程度搬出する予定です。
578	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	1	3)	搬入管理	運営事業者は貴組合が実施する展開検査に必要に応じて協力することありますが、本業務の具体的な協力内容をご教示ください。また、本業務に備えて専任要員を配置する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	現状把握のための立ち会いをお願いすることを想定しています。
579	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	4	1)	用役管理	管理機の光熱費負担は事業範囲に含まれないものとの理解でよろしいでしょうか。	含まれます。上水道料金も含まれます。
580	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	19	第4章	第4節	1	2)	作業補助	マテリアルサイクル推進施設における作業補助などの協力については、指揮命令系統、事故発生時の責任所掌などを明確にさせていただいた上で、可能な範囲で対応させて頂くものとの理解で宜しいでしょうか。	作業補助内容は提案によることとしますが、協力内容については指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業者と協議して決定します。

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
581	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	19	第4章	第3節	7		性能試験の実施	運営事業者は、「第1編 第7節 性能保証」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を建設事業者立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した項目に実施するとの記載がございますが、引渡性能試験の項目の内、当該項目については、運営費の分析費用に含めるとの理解で宜しいでしょうか。	運営事業者の費用に含めてください。
582	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	19	第4章	第4節	1	2)	搬入管理への協力	直接持込車両が著しく多い場合、可能な範囲で作業補助などの協力を実施することありますが、指揮命令系統の異なる貴組合職員と運営事業者が非定期的な混在作業に従事すると労働災害が生じやすくなるかと存じますので、混在作業とならない範囲での補助を行うこととさせていただきます。また、搬入管理への協力のための専任要員の配置は不要と考慮してよろしいでしょうか。	作業補助内容は提案によることとしますが、協力内容については運営事業者と協議により決定します。また、専任要員の配置についても提案によるものとします。
583	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	4	2)	作業の協力	有価物の引き渡し時の積み込み等の作業への協力について、指揮命令系統、事故発生時の責任所掌などを明確にさせて頂いた上で、可能な範囲で対応させて頂くことの理解で宜しいでしょうか。	作業協力内容は提案によることとしますが、協力内容については指揮命令系統や責任所掌等を考慮し運営事業者と協議により決定します。
584	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	4	2)	資源化物の取り扱い	貴組合が行う有価物積み込みへの協力内容について具体的に数示願います。	協力内容は提案によります。
585	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	6	2)	清掃活動により回収した廃棄物	2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うことと記載がございますが、通常廃棄物の受付及び計量管理は、貴組合ですが、清掃活動により回収した廃棄物は、計量棟による計量をせずに、運営事業者にて特別に受付、計量管理する必要があるものなのか、ご教示願います。	受付、計量管理する必要はありません。
586	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	6		搬入管理への協力その他	「2市2町が実施する清掃活動などで回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うこと。」とありますが、これは日曜日等の通常計量業務が行われていない場合との理解でよろしいでしょうか。	受付、計量管理する必要はありません。第3章第1節表3-1の受付日・受付時間以外に搬入することはありません。
587	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	5		性能試験の実施	運営事業者は、「第1編 第7節 性能保証」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を建設事業者立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した項目に実施するとの記載がございますが、引渡性能試験の項目の内、当該項目については、運営費の分析費用に含めるとの理解で宜しいでしょうか。	運営事業者の費用に含めてください。
588							第1編第1章第7節性能保証に示されたマテリアルリサイクル推進施設の引渡性能試験項目の中に運営開始後に実施する項目が入っていませんので、本項目は該当なしと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
589	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	6	2)	その他	「2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うこと。」とあります。通常時におけるマテリアルリサイクル推進施設に係る受付、計量管理、処理業務は貴組合の業務範囲ですので、上記清掃活動に伴い発生する業務についても、通常時と同様に貴組合にて実施していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、協力を求めることもあります。
590							2市2町が実施する清掃活動などにより回収する廃棄物の受付に関する情報(年間受入予定日、受入時間、車種、台数(ほか))についてご教示願います。	2市2町からは委託で収集運搬されますが、搬入台数が大幅に増加することはありません。	
591							2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うこと、とありますが、一方で受付、計量管理業務及びマテリアルリサイクル推進施設に係る運搬は組合にて実施される業務と規定されております。本項に関して運営事業者にて行う作業についてご教示願います。	受付業務において、運営事業者へ協力を求めた場合において運営事業者と組合が協議して決定した作業や可燃物の処理を想定しています。	
592	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	4	2)	資源化物等の取り扱い	有価物を資源化企業へ引き渡す際は、必要に応じて貴組合が行う積み込み等の作業に協力することありますが、指揮命令系統の異なる貴組合職員と運営事業者が非定期的な混在作業に従事すると労働災害が生じやすくなるかと存じますので、混在作業とならない範囲での協力とさせていただきます。また、積み込み作業への協力のための専任要員の配置は不要と考慮してよろしいでしょうか。	No.583の回答を参照ください。また、専任要員の配置についても提案によるものとします。
593	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	22	第5章	第2節	2	7)	焼却灰等の安全かつ適正な運搬	「7)エネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転で生じる焼却灰等も運搬すること。」とありますが、試運転で発生した焼却灰等の運搬は建設事業者によるものと考慮して宜しいでしょうか。同様に試運転で発生する焼却灰等の資源化についても、建設事業者の範囲と考慮して宜しいでしょうか。本契約締結時における再委託には当たらないと考慮して宜しいでしょうか。	建設事業者の業務と考慮しております。なお、焼却灰等の運搬企業及び資源化企業は、事業者が提案する企業と別途契約し、運搬及び資源化に要する費用は建設事業者の負担することを想定しております。なお、業務範囲も含めての詳細については、本契約締結時までに協議して決めることとします。
594	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	24	第6章	第1節			焼却灰等資源化業務	本業務は、本施設の稼働に伴い排出され焼却灰等運搬企業により運搬・搬入される焼却灰等を資源化企業から施設で資源化を行うものとありますが、副生成物等とは異なり、全量資源化の義務は無いと理解して宜しいでしょうか。(例えばASEC閉鎖後から資源化する事や、資源化企業の工場停止期間中はASEC等に搬出す事を想定しています。)	全量資源化するものとして計画してください。
595	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	26	第7章	第1節			本業務の概要	「副生成物等取引企業は副生成物等の全量資源化の責任を負う。」とありますが、構成2市2町様における積極的な公共利用に向けた取組において、貴組合のご協力をお願いします。	可能な範囲で協力します。
596	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	27	第7章	第2節	1	4)	副生成物等の安定かつ適正な資源化	「運営事業者は～分析・管理を行うこと。」とありますが、副生成物等の品質責任者は発注者で、分析・管理について運営事業者が委託し分析等を実施して発注者へ報告し、品質成績書の発行等を行うのは発注者との認識でよろしいでしょうか。	品質管理の責任者は運営事業者になります。
597	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	28	第8章	第1節	表8-1		管理棟(管理機能)	組合が移設した展示品の維持管理と記載ありますが、どこから何をどの程度移設するかご教示下さい。また、維持管理とは展示箱の清掃等であり展示品の維持管理は含まないと理解して宜しいでしょうか。	展示スペースにおいて施設周辺又は構成市町及び近隣地域に生息する生物の生態及び標本等を展示する予定であることから、物量としては江南丹羽環境管理組合より、生体展示用の水槽として120cm×45cm水槽一槽、90cm×45cm水槽三槽及び地域の博物館(施設見学時)に利用する標本や剥製等70cm×40cm衣装ケース25個分程度(すべて展示物ではなく保存資料も含む)が予想されます。表8-1のとおり、組合が移設した展示品の維持管理は組合が実施します。
598	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	28	第8章	第1節	表8-1		貴組合の主な業務	計量棟内機器の清掃は貴組合業務として記載がございますが、計量棟室内、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟(貴組合事務所内)の日常清掃については、P33 第4節に記載のとおり、貴組合所掌との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
599	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	29	第8章	第2節	1	5)	保守管理計画書の作成	臨時点検の対象は、組合業務範囲の全ての設備、機器を含むものと記載あります。組合様業務範囲にて組合様の責に異常や故障が発生した場合は、事象内容により事象側業務範囲の臨時点検は不要と考慮して宜しいでしょうか。	組合業務範囲において、組合の責によることが明確な事由の場合においても事業者側の業務範囲としますが、運営費については精算対象とします。
600	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	30	第8章	第2節	表8-2		法定点検、検査項目	消防用設備の点検について、平成16年消防庁告示第9号では、「機器点検6月に1回以上」「総合点検1年に1回以上」と規定されており、「外観点検3月に1回以上」は規定がありません。平成16年消防庁告示第9号に従った点検を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
601	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	33	第8章	第4節			清掃	運営事業者は定期的に清掃事業者による清掃、窓拭き等を行うこと、との記載がございますが、清掃頻度は1年に1回程度の考慮してよろしいでしょうか。もし、指定の頻度ございましたらご教示願います。	頻度については、床清掃6回/年、窓清掃2回/年、カーペット清掃1回/年を考慮していますが、設備や日常清掃の状況にもよります。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目	タイトル	質問・意見事項	回答	
602	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	36	第9章 第2節 表 9-1	業務期間中の測定項目	ごみ質の分析は6回/年となっていますが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)にて必要となる、毎月一回以上のバイオマス比率算定用のごみ質分析は、貴組合にて実施いただくという理解でよろしいでしょうか。	事業者が毎月実施することとします。	
603	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	36	第9章 第2節 表 9-1	業務期間中の測定項目	焼却主灰の重金属溶出量1回/年とありますが、焼却主灰の重金属溶出量の基準は、要求水準書第I編第1章第2節1にて処理生成物を対象としているため、焼却主灰の重金属溶出量の測定は実施しないという理解でよろしいでしょうか。	焼却灰等資源化企業の受入基準にない場合や万が一、最終処分する場合を除き測定は実施する必要はございません。	
604	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	38	第9章 第3節 1 表 9-2	騒音	今回道路に面した敷地境界がございまして、騒音についてその影響を受けると考えられます。それに関しても同じ50dBが適用されますでしょうか。	本施設からの影響分が50dBを満足することと考えています。	
605	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	42	第11章 第4節	施設警備・防犯	使用不可用地と事業実施区域の境界に設ける門扉の施錠管理は組合様にて実施頂けるかの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
606	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	42	第11章 第2節 第3節	植栽管理 清掃業務	要求水準書添付資料-1「事業実施区域平面図」のうち、「利用できない用地」は業務対象外でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
607	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	42	第11章 第3節	清掃業務	清掃業務(本施設以外)の、「本施設以外」とは具体的に何が含まれるでしょうか。	地域住民や敷地外雨水排水も考慮した内容ですが、具体的には提案によることとします。	
608	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	43	第12章 第1節	見学者対応	見学者の受付及び説明については、自治体関係者や小学校等、全ての見学者対応を組合様で実施されるの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
609					見学者は全て予約制を取られるかご教示下さい。	団体については、予約制とします。	
610					貴組合が行う見学者説明に運営事業者が協力する内容は、行政視察等の際の技術的な説明補助に限定されるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
611					「運営事業者は、組合が行う見学者説明に協力すること」とありますが、協力対応人員数、内容および頻度について、具体的に想定されている内容があればご教示ください。	詳細な説明を求められる場合には、施設の説明、資料の作成等をお願いします。その他の協力内容は、提案によることとします。	
612	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	44	第12章 第1節	2)	見学対応	見学説明の協力について、想定されている業務範囲について教示下さい。	詳細な説明を求められる場合には、施設の説明、資料の作成等をお願いします。その他の協力内容は、提案によることとします。
613	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	44	第12章 第3節	1)	公害防止委員会対応	本施設の公害防止に関する監視の方法をご教示下さい。	施設の運営状況を確認するための立入調査や排ガス等の数値の説明等を想定していますが、具体的な監視の方法につきましては、公害防止委員会委員の意見を聞きながら進めることとなります。 なお、公害防止委員会は、施設周辺地区の住民の方、学識経験者、行政関係者で構成することを予定しています。 また、地元との協定書の内容は、質問回答添付資料7のとおりです。(地元6地区と同じ内容の協定を締結しています)
614				2)		開催される委員会の時期、頻度をご教示下さい。	公害防止委員会は、年4回、四半期ごとの開催を予定しています。ただし、公害防止委員会での議論によっては、開催頻度が変わることがあります。 なお、公害防止委員会は、施設周辺地区の住民の方、学識経験者、行政関係者で構成することを予定しています。
615	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	44	第12章 第3節	2)	公害防止委員会対応	公害防止委員会の頻度や想定される内容等、ご教示願います。	公害防止委員会は、年4回、四半期ごとの開催を予定しています。ただし、公害防止委員会での議論によっては、開催頻度が変わることがあります。 公害防止委員会の内容につきましては、施設の運営状況を確認するための立入調査や排ガス等の数値の説明のほか公害防止のために必要な情報発信、意見交換等を想定しています。 なお、公害防止委員会は、施設周辺地区の住民の方、学識経験者、行政関係者で構成することを予定しています。
616	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	44	第12章 第2節	4)	周辺住民対応	運営事業者が配慮すべき周辺農地等への影響とは、どの様な内容を想定されているのか、特に留意すべきことがあれば、ご教示願います。	要求水準書(設計・建設業務編)では、想定される影響を次のように示しています。 ・192頁、2) 周辺地域への配慮 (3) 周辺農地等への建物や植栽の影、植栽による落葉や病害虫被害等の影響が出ないよう配慮すること。 (4) 周辺農地等への影響に配慮し、LED照明計画を行うこと。 ・223頁、6) 構内照明工事 (3) 照明の設置に際しては、周辺農地等への光害や夜間活動する鳥類の保全に配慮し、過剰な構内照明の設置を避け、照射しないよう遮光対策等に配慮した計画とすること これらのことは、設計・建設時で終わる配慮でなく、運営期間を通し求められる配慮でもあります。
617						組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。と記載がございまして、協定書の内容について運営費用に関わる内容についてはないという理解でよろしいでしょうか。	運営費用の中に地元との協定書の内容を遵守するための費用を盛り込んでください。 地元との協定書の内容は、質問回答添付資料7のとおりです。(地元6地区と同じ内容の協定を締結しています。)
618	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	48	第12章 第14節	1)	業務報告書	運営事業者が作成・提出する業務報告書は、貴組合業務所掌範囲を除いた範囲を取りまとめたものと理解で宜しいでしょうか。	組合所掌範囲の業務報告書は組合が主体となり作成しますが、必要に応じて運営事業者が協力することとします。
619	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	51	第14章 第3節	(1)	減額対象のレベルとその基準(案)	レベル2には数日間の停止を必要とする場合、レベル3には7日以上停止を必要とする場合(いずれも計画的なものを除く)と記載がございまして、天災・暴動・疫病等によるものは本対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
620					「停止」の定義は、運営・維持管理業務委託契約書(案)P12第5条の21の4項に記載の、運転停止(年間運転計画書に予定されていない本施設一列の稼働停止)との理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、共通設備の計画外停止によるエネルギー回収型廃棄物処理施設の2系列停止やマテリアルサイクル推進施設の停止も含まれます。	
621	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	51	第14章 第3節	(1)	減額対象及びは正レベルの認定	減額対象のレベルとその基準(案)にある、特定事業契約書は、事業契約書等と読み替えてよろしいでしょうか。	事業契約書と読み替えてください。
622	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	53	第14章 第4節	1 (1)	事業期間終了後の取扱	事業期間終了5年前に、事業期間終了後の本施設等の取扱について協議を開始するとの記載がございまして、入札説明書P7第3章8項に記載されているとおり、エネルギー回収型廃棄物処理施設については、運営開始後16年目(令和22年4月以降、事業期間終了5年前)、マテリアルサイクル推進施設については、運営開始後8年目(令和14年4月以降、事業期間終了3年前)より協議を開始するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
623	要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)	43,44	第12章 第1節 表 12-1①	見学者受入人数実績	一日の最大見学者数は、江南丹羽環境管理組合の平成30年度実績の224人ですが、備考欄に午前・午後2校との記載があります。収容最大人数を考えた場合、施設に一度に受け入れた見学者人数として最高は、大山市の平成29年度実績159人との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。50名程度のグループで見学を行います。	
624					江南丹羽環境管理組合における見学者受入人数実績	一日の最大見学者数が管理棟の受入人数100名を超えております。施設の計画は要求水準書通りの100名で行うものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
625	本要求水準書添付資料-1				事業実施区域平面図	「本要求水準書添付資料-1「事業実施区域平面図」のCADデータをいただけないでしょうか。	組合よりご担当者へ電子メールで送信します。
626	要求水準書添付資料1				事業実施区域平面図	事業実施区域平面図、現況測量図、現況図のCADデータをご提示願います。	別途、ご担当者へ電子メールで送信します。

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
627	要求水準書 添付資料1						実施地区平面図	利用できない土地について、建設工事中の一時的な使用は可能と考えてよろしいでしょうか。	利用できない土地については、提案時には利用できないものとして計画していたところですが、現在も用地交渉を行っております。
628	本要求水準書 添付資料-6 「搬入・搬出回数①」						平成30年度実績	本資料の単位(t,台)を追加した資料を頂けないでしょうか。	車両の単位は「台」です。
629	本要求水準書 添付資料-6 「搬入・搬出回数①」						自己搬入	粗大ごみ・不燃ごみの自己搬入車における品目や搬入重量が分かる資料を提示ください。	江南丹羽環境管理組合の粗大ごみの自己搬入は剪定枝と草で、搬入重量は剪定枝418.48tと草286.47tです。大山市の粗大ごみ・不燃ごみの自己搬入は、大山市分別区分の粗大ごみと不燃ごみで、家庭系と事業系を合わせて590.01tです。
630	要求水準書 添付資料-8	-	-				搬入出口幅	木曾川上流河川事務所木曾川第一出張所に確認したところ、本事業区域への搬入出口幅については必要最低限とするよう指導がございました。 必要最低限の搬入出口とは、添付資料-8に記載の通り、敷地南東側の1ヶ所、出入りそれぞれ1車線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
631	要求水準書(添付資料8.愛知県道浅井犬山線拡幅工事参考図)							当該のCADデータの提供を頂きたいをお願いします。	No.625の回答を参照ください。
632	要求水準書添付資料-8							県道拡幅工事の際に擁壁工事、盛土工事等を行ってよい用地の範囲をご教示願います。	範囲については確定していません。なお、設計・施工にあたっては、関係機関と協議してください。
633	要求水準書添付資料-8							愛知県道浅井犬山線から計画地東側への既存歩行者取付路が使用不能となりますが、付替えは必要でしょうか。	付替えが必要かどうかは東側エリアの計画によりです。付替えが必要となった場合に、本事業で付替えるかはわかりませんが、協議する必要があります。
634	要求水準書添付資料-9							雨水流出抑制施設は「江南市雨水流出抑制基準」に従い、公共施設の新設の際に適用される600Aとして、必要対策量は、 $V=600A=600 \times 3.0=1,800 \text{ m}^3$ となることと理解してよろしいでしょうか。また、敷地外への排水は自然流下と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、計画によっては、開発行為を行う面積が小さくなることで必要対策量も小さくなることも考えられます。 敷地外への排水は自然流下としてください。
635	要求水準書 添付資料9	5-6	第5章	5.4	(4)		下流排水路の流量計算 計画断面について	表5.4.3「排水区域の流出量及び排水路の改修計画断面」では可変U400～1100が目安として提案されているが、実施設計の検討結果による構造および施工方法の変更は可能ですか。	組合としては変更を認めますが、関係機関との協議により認められない場合もあります。
636	本要求水準書 添付資料9	5-6	第5章	5.4	(4)		下流排水路の流量計算 支障移設等の対処について	地下埋設物が支障となる場合の移設交渉や移設工事に掛る費用については、本事業費に含まないとの考えでよろしいでしょうか。また、支障移設工事が事業進捗に影響を与える場合、工期の延長は可能ですか。	移設交渉については協力する業務を含むものとし費用を計上してください。工期延長については原則認められませんが、協議することとします。
637	落札者決定基準書	3	第1章	2			審査の流れ	事業提案書等の提出時において、提出者が1グループのみであった場合に、十分な競争が働いていない等の理由によって、参加条件の見直し等を行うお考えは有りますか。	提出者が1グループであることのみをもって、直ちに入札の執行を取り止めることは考えていません。(提出者が1グループであったとしても、提出者が複数グループであった場合と同様に、入札説明書、要求水準書等に記載の要件等を満たしていることを確認するとともに、落札者決定基準に記載の審査を実施した上で、事業者の選定を進めます。)また、入札参加者間の競争が不適切な方法により妨害あるいは阻害されたことが明白になった場合は、入札の執行については慎重に判断します。
638	落札者決定基準書	5	第3章	3			価格評価の得点化方法	価格評価点の算定式について、設計・建設業務の価格要素点=配点×(最低入札金額/当該入札価格)とありますが、設計・建設業務と運営業務の合計額に対して価格評価が行われると理解してよろしいでしょうか。かかる理解の場合、上記の算定式は、 価格評価点=配点×(最低入札金額/当該入札価格)と読み替えてもよろしいでしょうか。	設計・建設業務と運営業務の合計額として下さい。 価格評価点=配点×(最低入札金額/当該入札価格)
639								「定量化限度額は、予定価格の一定割合に設定し、開札時に公表する」とありますが、定量化限度額は設計・建設業務と運営業務のそれぞれに別々の基準で設定されるのではなく、両者を合計した予定価格42,900,000,000円(税込)の一定割合に設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
640								算定式:設計・建設業務の価格要素点=配点×(最低入札金額/当該入札金額)とありますが、価格評価の対象となるのは、設計・建設業務のみであり、運営・維持管理業務の入札金額は価格要素点に加味されないということでしょうか。また、その場合、定量化限度額について、運営・維持管理業務の入札金額は適用外となるのでしょうか。	No.638の回答を参照願います。
641	落札者決定基準	7	表1	③			工事の安定性	評価内容は「工事の安定性」ではなく「工事の安全性」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
642	落札者決定基準書	7	第3章	4	表1		得点化基準	一つの評価区分に対し、複数の評価内容、評価視点で設けられている審査項目がございますが、配点の内訳はございますでしょうか。	具体的な評価内容については回答できません。
643	落札者決定基準書	9	第3章	4	表1	⑩	資源化に要する温室効果ガス	資源化に要する温室効果ガス排出量とは、資源化企業への運搬時の排出量と資源化処理にともなう排出量の合計を表しているとの理解でよろしいでしょうか。	資源化に要する全ての温室効果ガス排出量を評価します。
644	落札者決定基準	9	表1	⑨			地元企業の活用	「建設工事の2次下請け等」とありますが、「建設工事の2次下請けまで」と読み替えてよろしいでしょうか。もし、不可であれば「等」とは何を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	建設工事を請け負う者を指します。
645								地元企業とは公告日時時点で既に構成市町に本店・支店・営業所を登記されている企業という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
646								地元企業(2市2町に本店がある企業を重視する)とは支店または営業所も地元企業として評価されるということでしょうか。評価される場合は、地元本店企業と比較した場合の評価基準はどのようにされるのでしょうか。	具体的な評価内容については回答できません。
647								地元企業(2市2町に本店がある企業を重視する)との記載がございますが、入札説明書P10の構成2市2町に本社または主たる支店、営業所がある事業者を積極的に活用することの記載の内、特に本店のある企業を重視するとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な評価内容については回答できません。
648	落札者決定基準	9	表1	⑨			地域コミュニティ	地域との関わりとありますがここでの地域とはどの範囲を指しておりますでしょうか。2市2町もしくは建設地周辺の中継ぎ町の事でしょうか。ご教示願います。	具体的な評価内容については回答できません。
649	基本協定書(案)	1	第1条の3	2			(解釈等)	「本協定、要求水準書等と事業提案書との間に齟齬がある場合、本協定、入札説明書、入札説明書等に関する質問回答書、対面的対話に対する回答書、要求水準書(第1編設計・建設業務編)、要求水準書(第2編運営・維持管理業務編)、事業提案書の順にその解釈が優先する。」と規定されております。しかし、質問回答書及び対面的対話に対する回答書は、その性質上最優先で適用されるべきと考えますがいかがでしょうか。	質問回答書及び対面的対話に対する回答書に該当する部分については、最優先されるものとご理解ください。
650	基本協定書(案)	1	第1条の3	第2項			解釈等	「入札説明書等に関する質問回答書」及び「対面的対話に対する回答書」で明らかとなった契約条件については、本件事業に係る各契約書に適切に反映いただけたと考えてよろしいでしょうか。	No.649の回答を参照願います。

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
651	基本協定書(案)	1	第1条	3			解釈等	質問回答書は基本協定書の解釈を示す部分もございますので、質問回答書を最優先としていただけますでしょうか。また、基本契約書、建設工事請負契約書、運営・維持管理業務委託契約書、焼却灰等運搬業務委託契約書、焼却灰等資源化業務委託契約書においても同様の規定がありますところ、優先順位を付けるうえで質問回答書を最優先としていただけますでしょうか。	No.649の回答を参照願います。
652	基本協定書(案)	2	第1条	4			連帯債務	「構成員及び協力企業は、本協定に基づく各構成員及び各協力企業の責任及び債務(債務不履行に基づく損害賠償債務を含む。)を、連帯して負担するものとする。」とありますが、全業務の責任及び債務を企業各社が連帯して負担することは以下の点で問題であると考えます。 ①本事業においては入札説明書P10「応募者の構成」及び「応募者等の参加要件」において業務内容別に参加する企業の要件や役割が定められており、事業者グループはこの規定をもとにリスク分担を考慮した構成員・協力企業を選定するが、本連帯保証条項が設定されると適正なリスク分担が行えず、構成員・協力企業の選定を行うことが不可能となる。 ②内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において規定される「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方に適合しない。 ③建設段階のみ参加する企業と運営段階のみ参加する企業が相互に保証することは困難である。 以上の観点から、本条項は削除していただくようお願いいたします。	本協定に基づく各構成員及び各協力企業の責任及び債務を連帯して負担するものは構成員とし、各協力企業は業務委託契約の範疇で責任及び債務を負うこととします。ちなみに、内閣府の当該ガイドラインは、国以外の者の実施するPFI事業についてはあくまで参考として位置付けられるものです。また、当該ガイドラインにおけるリスク分担に関する考え方は、行政と事業者の間のリスク分担に関するものであって(p3参照)、事業者間の内部的なリスク分担に関するものではないものと考えます。
653	基本協定書(案)	2	第1条	4			連帯債務	地元企業を協力企業で活用する際に、連帯債務負担によって地元企業の本事業への参画意欲を減退させる懸念がありますので、連帯債務の対象から協力企業を除外していただけないでしょうか。	No.652の回答を参照願います。
654	基本協定書(案)	2	第1条	5	(3)		本件SPCの設立の特則	「本件SPCの設立にあたり、構成員のすべてが本件SPCへの出資を行うこととし、」とありますが、入札説明書によれば、代表企業が100分の50以上の株式保有割合とし、その他構成員の出資は任意とされています。代表企業以外の構成員については、SPCへの出資は任意であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書にて構成員は任意とするのは、出資額を査閲しております。本件SPCの設立にあたり出資しない民間事業者は協力企業となります。
655	基本協定書(案)	3	第1条	5	(6)		本件SPCの設立の特則	「構成員は、本件SPCによる良好な経営及び時勢状態を維持するものとし、本件SPCが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して本件SPCへの追加出資又は融資を行うなど、」とありますが、入札説明書に記載のある通り、代表以外の構成員がSPCへの出資を行わない場合は本項目の責は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	本件SPCの設立にあたり出資しない民間事業者は協力企業となり、No.652の回答のとおり協力企業は本項目の責は負わないこととなります。
656	基本協定書(案)	3	第2条				基本契約の締結等	「～この場合、構成員は、受注者の本事業についての入札価格の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとし、発注者の請求があり次第、当該違約金を発注者に直ちに支払うものとする。この場合、発注者が構成員の1人に対して履行の請求をしたときは、他の構成員に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。～」とありますが、参加企業各社が違約金を連帯して負担することは、内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において規定される「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方に適合せず、過大なリスク分担であると思料いたします。当該違約金支払い債務は、届責事由のある企業のみを負担とすようお願いいたします。	No.652の回答を参照願います。
657	基本契約書(案)	4	第7条				連帯責任	各協力企業は業務委託契約の範疇外については、連帯責任は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
658	基本協定書(案)	6	第6条	3	(6)		(秘密保持義務)	多くの第三者に開示可能となる条件となっており、第1項の秘密保持の意味が薄くなりかねません。他社に対して秘密情報が開示されてしまう恐れがあり、第6号は削除していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
659	基本契約書(案)	1	第2条	第2項			解釈等	「入札説明書等に関する質問回答書」及び「対面的対話」に対する回答書で明らかとなった契約条件については、本事業に係る各契約書に適切に反映いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
660	基本契約書(案)	4	第7条	第1項			連帯債務及び債務不履行等	本項の「本基本契約に基づく各構成員、各協力企業【及び本件SPC】の責任及び債務は金銭債務を指し、本基本契約第5条の役割分担に基づく業務実施責任(行為債務)は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。構成企業の各々の企業が本事業に係る許認可及び業務実行能力の全てを揃えあらゆる業務実施責任の履行に備えることは不可能と考えております。	行為債務についても含まううえで、行為債務を履行する能力がない場合には、例えば第三者に代行させる、債務不履行に基づく損害賠償を行う等の方法により対応いただくことになるかと存じます。(基本契約書第7条1項の連帯債務・責任には、5条1項に基づく業務実施責任も含まれております。
661								「構成員、協力企業【及び本件SPC】は、本基本契約に基づく各構成員、各協力企業【及び本件SPC】の責任及び債務(債務不履行に基づく損害賠償債務を含む。)を、連帯して負担するものとする。」とありますが、全業務の責任及び債務を企業各社が連帯して負担することは以下の点で問題であると考えます。 ①本事業においては入札説明書P10「応募者の構成」及び「応募者等の参加要件」において業務内容別に参加する企業の要件や役割が定められており、事業者グループはこの規定をもとにリスク分担を考慮した構成員・協力企業を選定するが、本連帯保証条項が設定されると適正なリスク分担が行えず、構成員・協力企業の選定を行うことが不可能となる。 ②内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において規定される「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方に適合しない。 ③建設段階のみ参加する企業と運営段階のみ参加する企業が相互に保証することは困難である。 以上の観点から、本条項は削除していただくようお願いいたします。	No.652の回答を参照願います。
662	基本契約書(案)	4	第7条	第3項			連帯債務及び債務不履行等	この場合、発注者が運営事業者に対して履行の請求をしたときは、運搬事業者又は資源化事業者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。との記載は削除頂けないでしょうか。 【理由】 入札説明書10頁1.構成2中2町に本社または主たる支店、営業所がある事業者を積極的に活用する事とありますが、一切の債務の履行を連帯して保証し履行の請求の効力が生じた場合、当該事業者(運搬事業者及び資源化企業者)は破綻することが懸念されます。各当事者が参加資格要件で規定された業務以外のリスクを見込む事は現実的では無く、本条文のため事業者の参加意欲が阻害される事も想定されます。	No.652の回答の方針に従い、現第7条第3項は削除します。

No.	図書名	頁	項目	タイトル	質問・意見事項	回答
663					運営事業者は…発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他一切の債務の履行連帯して保証するものとする。とありますが、運営事業者が、運営・維持管理業務委託契約の受託者としての責任以上に、基本協定書や基本契約書に基づく受注者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他一切の債務、建設工事請負契約に基づく建設事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他一切の債務、組合と所定の企業が直接契約する焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約に基づく当該企業の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他一切の債務をも連帯して保証することは、運営事業者の責任をはるかに超えています。 特に、運営事業者が契約当事者とならない焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における事業者の責任についてまで、運営事業者に連帯保証責任を求めるとして考え直していただけないでしょうか。	No.662の回答を参照願います。
664					「また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合において」とありますが、本項の規定は本事業と無関係の債権を貴組合に申し有する企業（主に地元企業）が、当該債権を用いて本事業の債権債務について相殺を援用する場合を想定されていると理解しております。一方、連帯債務者の1人が発注者に対して有する債権には、本件事業と無関係の債権と、本件事業に係る債権の2種類が想定されます。本件事業に係る債権について本項また書きの規定を適用されず、連帯債務者の自働債権は消滅するのに対して、発注者の受働債権はその他の連帯債務者に対して消滅しないように解釈され得ます。上記効果は本項の趣旨と反するものと考えますので、以下のように本項また書きを修正していただけますでしょうか。 「また、連帯債務者の1人が発注者に対して本件事業と無関係の債権を有する場合において、その連帯債務者が当該本件事業と無関係の債権を自働債権として相殺を援用したとしても、民法第439条第1項の規定にかかわらず、当該本件事業と無関係の債権は、当該相殺を援用した連帯債務者の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者は、民法第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。」	ご指摘の条文は、「また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合においても、他の連帯債務者は民法439条第2項に基づく履行拒絶権を行使しないものとする。」に修正します。
665					本項に基づく運営事業者の債務保証は、金銭債務の保証を指し、行為債務の保証は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。構成企業の各々の企業が本件事業に係る許認可及び業務実行能力の全てを揃えあらゆる業務実施責任の履行に備えることは不可能と考えております。	No.660の回答を参照願います。
666					運営事業者は、基本協定に基づく受注者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払い義務その他一切の債務、…の履行を連帯して保証するものとする。」とありますが、運営事業者が企業務における発注者に対する一切の債務を連帯して保証することは以下の点で問題であると考えます。 ①内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において規定される「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方に適合しない。 ②建設工事で代表企業の下請に位置付けられた土木建築工事・造成等工事について当事者では無い運営事業者が一切の債務を保証する（元請会社が別に存在するのにも、その下請会社の業務を保証する）ことは、適切な業務発注とはいえない。 ③焼却灰等運搬業務や焼却灰等資源化業務について当事者ではない運営事業者が一切の債務を保証することは、適切なリスク分担とはいえない。なお、焼却灰等運搬業務や焼却灰等資源化業務に関しては運営・維持管理業務委託契約書第5条の27にて、各業務の継続性について運営事業者の責任とされており事業の継続性は担保されている。 以上の観点から、本条項は削除していただきますようお願いいたします。	No.662の回答を参照願います。
667					本項における「運営事業者」とはごみ処理施設の運転・維持管理を行う者であり、焼却灰等運搬企業及び焼却灰等資源化企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。焼却灰等運搬企業や焼却灰等資源化企業が当該債務を保証することは困難と考えます。	No.662の回答を参照願います。
668	基本契約書(案)	4	第7条	連帯債務及び債務不履行等	地元企業を協力企業で活用する際に、連帯債務負担によって地元企業の本事業への参画意欲を減退させる懸念がありますので、連帯債務の対象から協力企業を除外していただけないでしょうか。	No.652の回答を参照願います。
669	基本契約書	4	第8条の5	建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結	各号は本事業に関して該当した場合を指すとの理解でよろしいでしょうか。	同項第6号から第12号は広く反社会的勢力を排除するための規定であるため本件事業に限られませんが、それ以外の各号については本件事業に関して該当した場合を指します。
670	基本契約書(案)	6	第8条第7項、第8項	違約金の負担	「7 受注者【又は本件SPCのいずれか】が独禁法に違反又は暴対法に抵触した場合には、～ 基本基本契約が解除されるか否かを問わず、受注者【及び本件SPC】は、発注者の請求があり次第、本件事業の委託にかかる入札価格（事業提案書の入札書に記載される価格とする）の総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に支払う義務を【連帯して】負担するものとする。」 「8 前項の場合において、受注者が既に解散しているときは、発注者は、代表企業その他の構成員に違約金の支払を請求することができる。この場合において、代表企業その他の構成員であった者は、連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない、発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対して、その履行の請求の効力が生じるものとする。」とありますが、参加企業各々が違約金を連帯して負担することは、内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において規定される「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方に適合せず、過大なリスク分担であると思料いたします。当該違約金支払い債務は、帰責事由のある企業のみを負担するようお願いいたします。	本条文に基づく違約金の連帯責任者は、代表企業を含む構成員とし、各協力企業は業務委託契約の範疇で責任及び債務を負うこととします。ちなみに、内閣府の当該ガイドラインは、国以外の者の実施するPFI事業についてはあくまで参考として位置付けられるものです。また、当該ガイドラインにおけるリスク分担に関する考え方は、行政と事業者の間のリスク分担に関するものであって（p3参照）、事業者間の内部的なリスク分担に関するものではないものと考えます。
671	基本契約書(案)	6	第8条第5項第14号	諸契約の締結	14号において、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約、資源化業務委託契約のいずれかが解除された場合には、発注者が本事業契約のすべてをいづれかを解除することができる、とされておりますが、発注者帰責の解除の場合にも発注者が契約を継続するか否かに関する裁量有することになります。つきましては、14号は「受注者の帰責事由により解除された場合」に限定することをご検討いただけますでしょうか。	「発注者の帰責事由により解除された場合を除く。」とします。

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
672							受注者が第5項各号に該当する場合には、入札価格の総額の10分の1に相当する金額を違約金として負担することですが、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約等でも同趣旨の規定があるところ、同一の事実関係に基づき重複して違約金が課せられるわけではなく、入札価格の総額の10分の1に相当する範囲内で、各契約に基づき違約金条項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
673	基本契約書(案)	6	第8条	第9項			建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結 『第3項の場合において』とは、『第5項の場合において』と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
674							建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約及び資源化業務委託契約の締結 『建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約における違約金に関する定め』の適用があるときは、発注者は、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約の定めるところに従うものとする』とありますが、いずれかの契約に基づき違約金が課せられた場合は、その契約により二重に違約金が課せられることはないかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
675	基本契約書(案)	7	第13条	2			運営事業者の支援等 代表企業は……この場合、発注者が代表企業に対して履行の請求をしたときは、運営事業者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとありますが、代表企業が出資する特別目的会社に、運営・維持管理業務委託契約の受託者としての責任以上に、基本協定書や基本契約書に基づく受注者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他金銭債務、建設工事請負契約に基づく建設事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他金銭債務、組合と所定の企業が直接契約する焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約に基づく当該企業の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他金銭債務をも連帯して保証することには、代表企業の責任をはるかに超えています。特に、運営事業者(SPC)が契約当事者とならない焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における事業者の責任について、代表企業及び運営事業者(SPC)に連帯保証責任を求めらるることについて考え直していただけないでしょうか。	焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における事業者の責任については、連帯保証責任を求めないこととします。	
676	基本契約書(案)	7	第13条	2, 3, 4			契約の保証 基本契約締結時においては年度委託料が発生しておりません。初年度運用開始時でよろしいでしょうか。	運営事業者については、運営・維持管理業務委託契約第4条第1項に示すとおり、運営期間における各事業年度に關し、当該事業年度の開始日までに保証契約金を差し入れることになります。	
677	基本契約書(案)	7	第13条の2				運営事業者の支援等 SPCを設立する場合、「代表企業は、運営・維持管理業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払い義務その他金銭債務、……の履行を保証し、別紙3に定める様式の保証書を、発注者と運営事業者が運営・維持管理業務委託契約を締結すると同時に発注者に提出する。」とありますが、代表企業が全業務における発注者に対する一切の債務を連帯して保証することは、以下の点で問題であると考えます。 ①内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において規定される「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方に適合しない。 ②建設工事で土木建築工事・造成等工事が代表企業の下請に位置付けられた場合、元請企業が下請企業の業務を保証することになり、適切な業務発注とはいえない。 ③焼却灰等運搬業務や焼却灰等資源化業務について当事者ではない代表企業が一切の債務を保証することは、適切なリスク分担とはいえない。 以上の観点から、本条項は削除していただきますようお願いいたします。	No.675の回答を参照願います。	
678	基本契約書(案)	7	第14条				性能保証に関する責任 本項における「運営事業者」とはごみ処理施設の運転・維持管理を行う者で、焼却灰等運搬企業及び焼却灰等資源化企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 焼却灰等運搬企業や焼却灰等資源化企業が当該債務を保証することは困難と考えます。	同条は、焼却灰等運搬企業や焼却灰等資源化企業について連帯責任を規定するものではありません。建設事業者と運営事業者の連帯責任を規定するものです。	
679	基本契約書(案)	9	第15条	第3項	(6)		秘密保持義務 多くの第三者に開示可能なとらゆる条件となっており、第1項の秘密保持の意味が無くなりかねません。他社に対して秘密情報が開示されてしまふ恐れがあり、第6号は削除しただけでよろしいでしょうか。	原案のとおりです。(本号は受託者が契約期間中に履行不能となった場合に、第三者をもって履行を継続することを想定しており、受託者が当該事業を契約どおり遂行するかぎり発動することは想定しておりません)	
680					(2)		尾張北部環境組合情報公開条例に従い情報を開示する場合、同条例に従い当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
681	基本契約書(案)	10	第17条	4			(本基本契約の有効期間) 本基本契約の締結者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合、本基本契約が自動的に解除されるということとなっております。本条に基づき解除に関しては、少なくとも全受注者共通の絶対効ではなく、該当する個別業者との関係でのみ相対的に解除されるとの理解でよろしいでしょうか。	全受注者共通の絶対効です。	
682	基本契約書(案)	15	別紙3	第1条			保証 保証人は……損害賠償義務及び違約金支払義務その他金銭債務(以下、「主債務」と総称する。)の履行を、他の構成員、協力企業【及び本件SPC】と連帯して保証するとありますが、代表企業が契約当事者とならない焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における事業者の責任について、代表企業に連帯保証責任を求めらるることについて考え直していただけないでしょうか。	保証人の保証範囲は、No.675の回答を踏まえた範囲とします。	
683	建設工事請負契約書(案)	2	第1条の3	第1項			書面及び図面の優先順位 本項その他の建設工事請負契約(案)の条文中において、単に「設計図書」という用語が使用されている場合は、「実施設計図書等」(第1条の2第1項第5号)を指すと考えてよろしいでしょうか。	第1条第1項において定義されたとおりです。	
684				第2項			「入札説明書等に関する質問回答書」及び「対面的対話」に対する回答書で明らかとなった契約条件については、本件事業に係る各契約書に適切に反映いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
685	建設工事請負契約書(案)	2	第2条				関連工事の調整 「発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事」について、想定されている他の工事が御座いましたら、ご教示願います。	現在のところ想定する工事はございません。	

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
686	建設工事請負仮契約書(案)	2	第1条の4				連帯債務	「また、共同企業体の構成員の1人が発注者に対して債権を有する場合において、」とありますが、本項の規定は本事業と無関係の債権を貴組合に申し有する企業(主に地元企業)が、当該債権を用いて本事業の債権債務について相殺を援用する場合を想定されていると理解しております。一方、連帯債務者の1人が発注者に対して有する債権には、本件事業と無関係の債権と、本件事業に係る債権の2種類が想定されます。本件事業に係る債権について本項また書きの規定を適用されますと、連帯債務者の自働債権は消滅するのに対して、発注者の受働債権は他の連帯債務者に対して消滅しないように解釈され得ます。上記効果は本項の趣旨と反するものと考えますので、以下のように本項また書きをご修正いただけますでしょうか。 「また、共同企業体の構成員の1人が発注者に対して本件事業と無関係の債権を有する場合において、その構成員が本件事業と無関係の債権を自働債権として相殺を援用したとしても、民法第439条第1項の規定にかかわらず、当該本件事業と無関係の債権は、当該相殺を援用した構成員の利益のためにのみ消滅するものとし、他の構成員は、民法第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。」	ご指摘の条文は、「また、共同企業体の構成員の1人が発注者に対して債権を有する場合において、」とありますが、他の構成員は民法439条第2項に基づく履行拒絶権を行使しないものとする。」に修正します。
687	建設工事請負仮契約書(案)	4	第5条の2	第2項			著作権等の扱い等	設計成果物及び工事事務物には受注者の保有する技術・ノウハウが含まれており、これが第三者に開示されることは受注者の競争上の地位その他正当な利益を著しく害するおそれがあります。つきましては、当該設計成果物及び工事事務物を第三者に開示することを検討される際には、貴組合の情報公開条例第7条第1項第(3)号の規定を準用し、受注者と協議の上で開示の適否をご判断いただくこととさせていただきますでしょうか。	原案のとおりです。
688	建設工事請負契約	7	第11条の3				地元住民対応	「受注者の事業提案内容の実施」に対する住民運動、訴訟、要望による計画遅延、条件変更、操業停止等により発生する費用とは、本施設設置自体は是非・本施設運営自体の是非に関わるものは除かれることよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
689	建設工事請負仮契約書(案)	7	第11条の3	第6項			地元住民対応	「発注者が住民等と結ぶ協定等」について、想定されている協定等が御座いましたら、相手先及び内容を含めご教示願います。	現時点の内容は質問回答添付資料7をご確認ください。
690								「発注者が住民等と結ぶ協定等」について、具体的な内容をお示しいただけますでしょうか。	No.689の回答を参照ください。
691								発注者が住民等と締結した協定等の内容を遵守するために、当該協定の内容のうち受注者の事業実施に影響を与えるような部分に関しては、締結時に事前に協議させていただくことは可能でしょうか。仮に事前協議が難しい場合でも、事後に内容を開示いただくことは可能でしょうか。	No.689の回答を参照ください。
692	建設工事請負契約	10	第17条第3項				工事用地の確保等	発注者都合又は発注者帰責任事由による設計図書の変更等の場合には、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)の撤去その他の土地の現状回復に係る費用は、発注者の負担との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
693	建設工事請負仮契約書(案)	11	第22条	第1項			受注者の請求による工期の延長	「その他受注者の責に帰すことができない事由」とありますが、第30条にて定義される不可抗力が発生した場合もこれに含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
694	建設工事請負契約約款	12	第21条	第1項			工事の中止	運営・維持管理業務委託契約書第5条の23第4項に定める不可抗力の定義と同様に、本項の天災等の定義にも「伝染物の流行」を追加していただけないでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状況での伝染物の流行による工事中止は、不可抗力とします。
695								受注者の責めに帰すことができないその他の自然的又は人為的事象に、疫病も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	No.694の回答を参照願います。
696								基本契約書案の第14条3項においては、不可抗力の定義を(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、伝染物の流行その他の自然的又は人為的事象)としていますが、本条においては「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。))であって、」となっております。伝染物の流行がふくまれておりません。基本契約と同様に伝染物の流行が含まれると理解してよろしいでしょうか。	No.694の回答を参照願います。
697	建設工事請負契約	12	第22条第1項				受注者の請求による工期の延長	「その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本件工事を完成することができないとき」とは疾病、伝染物の流行等が要因となる場合も含まれると理解してよろしいでしょうか。	No.694の回答を参照願います。
698	建設工事請負仮契約書(案)	12	第22条	第2項			受注者の請求による工期の延長	第30条に定義される不可抗力により工期の延長が必要となった場合に受注者に発生した費用については、第30条第4項を準用し、当該費用のうち請負代金額の100分の1を超える額までは受注者負担とし、これを超える額は発注者の負担とさせていただきますでしょうか。	ご理解のとおりです。
699	建設工事請負仮契約書(案)	14	第30条	第1項			不可抗力による損害	「工事事務物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。))とありますが、疫病の流行も不可抗力に含まれるとしていただけますでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状況での疫病の流行により生じた損害は、不可抗力とします。
700	建設工事請負契約	15	第30条の2-4項	4			法令変更によって発生した費用等の負担	「本件工事に直接関係する法令変更」以外の法令変更により生じる追加費用とは、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。	現時点で具体的な法令に基づく具体的な費用を想定しているものではないですが、一般的には例えば、法人税及び消費税等に関するものがこれにあたるものと考えます。
701	建設工事請負契約書(案)	17	第38条	第1項			部分払い	「・・・相応する請負金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第9項までに定めるところにより部分払を請求することができる」とありますが、この9分金による支払を適用すると、出来形(現場実績)と出来高(支払額)に相違が発生するため、発注者および受注者ともに事務手続きが非常に煩雑になります。「の10分の9以内の額」という文言を削除していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
702								本項の請求は、毎年3月20日以降12月31日まで可能と理解してよろしいでしょうか。	検査合格後速やかに請求書を提出していただくため、4月上旬までとさせていただきます。
703	建設工事請負仮契約書(案)	17	第36条					意図的に削除と記載ありますが、削除前の条項内容をご教示願います。	内容が他の条文中に網羅されたため削除したものです。
704	建設工事請負仮契約書(案)	17	第37条					意図的に削除と記載ありますが、削除前の条項内容をご教示願います。	No.703の回答を参照願います。
705	建設工事請負契約約款	18	第39条	第2項			部分引渡し	「部分引渡しに係る請負金額の額＝指定部分に相応する請負金額の額請負金額－指定部分に相応する支払済部分払金の額」とありますが、「部分引渡しに係る請負金額の額＝指定部分に相応する請負金額の額－指定部分に相応する支払済部分払金の額」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
706	建設工事請負契約書(案)	19	第42条第2項				発注者の任意解除権	受注者に帰責事由がないにもかかわらず発注者が任意に契約を解除した場合には、公共工事標準請負契約約款では過失利益も含めた損害賠償をすることとされています。本件事業についても同様に、過失利益も含めて受注者に生じた一切の損害を賠償することを検討願いますでしょうか。	原案のとおりです。

No.	図書名	頁	項目						タイトル	質問・意見事項	回答
707	建設工事請負仮契約書(案)	21	第43条の3	第8項					発注者の損害賠償請求等	「また、共同企業体の構成員の1人が発注者に対して債権を有する場合において、」とありますが、本項の規定は本事業と無関係の債権を貴組合に対し有する企業(主に地元企業が、当該債権を用いて本事業の債権債務について相殺を援用する場合を主に想定されていると理解しております。連帯債務者の1人が発注者に対して有する債権には、本件事業と無関係の債権と、本件事業に係る債権の2種類が想定されます。本件事業に係る債権について本項また書きの規定を適用されますと、連帯債務者の自働債権は消滅するのに対して、発注者の受働債権は他の連帯債務者に対して消滅しないように解釈され得ます。上記効果は本項の趣旨と反するものと考えますので、以下のように本項また書きをご修正いただけますでしょうか。 「また、共同企業体の構成員の1人が発注者に対して本件事業と無関係の債権を有する場合において、その構成員が本件事業と無関係の債権を自働債権として相殺を援用したとしても、民法第439条第1項の規定にかかわらず、当該本件事業と無関係の債権は、当該相殺を援用した構成員の利益のためにのみ消滅するものとし、他の構成員は、民法第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。」	No.686の回答を参照願います。
708	建設工事請負仮契約書(案)	22	第46条						意図的に削除と記載ありますが、削除前の条項内容をご教示願います。	No.703の回答を参照願います。	
709	建設工事請負契約	23	第8条4	4					解除に伴う措置	発注者都合又は発注者帰責任事由による解除の場合における当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)の撤去その他土地の現状回復に係る費用は、発注者の負担と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
710	建設工事請負仮契約書(案)	24	第48条	第7項					解除に伴う措置	工事の完成後に契約が解除された場合であっても、完成した工事的目的物に係る受注者の報酬請求権は、民法634条を準用し、存在するものと考えていただけますでしょうか。	民法634条は工事完成後には直接適用がないため、発注者及び受注者による協議とさせていただきます。
711	建設工事請負契約書(案)	24	第49条の2第1項第1号・第20条・第23条						受注者の損害賠償等	請負代金や工期の変更は、最終的には発注者側で決定できることになっており、一定の場合に受注者が契約を解除することができるとしても、当該請負代金や工期の変更がなければ得られたはずの利益が得られなくなるという条件は、受注者にとって不利であると考えます。また、公共工事標準請負契約約款では逸失利益も含めた損害賠償をすることとされています。以上より、発注者側の都合で請負代金や工期を変更した場合には、逸失利益も含めて損害賠償に応じていただくことをご検討願えますでしょうか。	原案のとおりです。
712	建設工事請負契約	24	第49条の3	2					契約不適合責任期間等	「設備機器本体等」とは具体的には何を想定されておりますでしょうか。	性能を求める設備機器全般を想定しています。
713	建設工事請負契約	25	第49条の3	12					契約不適合責任期間等	「不可抗力」とは疾病、伝染病の流行等が要因となる場合も含まれると考えてよろしいでしょうか。	No.694の回答を参照願います。
714	建設工事請負契約書(案)	26	第50条						火災保険等	「受注者は工事的目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない」とありますが、一方で、要求水準書(第1編 設計・建設業務編)57頁には、「本施設の施工に際して、建設事業者は組立保険、第三者損害賠償保険に加入するほか、必要に応じてこれらの保険以外の保険にも加入すること」とあります。以上を踏まえ、設計・建設段階に付保する保険の要求水準は火災保険、建設工事保険、組立保険、第三者損害賠償保険の4つであるとの理解でよろしいでしょうか。	火災保険、建設工事保険、組立保険、第三者損害賠償保険でカバーする保険範囲を付保することを求めています。
715									受注者は工事的目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。)に付さなければならない、とありますが、要求水準書(第1編 設計・建設業務編)に従い加入する組立保険で工事中の財物損害を補償可能な場合は別途建設工事保険に加入する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.714の回答を参照願います。	
716									受注者は工事的目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない、とありますが、建設工事保険もしくは組立保険で火災損害が補償対象内となっている場合においては、別途火災保険に加入する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	No.714の回答を参照願います。	
717									受注者が付保する各種保険について、補償範囲、免責金額、てんば限度額等の保険条件は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	No.714の回答を参照願います。	
718	建設工事請負契約書(案)	27	第51条の2	3	(6)				(秘密保持義務)	多くの第三者に開示可能となりうる条件となっており、第1項の秘密保持の意味がわかりかねません。他社に対して秘密情報が開示されてしまう恐れがあり、第6号は削除したくないでしょうか。	No.679の回答を参照願います。
719	建設工事請負仮契約書(案)								受注者の記名・捺印は乙型IVの構成員数に応じて記名捺印の用紙を増やして宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。	
720	運営・維持管理業務委託契約書(案)	3	第3条の2	第4項					一括委任又は一括下請負の謹慎	ここでいう「成果物」とは、本契約書第5条の7から第5条の9までに定められた各種図書を指すとの理解でよろしいでしょうか。	本契約書第5条の7から第5条の9まで、第5条の12第5項、第5条の14第3項の調査結果、第5条の15第2項、第5条の42に定めた各種図書を指します。
721	運営・維持管理業務委託契約書(案)	5	第4条の4	(3)、(4)					運営業務の範囲	運営業務、運搬業務、資源化業務に関する契約形態につきましては、落札者決定後に貴組合と落札者との契約協議において、以下に記載の環境省通知に示された指針に合致する契約形態を改めて協議させていただくこととさせていただきます。 運営事業者が受託する運営業務に「焼却灰等運搬業務」及び「焼却灰等資源化業務」が含まれております。本契約に基づき貴組合から運営事業者が当該業務を受託し、付属契約に基づき運営事業者が運搬事業者/資源化事業者へ当該業務の具体的な業務指示を行うという委託形態は、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環境対発第16033010号)において「廃棄物処理法上の再委託に該当する」と示された委託形態に該当するおそれがあると考えます。	本件ではSPCを設立するか否か等、具体的な状況が確定していないため、原案の内容を基本として状況に応じて焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約を三者間契約に修正するか否かを含め、ご相談させていただきます。
722									運営事業者が受託する運営業務に「焼却灰等運搬業務」及び「焼却灰等資源化業務」が含まれております。当該業務に関して運営事業者が受託する具体的な業務内容は、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環境対発第16033010号)にいう「契約の事務手続きや取次ぎ」に限定されると理解してよろしいでしょうか。	No.721の回答を参照願います。	
723	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条	5	2	(3)			衛生管理者	衛生管理者に関して、人員数が法的に有資格者を必要としない場合においても、有資格者の配置が必要なのかご教示願います。	人員が関係法令に定めた人数より少ない場合は配置は不要です。
724	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条	5	4				主任技術者	第2種電気主任技術者及びボイラ・タービン主任技術者を工事期間中より配置するよう記載がございますが、要求水準書第1編 設計・建設業務編のP49.3.施工.(2)現場管理(ウ)に記載のとおり、工事期間中は、建設事業者の有資格者を配置することで良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答
725	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条の5	2				従業員の確保	(1)~(12)に具体的な資格名が明記されています。一方要求水準書(第II編)第2章、第2節有資格者の配置3)においては、「運営事業者は、運営に必要となるボイラー・タービン主任技術者等の有資格者を配置すること。」とあります。運営・維持管理業務委託契約書(案)に示されている上記(1)~(12)の資格を参考とし、運営のために必要な資格を事業者にて選定し、配置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
726	運営・維持管理業務委託契約書(案)	6	第5条の5	2				従業員の確保	第一種エネルギー管理指定工場に該当しないため、エネルギー管理士は非配置でよろしいでしょうか。	適用される法令遵守が担保されることを条件に認めます。
727	運営・維持管理業務委託契約書(案)	7	第5条	8				年間運営実施計画書	本条項と要求水準書 第II編 運営・維持管理業務編P45第13章第2節に記載の内容を総合すると、運営期間の初年度については、長期運営実施計画を運営期間の開始日の60日前までに、年間運営実施計画を運営期間の開始日の30日前までに提出するとご理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
728					(1)および(2)					受付業務は貴組合範囲のため、受付業務実施体制は貴組合にて作成頂くものと理解でよろしいでしょうか。
729	運営・維持管理業務委託契約書(案)	9	第5条の9	第2項	(1)			運営マニュアル	マテリアルリサイクル推進施設の運営マニュアルは事業者側で作成し、そのうち運営・管理マニュアルの更新は運転管理業務を行う貴組合で対応頂く認識でよろしいでしょうか。	運営事業者は、運転・管理マニュアルの更新にも協力することが含まれます。
730	運営・維持管理業務委託契約書(案)	9	第5条の11					処理不適用物の取り扱い	第3項につき、検査の実施が原因で処理不適用物が混入したことにより、本施設に故障等が生じた場合には、修理のための費用のみならず、受注者に生じた損害を賠償していただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
731	運営・維持管理業務委託契約書(案)	11	第5条の21第1項					異常事態への対応	本施設の運営業務の実施中に異常事態が発生したときは、受注者が自らの費用で運転を停止又は監視を強化しなければならない、とありますが、受注者の責めに帰すべき事由によって異常事態が発生した場合には、上記の対応にかかる費用は貴組合にご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	第5条の24のとおりです。
732	運営・維持管理業務委託契約書(案)	11	第5条の18					停止基準値	『要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)第9章第3節2.に定めるところに従い』とありますが、『要求水準書(第II編 運営・維持管理業務編)第9章第3節3.に定めるところに従い』と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
733	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条	24	2			費用負担	前項の規定にかかわらずとの記載がございますが、この前項の規定は、建設工完了日から3年を経過するまでの期間中、異常事態の発生などの原因について、天災・暴動等不可抗力等によるものについても受注者が負担するのをご教示願います。	No.734の回答を参照願います。
734							前項の規定にかかわらずとの記載がございますが、この前項の規定は、異常事態の発生などの原因について、不可抗力によること、又は受注者の責めに帰すべき事由の無いこと(不可抗力を除く)を、受注者が明らかにした場合は発注者が、当該費用(保険等によりてん補された部分を除く。)を負担する、にかかわらず、計画外の運転停止が生じた場合には、その理由に関わらず受注者の負担となることなのか、ご教示願います。		異常事態の発生又は計画外の運転停止が本施設の契約不適合によるものでないことを明らかにできれば、この限りではありません。	
735	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の22					停止期間中の処理対象物の処理	発注者が運転するマテリアルリサイクル推進施設において異常事態が発生した場合、緊急代替処理の方策およびその実行は発注者にて行っていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	方策は発注者にて策定しますが、実行は帰責事由による対応とします。
736	運営維持管理業務委託契約	12	第5条の23	5				臨機の措置	建設工完了日から3年を経過するまでの期間中に生じた本施設の契約不適合について発注者の帰責事由であること又は受注者に帰責事由がないことを受注者が立証した場合には受注者負担とはならないということよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照願います。
737	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第5条の24第2項					費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	建設工完了日から3年を経過するまでの期間中であっても、不可抗力により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合については、かかる事態の発生は受注者の責めに帰すべき事由とはみなされないものとの理解でよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照願います。
738	運営維持管理業務委託契約	12	5条の24	2				費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	建設工完了日から3年を経過するまでの期間中に生じた本施設の契約不適合について発注者の帰責事由であること又は受注者に帰責事由がないことを受注者が立証した場合には受注者負担とはならないということよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照願います。
739	運営維持管理業務委託契約	12	5条の24	5				費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	建設工完了日から3年を経過するまでの期間中に生じた本施設の契約不適合について発注者の帰責事由であること又は受注者に帰責事由がないことを受注者が立証した場合には受注者負担とはならないということよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照願います。
740	運営・維持管理業務委託契約書(案)	13	第5条	24	5			費用負担	2項と同様に、建設工完了日から3年を経過するまでの期間中は、不可抗力の有無や受注者の責任の有無を問わず、受注者の責任として運営固定費の減額を行うことなのか、ご教示願います。	No.734の回答を参照願います。
741	運営維持管理業務委託契約	13	5条の25	2				その他要求水準未達成に対する運営固定費の減額	建設工完了日から3年を経過するまでの期間中に生じた本施設の契約不適合について発注者の帰責事由であること又は受注者に帰責事由がないことを受注者が立証した場合には受注者負担とはならないということよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照願います。
742	運営・維持管理業務委託契約書(案)	13	第5条の26	第1項	(1)			焼却灰等の取扱い	『受注者は、運営業務開始までに、焼却灰等の運搬計画及び有効利用計画を作成し、発注者の承諾を受ける。』とありますが、当該運搬計画及び有効利用計画の作成義務は、運搬業務/資源化業務の受託者である運搬事業者/資源化事業者が作成義務を負い、運営事業者事業者は貴組合への計画書類の取次業務を行うものと理解でよろしいでしょうか。 廃掃法施行令第4条に定められた委託基準の四号に「一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。」とあり、平成28年5月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業者等の取扱いについて(通知)」（環境対発第16033010号）によれば運搬業務、資源化業務についても当該委託基準に従った委託契約が貴組合と運搬事業者/資源化事業者との間で締結されなければならないと理解しております。従いまして、運営事業者が上記計画の作成義務を負い、運搬事業者/資源化事業者が当該作成義務を負わないという契約形態は、廃掃法上の委託基準及び上記環境省通知に合致しないものと考えます。	No.721の回答を参照願います。

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
743				(3)			「受注者は、運搬事業者により自らを選定した資源化事業者が指定する場所に、焼却灰等の全量を運搬する。」とありますが、運搬業務の請負者は、受注者(運営事業者)ではなく、運搬事業者と理解してよろしいでしょうか。 本契約に基づき貴組合から運営事業者が当該業務を受託し、付属契約に基づき運営事業者が運搬事業者/資源化事業者へ当該業務の具体的な業務指示を行うという委託形態は、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環廃対発第16033010号)において「廃棄物処理法上の再委託に該当する」と示された委託形態に該当するおそれがあると考えます。	No.721の回答を参照願います。	
744				(5)			本号に基づく運営事業者から貴組合に対する支払いと第5条の29第3項及び第4項に基づく貴組合の違約金請求権及び損害賠償請求権の解釈について、以下の解釈でよろしいでしょうか。 焼却飛灰等の発生量が提案書の発生量を上回ったことに起因して貴組合に生じた損害の合計額が、飛灰超過発生量1トン当たり換算して、 (1)5万円以下の場合:運営事業者が貴組合に対して支払うべき金額は、最大で1トンあたり5万円と理解してよろしいでしょうか。 (2)5万円より大きい場合:運営事業者が貴組合に対して支払うべき金額は、最大で第5条の26第1項(5)号に規定された当該焼却灰等超過発生分に相当する運搬業務委託費及び資源化業務委託費であり、これを越えて違約金その他の支払い義務はないものと理解してよろしいでしょうか。	第5条の29第3項及び第4項の違約金請求権及び損害賠償請求権は、本号の「当該増加量に対応して発注者が運搬事業者及び資源化事業者を支払った運搬業務委託費及び資源化業務委託費の金額」とは別に行使するものです。	
745			第1項 第5号				「受注者の責めに帰すべき事由により、焼却灰等の発生量が事業提案書の内容から想定される量よりも増加した場合、受注者は当該増加量に対応して発注者が運搬事業者及び資源化事業者を支払った運搬業務委託費及び資源化業務委託費の金額を発注者に支払う」との記載がありますが、資源化優先を複数契約している場合には、単価の低い資源化優先の割合を高めることで単年度における資源化費用は超過しないことにより、本号における受託者からの発注者への支払義務は適用されませんが、第5条の29第3項及び第4項の違約金請求権及び損害賠償請求権は適用されます。	単価の低い資源化優先の割合を高めることで単年度における資源化費用は超過しないことにより、本号における受託者からの発注者への支払義務は適用されませんが、第5条の29第3項及び第4項の違約金請求権及び損害賠償請求権は適用されます。	
746	運営・維持管理業務委託契約書(案)	13	第5条 第5項				建設工完了日から3年を経過するまでの期間中であつても、不可抗力により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合については、かかる事態の発生は受注者の責めに帰すべき事由とはみなされないとの理解でよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照願います。	
747							『前項の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む』とございますが、損害賠償につきましては帰責性があることが前提ですので、これを制限することは受注者にとって不利な条件となります。受注者が貴組合に損害賠償責任を負うのは、かかる損害が生じた原因が受注者の責めに帰すべき事由であることが明らかである場合に限定して頂けないでしょうか。	No.734の回答を参照願います。	
748	運営・維持管理業務委託契約書(案)	14	第5条 第27	第3項 および 第4項			運搬事業者及び資源化事業者 運搬業務委託又は資源化業務委託を終了した場合、60日以内に新たな業者と契約するのとありますが、受け入れ自治体との事前協議(城外通知書の発行を含む)などのリードタイムに相應の時間を要する場合がございます。つきましては、新たな業者との契約までの期間については協議対象とさせていただきます。また、複数社との契約のある場合は本項適用外とさせていただきます。よろしいでしょうか。	原則は原案のとおりですが、協議先自治体の審査期間、処理期間等が要因で期間内の契約が難しい場合は協議します。	
749				第4項 第8項			受注者が「運搬業務又は資源化業務を行う者を新たに選定し…」と記載がありますが、協力企業以外から新たな業者を選定することは可能でしょうか。また資源化の場合は資源化方法が変わることは可能でしょうか。(将来的に新たな資源化方法やよりコストが低い方法が生まれる可能性があるため)	発注者の事前の承諾が義務づけられます。	
750	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第5条	27	9		「運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約における処理単価は、従前の運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約における処理単価を超えてはならない」と記載がありますが、「焼却灰等運搬企業及び焼却灰等資源化企業等の責めに帰すことのできる事由※により、甲が従前の委託契約を解除した場合には、この限りではない」という理解でよろしいでしょうか。 ※ 例えば、法令等の変更、社会情勢の大幅な変化、不可抗力等が原因で事業の継続が不能となった場合、過分の追加費用を要することとなった場合等	本条の前提として、同条第6項の「運搬事業者又は資源化事業者の責めに帰すべき事由により運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約を終了させる場合」を想定したものです。このため、原案のとおりです。	
751	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第5条 第28	第1項			「資源化事業者が確保されない場合等の事由により焼却灰等が有効利用されなかった場合には、発注者が当該焼却灰等の処理を行う。」とありますが、万が一、運搬事業者が確保されない場合等の事由により焼却灰等が運搬できない場合についても、発注者(貴組合)において当該焼却灰等の運搬を行っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	運搬事業者については適用されません。	
752							第5条の27の第6項により、発注者が受注者に通知することなく運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約を終了させた場合、本項は適用されず、受注者の責により運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約が解除された場合に適用されると理解してよろしいでしょうか。また、受注者に起因して資源化事業者が確保されない場合等の事由により、貴組合に発生した費用及び損害については、当初資源化企業へ支払われる予定であった委託料を超過する部分を受注者が負担することとしていただけないでしょうか。	原案のとおりです。	
753	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第5条 第26	第5項 第9項			運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約が解除された後に、新たな運搬業務又は資源化業務を行うものを選定するにあつては、従前の運搬又は処理単価を超えないとする主旨は理解しますが、解除の事由が地域や特定企業に依拠しない事由(法令変更等)による場合等、従前の運搬又は処理単価以下にて新たな運搬業務又は資源化業務を行うものを選定することが困難な場合があります。「従前の運搬又は処理単価を基準とした合理的な単価」等変更いただけないでしょうか。	協議によります。	
754	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第5条 第29 第3項				「発注者は、受注者に対し、焼却飛灰、溶融飛灰等の発生量のうち、提案書の発生量を超過した分について、1トンあたり5万円の違約金を請求することができる。」との記載がありますが、発生量が超過した場合は第5条26の5項により増加量に応じた費用を支払った場合には、発注者の処理実費分をお支払いしているため、免除していただけないでしょうか。	No.744の回答のとおりです。	
755	運営維持管理業務委託契約	15	5条の 31				副生成物等の発注者から受注者に対する有償譲渡については、発注者・受注者間で協議し、市場動向等も踏まえた客観的かつ合理的な金額にて譲渡金額を合意させていただくこととよろしいでしょうか。	協議によります。	
756	運営・維持管理業務委託契約書(案)	16	第5条	36	1		処理対象物のごみ質が計画性状から大幅に逸脱しとの記載がございますが、ごみ質が計画性状から逸脱し、本件仕様要件又は監督基準値を遵守することが困難であると受注者が判断した時点で、受注者より申し出ができるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
757	運営・維持管理業務委託契約書(案)	16	第5条の34	第4項					電力事業者との契約	余剰電力にかかる権利は貴組合に帰属するため、貴組合で電力事業者と契約する方が宜しいかと存じます。受注者で余剰電力先を選定、契約締結等を実施すると、貴組合の意向や契約規則等に適合しない事態に陥るリスクがあり、当該契約締結リスクを回避できると存じます。	原案のとおりです。なお、詳細については、本契約締結までに協議することとします。	
758	運営・維持管理業務委託契約書(案)	16	第5条の36						ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	計画ごみ質の範囲を逸脱した場合の施設の改造については記載がありますが、用役の増加等による受注者の損害が発生した場合は、合理的な範囲で発注者にてご負担いただけないでしょうか。	本条第2項の規定による協議によって決定された本施設の改造の内容により用役の増減が伴う場合は、合理的な範囲で変動費単価を見直すこととします。	
759	運営・維持管理業務委託契約書(案)	17	第5条	36	4				対応に要する費用	第2項の場合において、どの記載がございますが、この適用範囲は、第2項において、発注者と受注者が協議し、改造の要否などを決定する前段の発注者が受注者の申立てが合理的であると認めた時点から適用されたとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
760	運営・維持管理業務委託契約書(案)	17	第5条の36	第4項					ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	受注者が臨機の措置をとったことにより次年度以降の本施設の補修が増加する場合、運営固定費Ⅲも見直して頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
761	運営維持管理業務委託契約	18	7条	1					受注者の請求による履行期間の延長	「天災その他受注者の責めに帰すことができない事由」には疾病、伝染病の流行等が要因となる場合も含まれると考えてよろしいでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状況での疾病、伝染病の流行等が要因となる場合も含まれます。	
762	運営・維持管理業務委託契約書(案)	19	第11条の2						(運営業務委託費の支払い)	「次条第5項」は焼却灰等運搬等の請求に関する規定ですので「次条第6項」と読み替えてよろしいでしょうか。	「次条第6項」に修正いたします。	
763	運営・維持管理業務委託契約書(案)	19	第8条						一般的損害	発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、逸失利益まで含めて発注者の負担としていただけませんでしょうか。	原案のとおりです。	
764	運営・維持管理業務委託契約書(案)	19	第7条第2項						受注者の請求による履行期間の延長	運営業務委託費の変更と、受注者に損害を及ぼしたときの費用負担は、相互に排他的なものではなく、双方が認められることもありうる、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
765	運営・維持管理業務委託契約書(案)	19	第9条第2項						第三者に及ぼした損害	発注者帰責の事由により第三者に損害が生じた場合に、発注者が負担する賠償額には逸失利益を含まないこととございます。第三者への賠償の話でありますので、発注者に原因があり、発注者が逸失利益の賠償を請求し法的に認められるものであれば、当該制限なく賠償していただけますでしょうか。発注者が免れた逸失利益分の賠償責任を受注者が責めなく負担することは、合理性に欠けるものと思料いたします。もしくは、発注者と第三者との法律関係上において逸失利益賠償の可否について処理していただけますでしょうか。	第9条第2項から「(ただし、逸失利益を含まない。)」を削除します。	
766	運営・維持管理業務委託契約書(案)	20	第11条の5第4項						要求水準書の変更	第11条の5第1項第4号により、発注者が要求水準書の変更が必要と考える場合に、受注者が納得できない場合であっても一方的に契約を解除可能とされていることを踏まえると、当該解除により受注者に生じた損害が全部賠償されないのは、受注者にとって著しく不利であると考えます。受注者に生じた損害については、逸失利益まで含めて全て賠償していただけますでしょうか。	原案のとおりです。	
767	運営・維持管理業務委託契約書(案)	21	第11条の8						保険	受注者が加入するべき保険として、本契約書に明記されているものは第三者損害賠償保険のみですが、一方、要求水準書(第II編「運営・維持管理業務編」9頁)では、労働者災害保険も加入することとなっています。本契約書第4条の3の第1項にありますが解釈の優先順位に使い、貴組合の要求水準は第三者損害賠償保険のみと解釈してよろしいでしょうか。	第三者損害賠償保険及び労働者災害保険の加入を求めることとします。	
768										受注者が付保する各種保険について、補償範囲、免責金額、てんば限度額は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
769	運営維持管理業務委託契約	21	11条の9						法令等の変更	「本件工事に直接関係する法令変更」以外の法令変更により生じる追加費用とは、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。	現時点で具体的な法令に基づく具体的な費用を想定しているものではないですが、一般的には例えば、法人税及び消費税等に関するものがこれにあたるものと考えます。	
770	運営維持管理業務委託契約	22	11条の10	5					不可抗力	客観的にみて合理的であると評価されるものについては発注者として損害としてお認めいただき、受注者に対して賠償していただけるということよろしいでしょうか。	原案のとおりです。	
771	運営維持管理業務委託契約	23	11条の10						不可抗力	「不可抗力」には疾病、伝染病の流行等が要因となる場合も含まれると考えてよろしいでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状況での疾病、伝染病の流行等が要因となる場合も含まれます。	
772	運営維持管理業務委託契約	23	11条の11						不可抗力による負担	「不可抗力」には疾病、伝染病の流行等が要因となる場合も含まれると考えてよろしいでしょうか。	No.771の回答を参照願います。	
773	運営維持管理業務委託契約	23	11条の12						周辺住民対応	「受注者の事業提案内容の実施」に対する住民運動、訴訟、要望による計画遅延、条件変更、操業停止等により発生する費用とは、本施設設置自体の是非・本施設運営自体の是非に関わるものは除かれることよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
774	運営・維持管理業務委託契約書(案)	23	第11条	12					周辺住民対応	受注者は発注者が周辺住民等と結ぶ協定書を十分理解し、これを遵守するものとする。と記載がございますが、協定書の内容について運営費用に関わる内容についてはないと理解してよろしいでしょうか。	No.689の回答を参照ください。	
775										『合理的範囲』とは具体的にどのような範囲になるのか、ご教示願えますでしょうか。例えば、法令基準及び契約基準を満たしているにもかかわらず、施設・設備の補強をした場合は合理的範囲を超えていると理解してよろしいでしょうか。	運営費用に影響を及ぼさない範囲とします。	
776										発注者が住民等と締結した協定等の内容を遵守するために、当該協定の内容のうち受注者の事業実施に影響を与えるような部分に関しては、締結時に事前に協議させていただくことは可能でしょうか。仮に事前協議が難しい場合でも、事後に内容を開示いただくことは可能でしょうか。	No.689の回答を参照ください。	
777	運営・維持管理業務委託契約書(案)	23	第11条の10第5項						不可抗力	不可抗力が生じた場合の協議がまとまらない場合において、発注者が本契約を解除した場合には、発注者は逸失利益まで含めて受注者に生じた損害の全てを賠償していただけますでしょうか。	原案のとおりです。	
778	運営・維持管理業務委託契約書(案)	24	第12条の3						運営終了後の運営方法の検討	本事業の継続にかかる協議の開始時期については、入札説明書P7第3章8項に記載されている、事業終了後の協議開始が、エネルギー回収型廃棄物処理施設については、運営開始後16年目(令和22年4月以降、事業期間終了5年前)とありますが、その1年前の15年目より実施することの理解で宜しいでしょうか。	16年目から協議を開始することとさせていただきます。	
779			第3項	(5)						特別目的会社を設立しない場合は、運営期間中の財務諸表に相当するものがないため、提出は不要と理解してよろしいでしょうか。または、代替してどの様な資料を提供すればよろしいでしょうか。	各社の財務諸表及び各社の信用・財務状況等が分かるものを提出いただけます。	

No.	図書名	頁	項目						タイトル	質問・意見事項	回答
780	運営・維持管理業務委託契約書(案)	25	第14条第1項						発注者の解除権	受注者に帰責事由がないにもかかわらず発注者が一方的に契約を解除した場合は、逸失利益まで含めて受注者の損害を賠償していただけますでしょうか。	原案のとおりです。
781	運営・維持管理業務委託契約書(案)	25	第13条第2項						履行遅延による違約金等	発注者の遅延利息が支払い遅延防止法に基づき決定されること、および、近時の金融環境に鑑みると、受注者の違約金の遅延利息が年14.6%というのは、受注者にとって著しく過分であると考えます。遅延利息の利率については官民で公平な条件としていただけますでしょうか。	原案のとおりです。
782										履行遅延があった場合に違約金を請求することができるとありますが、運営・維持管理業務委託契約書には減額の条項がありますので、業務を完了することができないときは、この減額(モニタリング)のフローで処理していただく予定です。減額に加えて本条項により違約金を課すとすると二重にペナルティを課すことになると考えますので、当該違約金の条項は削除していただけますでしょうか。	原案のとおりです。
783	運営・維持管理業務委託契約書(案)	26	第15条第1項						契約が解除された場合の違約金	運営業務委託費の10分の1に相当する額を違約金として支払うものとされていますが、違約金の額が大きすぎて受注者の抱えるリスクが大きくなり、結果的に事業費増大の一因となります。つきましては、違約金の額は「年度当たりの運営業務委託費の10分の1」としていただけますでしょうか。	年度運営業務委託費の10分の1に相当する額を違約金とします。
784	運営・維持管理業務委託契約書(案)	26	第14条第2項						発注者の解除権	本項第8号と内容が重複しているように思われますので、当該条項は削除していただけますでしょうか。	原案のとおりです。
785	運営・維持管理業務委託契約書(案)	26	第15条						契約が解除された場合等の違約金	違約金は、運営業務委託費の10分の1(予定価格だと19億円)とありますが、運営業務委託費から運営業務委託費の支払い済みを控除した額の10分の1として頂けないでしょうか。	No.783の回答を参照願います。
786	運営・維持管理業務委託契約書(案)	28	第18条第3項						違約金と契約保証金	第15条は解除の根拠となる規定ではなく、本条は第14条又は第17条の規定により契約が解除された場合に適用される規定と理解してよろしいでしょうか。そのうえで、第14条第1項に基づく解除を発注者が一方的に行った場合においては、契約保証金が当然に発注者に帰属するとの条件は受注者にとって不合理と考えますので、本条項の適用対象外としていただけますでしょうか。	「第14条又は第17条の規定により契約が解除された場合(但し、発注者の責めに帰すべき事由により解除された場合を除く)」に修正いたします。
787	運営維持管理業務委託契約	28	21条						談合その他不正行為に係る賠償金の支払い	本条各号はいずれも本事業に関して生じた場合に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
788	運営・維持管理業務委託契約書(案)	30	第27条	2					著作権	受注者は、成果物のすべての著作権を発注者に無償譲渡するとの記載がございますが、本事業以前に既に著作権を保有し、他の自治体等に提出済みの著作物については、二次著作物としてご提出したのもあり、それら著作権を貴組合へ譲渡する他の自治体にご迷惑をおかけすることになります。よって、要求水準書(第1編 建設業務編)P44に記載のございます、実施設計図書と取扱を同じとし、著作権は著作者に帰属とするが、貴組合には利用権の付与と、著作権の譲渡や著作者人格権について、一定の制限を設けるものとしてください。	原案のとおりです。
789	運営・維持管理業務委託契約書(案)	30	第27条	第3項					著作権の利用等	受注者が貴組合へ提供した成果物には、受注者の競争力に関わる情報が含まれていることがあり、第三者へ公表、閲覧、開示、提供、譲渡等がなされた場合、受注者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあります。本事業にて受注者が貴組合へ提供・譲渡する成果物であっても、第三者への公表、閲覧、開示、提供、譲渡等を行う場合には、事前に受注者が確認する機会を設けていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
790	運営・維持管理業務委託契約書(案)	31	第30条	3	(6)				(秘密保持義務)	多くの第三者に開示可能となりうる条件となっており、第1項の秘密保持の意味が薄くなりかねません。他社に対して秘密情報が開示されてしまふ恐れがあり、第6号は削除していただけないでしょうか。	No.679の回答を参照願います。
791				第2項	(1)				秘密保持義務	本契約で公表、開示等することができると規定されている情報は秘密情報から除くため、本契約で受注者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないよう修正願います。	原案のとおりです。
792				第3項	(2)				秘密保持義務	尾張北部環境組合情報公開条例にある、3)ア公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、公開の対象から除く、と理解すれば宜しいですか。	原則として、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は普維持管理業務委託契約第30条第3項第2号による開示の対象とはなりません。が、例外的に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示の対象となります。また、第30条第3項第2号による開示の対象とならない場合であっても、同項の他の号に基づく開示の対象となる可能性はありますので、念のためご留意ください。
793				第3項	(5)、(6)				秘密保持義務	発注者の関係機関及び関係者に開示する場合、第三者に開示するとき、又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合であっても、当該開示対象者に対し(法令上の義務を負う者を除き)、本条と同等の守秘保持義務が課せられると理解してよろしいでしょうか。	原則としてはご理解のとおりですが、運営維持管理業務委託契約第30条第3項第2号による情報公開の場合等一定の場合には特段守秘義務は課されませんので、念のためご留意ください。
794	運営・維持管理業務委託契約書(案)	32	第31条の2						受注者による保証	「受注者は、(1)基本協定に基づく受注者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払い義務その他一切の債務、……の履行を、それぞれ受注者、建設事業者、運搬事業者及び資源化事業者と連帯して保証し、本契約締結と同時に別紙5に定める様式の保証書を提出する」とありますが、運営事業者が、運営事業者が全業務における発注者に対する一切の債務を連帯して保証することは、以下の点で問題であると考えます。 ①内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において規定される「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方に適合しない。 ②建設工事で代表企業の下請に位置付けられた土木建築工事・造成等工事について当事者では無い運営事業者が一切の債務を保証する(元請会社が別に存在するのにも、その下請会社の業務を保証する)ことは、適切な業務発注とはいえない。 ③焼却灰等運搬業務や焼却灰等資源化業務について当事者ではない運営事業者が一切の債務を保証することは、適切なリスク分担とはいえない。なお、焼却灰等運搬業務や焼却灰等資源化業務に関しては本契約書第5条の27にて、各業務の継続性について運営事業者の責任とされており事業の継続性は担保されている。 以上の観点から、本条項は削除していただきますようお願いいたします。	No.652の回答の方針に従い、現第31条の2は削除します。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目	タイトル	質問・意見事項	回答
795	運営・維持管理業務委託契約書(案)	33	別紙1	運営業務委託費の支払方法	運搬業務及び資源化業務に対する対価は、貴組合から運営業務委託料の一部として運営事業者へ支払われた上で、運営事業者から運搬事業者/資源化事業者に改めて支払われることとなっておりますが、運搬業務及び資源化業務に対する対価の支払は、貴組合から運搬事業者/資源化事業者へ直接お支払いいただくこととさせていただきます。 平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環産対発第16033010号)においては「市町村は受託業務を遂行するに足りる額の委託料を処理業者に支払わなければならない」と示されているため、運搬事業者/資源化事業者へ適切に対価を支払う義務は貴組合が負うべき義務であり、運営事業者が代行すべきものではないと考えます。	No.721の回答を参照願います。
796	運営・維持管理業務委託契約書(案) 別紙5	38		保証人	代表企業を保証人とすることよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
797	運営・維持管理業務委託契約書(案)		鏡		第1回入札説明書等に関する質問に対する回答No29において、SPCを設置しない場合で本施設の運営業務を複数企業で実施することをお認め頂いていますが、複数企業JVを構成し、貴組合と運営・維持管理業務委託契約を締結することは可能でしょうか。	可能です。
798	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)			全体	本契約書において、契約期間の定めがございませんが、契約期間は単年度の契約と理解してよろしいでしょうか。	令和7年4月から令和27年3月までの期間となります。
799					焼却灰等の資源化業務委託を行う事業者の中には、運営事業者並びに資源化事業者が支払を代行することができず、貴組合から灰の資源化施設がある自治体様に対して支払う条約が定める環境保全金が発生する資源化先がございます。それにつきましては、運営事業者並びに資源化企業が支払えるものではなく、本事業の契約書では取り扱うことのできない費用です。よって事業者はこれらの負担金を入札金額から差し引いて入札することが適切と考えます。貴組合におかれましては、入札予定価格と別途、環境保全金が発生することをご了承ください。	質問の内容については承知しました。なお、環境保全金の金額及び支払頻度等の条件は示してください。
800					本業務の遂行に必要なとなる保険種目・保険条件は、受注者の提案によるもの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
801	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	1	頭書	当事者	焼却灰等資源化業務委託契約書における「受注者」は、運営・維持管理業務委託契約書における「受注者」とは異なる、と理解してよろしいでしょうか。 また、入札説明書の焼却灰等資源化業務委託契約の定義によると、組合、運営事業者、焼却灰等資源化企業の三者契約が想定されているとのことですが、この契約書案は二者間の契約になっています。運営・維持管理業務委託契約書における「受注者」である「運営事業者」は、本契約においても様々な規定がされていますが、本契約の当事者にはならないと理解してよろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、本件ではSPCを設立するか否か等具体的な状況が確定していないため、現行案の内容を基本として状況に応じて三者間契約に修正するか否かを含めご相談させていただきます。
802	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	2	第2条	委託料の支払い	資源化業務に対する対価は、貴組合から運営業務委託料の一部として運営事業者へ支払われた上で、運営事業者から資源化事業者に改めて支払われることとなっておりますが、資源化業務に対する対価の支払は、貴組合から資源化事業者へ直接お支払いいただくこととさせていただきます。 平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環産対発第16033010号)においては「市町村は受託業務を遂行するに足りる額の委託料を処理業者に支払わなければならない」と示されているため、運搬事業者/資源化事業者へ適切に対価を支払う義務は貴組合が負うべき義務であり、運営事業者が代行すべきものではないと考えます。	本件ではSPCを設立するか否か等、具体的な状況が確定していないため、現行案の内容を基本として状況に応じて焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約を三者間契約に修正するか否かを含め、ご相談させていただきます。
803	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	3	第7条	付属契約	受注者(資源化事業者)が運営事業者との間で締結する「付属契約」について、契約書(案)をご提示願います。	No.802の回答を参照願います。
804					発注者は付属契約の当事者にはならない、と理解してよろしいでしょうか。その場合、発注者は付属契約に基づく権利・義務が認められないこととなりますが、実務上、また廃掃法等の適用法規上、問題ないと理解してよろしいでしょうか。	No.802の回答を参照願います。
805	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	3	第4条	別紙2	本契約書の契約期間についての質問に関連して、契約期間が20年間である場合、リスクヘッジのためにバックアップとして想定している企業については、別紙2において、資源化を行わない年度の計画処理量を“0”で提示することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
806					本契約書の契約期間についての質問に関連して、本契約が単年度契約である場合、リスクヘッジのためにバックアップとして想定している企業については、資源化を行わない年度は本契約を締結しない、との理解でよろしいでしょうか。	単年度契約は想定しておりません。
807					「計画処理量の変更があった場合、受注者は速やかにその旨を発注者及び運営事業者へ通知しなければならない」とありますが、その都度変更契約を行うとの理解でよろしいでしょうか。	都度の焼却灰等資源化業務委託契約変更契約の締結は不要であり、通知で足りるものとしています。
808	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	3	第7条	付属契約の締結	運営業務、運搬業務、資源化業務に関する契約形態につきましては、落札者決定後に貴組合と落札者との契約協議において、以下に記載の環境省通知に示された指針に合致する契約形態を改めて協議させていただくこととさせていただきます。 運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約書案第4条の4に基づき「焼却灰等資源化業務」を貴組合から受託した上で、本契約第7条に定める付属契約を資源化事業者との間で締結し、資源化業務の具体的な内容及び遂行方法を定めることとなります。資源化業務に係る貴組合、運営事業者及び資源化事業者の三者の間の委託関係は、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環産対発第16033010号)において「廃棄物処理法上の再委託に該当する」と示された委託関係に外形上該当するおそれがあると考えます。	No.802の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2 回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目	タイトル	質問・意見事項	回答	
809					運営業務、運搬業務、資源化業務に関する契約形態につきましては、落札者決定後に貴組合と落札者との契約協議において、上記環境省通知に示された指針に合致する契約形態を改めて協議させていただきとさせていただきますでしょうか。 本契約において資源化業務の委託者である貴組合と受託者である資源化事業者との間で本業務の具体的な内容及び遂行方法、対価の支払方法が示されず、運営事業者と資源化事業者との間の付属契約においてのみこれらが定められるという委託形態は、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」（環廃対発第16033010号）において「市町村は、令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、処理業者が令第3条各号に規定する基準に従った適正な処理を行うことを確保しなければならない」という指針と合致しないおそれがあると考えます。	No.802の回答を参照願います。	
810	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	3	第3条	本業務にかかる増加費用及び損害	本業務に関連して発生した貴組合及び受注者(資源化事業者)の増加費用及び損害の負担については運営・維持管理業務委託契約ではなく本契約において定めることとさせていただきますでしょうか。また当該費用及び損害の請求は、貴組合及び受注者(資源化事業者)との間で直接行うこととさせていただきますでしょうか。 資源化業務における貴組合と資源化事業者の委託関係を明確にするため、資源化業務に係る貴組合と資源化事業者の請求権は、運営業務に係る貴組合及び運営事業者の請求権と分離して規定されるべきものと考えます。 なお、資源化業務において貴組合に生じた損害のうち、運営業務に関する運営事業者の契約不適合(例えば、計画量を大幅に超過した焼却灰等の発生など)に起因する損害については、運営・維持管理業務委託契約の定めに従い、貴組合から運営事業者へ別途ご請求いただくものと理解しております。	No.802の回答を参照願います。	
811	焼却灰等資源化委託業務契約	4	8条	法令等変更	「本件工事に直接関係する法令変更」以外の法令変更により生じる追加費用とは、具体的にどのようなものを想定させていただきますでしょうか。	現時点で具体的な法令に基づく具体的な費用を想定しているものではないですが、一般的には例えば、法人税及び消費税等に関するものがこれにあたるものと解されています。	
812	資源化契約書(案)	5	第11条	契約保証金	江南市契約規則29条(3)及び犬山市契約規則(3)を適用し、保証金については免除との理解でよろしいでしょうか。	No.14の回答を参照願います。	
813	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	6	第12条 第1項	契約の終了	運営事業者が本契約の当事者にならず、また、発注者が付属契約の当事者にならないのであれば、受注者と運営事業者との間で締結される付属契約が当然に終了すると本契約でも効力が及ばないように思われますが、本項は付属契約において同旨の規定を定めることを前提にしていると理解してよろしいでしょうか。また、本契約書第16条に定められた付属契約の変更についても、同様の理解でよろしいでしょうか。	No.802の回答を参照願います。	
814	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)			全体	本契約書において、契約期間の定めがございませんが、契約期間は単年度の契約と理解してよろしいでしょうか。	単年度契約は想定しておりません。	
815					本業務の遂行に必要な保険種目・保険条件は、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
816	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	1	頭書	当事者	焼却灰等運搬業務委託契約書における「受注者」は、運営・維持管理業務委託契約書における「受注者」とは異なる、と理解してよろしいでしょうか。 また、入札説明書の焼却灰等運搬業務委託契約の定義によると、組合、運営事業者、焼却灰等運搬企業の三者契約が約定されていることですが、この契約書案は二者間の契約になっています。運営・維持管理業務委託契約書における「受注者」である「運営事業者」は、本契約においても様々な規定がされていますが、本契約の当事者にはならないと理解してよろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、本件ではSPCを設立するか否か等、具体的な状況が確定していないため、現行案の内容を基本として状況に応じて焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約を三者間契約に修正するか否かを含め、ご相談させていただければと存じます。	
817	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	2	第2条	委託料の支払い	焼却灰等運搬業務の委託料は、貴組合から焼却灰等運搬業務を担う企業に直接お支払いいただけないでしょうか。万が一、運営事業者が倒産等に陥った場合、焼却灰等運搬企業の債権が確保されていない状態に陥ることを懸念しています。環境省発行の平成28年3月30日付「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」においても、運営事業者が事務手続や取次ぎのみを行うとされており、債権確保への懸念が生じる可能性は抑制した方がよろしいかと存じます。 上記、ご理解を賜るようでしたら第3条以降に関連する条項・条文の見直しをお願いいたします。	本件ではSPCを設立するか否か等、具体的な状況が確定していないため、現行案の内容を基本として状況に応じて焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約を三者間契約に修正するか否かを含め、ご相談させていただければと存じます。	
818					運搬業務に対する対価は、貴組合から運営業務委託料の一部として運営事業者に支払われた上で、運営事業者から運搬事業者に改めて支払われることとなっておりますが、運搬業務に対する対価の支払は、貴組合から運搬事業者へ直接お支払いいただくこととさせていただきますでしょうか。 平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」（環廃対発第16033010号）においては「市町村は受託業務を遂行するに足りる額の委託料を処理業者に支払わなければならない」と示されているため、運搬事業者へ適切に対価を支払う義務は貴組合が負うべき義務であり、運営事業者が代行すべきものではないと考えます。	No.817の回答を参照願います。	
819	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	3	第3条	本業務にかかる増加費用及び損害	本業務に関連して発生した貴組合及び受注者(運搬事業者)の増加費用及び損害の負担については運営・維持管理業務委託契約ではなく本契約において定めることとさせていただきますでしょうか。また当該費用及び損害の請求は、貴組合及び受注者(運搬事業者)との間で直接行うこととさせていただきますでしょうか。 運搬業務における貴組合と運搬事業者の委託関係を明確にするため、運搬業務に係る貴組合と運搬事業者の請求権は、運営業務に係る貴組合及び運営事業者の請求権と分離して規定されるべきものと考えます。 なお、運搬業務において貴組合に生じた損害のうち、運営業務に関する運営事業者の契約不適合(例えば、計画量を大幅に超過した焼却灰等の発生など)に起因する損害については、運営・維持管理業務委託契約の定めに従い、貴組合から運営事業者へ別途ご請求いただくものと理解しております。	No.817の回答を参照願います。	
820	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	3	第4条	4	別紙2	本契約書の契約期間についての質問に関連して、契約期間が20年間である場合、リスクヘッジのためにバックアップとして想定している企業については、別紙2において、運搬を行わない年度の計画運搬量を“0”で提示することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
821					本契約書の契約期間についての質問に関連して、本契約が単年度契約である場合、リスクヘッジのためにバックアップとして想定している企業については、運搬を行わない年度は本契約を締結しない、との理解でよろしいでしょうか。	単年度契約は想定しておりません。	

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目	タイトル	質問・意見事項	回答
822					「計画処理量の変更があった場合、受注者は速やかにその旨を発注者及び運営事業者に通知しなければならない」とありますが、その都度変更契約は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
823	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	3	第7条	付属契約	受注者(運搬事業者)が運営事業者との間で締結する「付属契約」について、契約書(案)をご提示願います。	No.817の回答を参照願います。
824	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	3	第7条	付属契約の締結	運営業務、運搬業務、資源化業務に関する契約形態につきましては、落札者決定後に貴組合と落札者との契約協議において、以下に記載の環境省通知に示された指針に合致する契約形態を改めて協議させていただきたくとさせていただきますでしょうか。 運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約書案第4条の4に基づき「焼却灰等運搬業務」を貴組合から受託した上で、本契約第7条に定める付属契約を運搬事業者との間で締結し、運搬業務の具体的な内容及び遂行方法を定めることとなります。運搬業務に係る貴組合、運営事業者及び運搬事業者の三者の間の委託関係は、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環境対発第16033010号)において「廃棄物処理法上の再委託に該当する」と示された委託関係に外形上該当するおそれがあると考えます。	No.817の回答を参照願います。
825					運営業務、運搬業務、資源化業務に関する契約形態につきましては、落札者決定後に貴組合と落札者との契約協議において、以下に記載の環境省通知に示された指針に合致する契約形態を改めて協議させていただきたくとさせていただきますでしょうか。 本契約において運搬業務の委託者である貴組合と受託者である運搬事業者との間で本業務の具体的な内容及び遂行方法、対価の支払方法が示されず、運営事業者と運搬事業者との間の付属契約においてのみこれらが定められるという委託形態は、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環境対発第16033010号)において「市町村は、令第4条各号に規定する基準(以下「委託基準」という。)に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、処理業者が令第3条各号に規定する基準に従った適正な処理を行うことを確保しなければならない」という指針と合致しないおそれがあると考えます。	No.817の回答を参照願います。
826	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	4	第7条	付属契約の締結	発注者は付属契約の当事者にはならない、と理解してよろしいでしょうか。その場合、発注者は付属契約に基づく権利・義務が認められないこととなりますが、実務上、また廃掃法等の適用法規上、問題ない理解してよろしいでしょうか。	No.817の回答を参照願います。
827	焼却灰等運搬業務委託契約	4	8条	法令等変更	「本件工事に直接関係する法令変更」以外の法令変更により生じる追加費用とは、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。	現時点で具体的な法令に基づく具体的な費用を想定しているものではないですが、一般的には例えば、法人税及び消費税等に関するものがこれにあたるものと考えます。
828	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	6	第12条第1項	契約の終了	運営事業者が本契約の当事者にならず、また、発注者が付属契約の当事者にならないのであれば、受注者と運営事業者との間で締結される付属契約が当然に終了すると本契約でも効力が及ばないように思われますが、本項は付属契約において同旨の規定を定めることを前提にしているかと理解してよろしいでしょうか。また、本契約書第16条に定められた付属契約の変更についても、同様の理解でよろしいでしょうか。	No.817の回答を参照願います。
829	様式6-5		要件7	運転管理業務経験	1系列あたり90日間以上の連続運転実績については、施設設置者(自治体関係者)が連続運転実績について証した任意の書類でもよろしいでしょうか。	可とします。
830					現場総括責任者として経験を有する技術者であることを証明する書類については、現場総括責任者の氏名が記載された業務体制図の写しを提出することでよろしいでしょうか。	可とします。
831					令和2年5月29日公表の第1回入札説明書等に関する質問に対する回答No.35にて必要な資格者については、配置予定者の資格証の写しを提出とありました。本事業では構成2市2町の住民を対象とした雇用に配慮する必要もあり、人材確保や資格次第で取得に時間を要する場合は想定されることから、提出する資格証の写しは廃棄物処理施設技術管理者のみとして頂けないでしょうか。	廃棄物処理施設技術管理者、ボイラー・タービン主任技術者は必須としてください。
832	様式9	3		運営業務委託費	運営変動費Ⅱについて運営変動費Ⅱのみの収支表が設定されていませんが、問題ないでしょうか。	運営変動費Ⅱが様式から漏れていましたので、新しい様式をご確認ください。
833	様式9	6	2	運営固定費Ⅰ(その他経費)	特別目的会社を設立する場合、様式9-5の運営費は、様式9-6-2運営固定費Ⅰ(その他経費)にリンクして記載することでよろしいでしょうか。	リンクさせてください。
834					保険については何を対象とした保険が分かるように記載せずよろしいでしょうか。	分かるように記載してください。
835	様式9	9	1	運営変動費Ⅰ(エネルギー回収型廃棄物処理施設)	欄外の「69311」は消去してよろしいでしょうか。	削除願います。
836	様式9	10	1	事業収支表(損益計算書)	表の右上に単位表記をお願いします。	様式9-10-1の単位は「千円」とします。
837					印刷範囲外に記載されています注意事項を印刷範囲内に表示してよろしいでしょうか。	可とします。
838	様式9	10	2	事業収支表(キャッシュフロー計算書)	印刷範囲外に記載されています注意事項を印刷範囲内に表示してよろしいでしょうか。	可とします。
839	様式9		3~10-2		様式9-3から9-10-2のうち、表示が千円単位のものについては、表示された数値の合算と合計欄が表示上一致しない場合が考えられますが、一円単位で一致していれば可と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
840	様式【様式9】事業計画様式9-1			事業費	様式9-1に、※1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。(したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第1位を四捨五入すること。とありますが、様式9-3、様式9-8-1、様式9-8-2、様式9-10-1、様式9-10-2も同じ要領にて記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
841	様式【様式9】事業計画様式9-2-1			ごみ処理施設建設工事概算内訳書(エネルギー回収型廃棄物処理施設)	各年度における出来高予定額については制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
842	様式【様式9】事業計画様式9-3						添付資料 ・様式9-3添付資料に記載する企業名、数量、提案単価と実際に締結する焼却灰等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約に以下の点をご示願いたします。 ①焼却灰等の運搬、資源化等は複数社で実施する場合、様式9-3添付資料中に各社に割当てる数量や各社の単価を記載するものと理解しています。その場合、1企業毎に焼却灰等運搬業務委託(または焼却灰等資源化業務委託契約)を結ぶと理解してよろしいでしょうか。また、現時点で具体的な数量を割り当てるのが困難な企業(例えばバックアップの候補となる企業など)については、本添付資料に記載せず、提案書の本文中に企業名を記載すれば、契約可能となると理解してよろしいでしょうか。 ② ①の理解の場合、様式9-3添付資料にて各社に割り当てた数量が実際の業務の中で変動することは可能と理解してよろしいでしょうか。	添付資料に関しては、①、②ともご理解のとおりです。なお、様式9-3に記載される数値(変動費に関する単価)は変更できないので、ご注意ください。	
843	様式9-6-1 運営固定費Ⅰ(人件費)						日勤者 「受入責任者、受付計量員、プラントホーム監視員」とありますが、本項目は誤記という理解でよろしいでしょうか。	組合業務範囲への協力を運営事業者の業務範囲としていることから設けたものであり、兼務等で協力が可能な場合は入力の必要はございません。	
844	様式【様式9】事業計画様式9						丸め誤差 ※1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。(したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第1位を四捨五入すること。)とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと(丸め誤差)はお認めいただけるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
845	様式9-8-1						運営固定費Ⅲ(エネルギー回収型廃棄物処理施設 点検補修費) 「※大規模修繕は除くこと。」の意図するところをご教授ください。本事業期間20年から事業を延長する際に必要な大規模修繕の費用は見込まないと理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
846	様式9-10-1						事業収支表(損益計算書) SPCを設立しない場合、運営事業者が本事業で想定される事業収支でよろしいでしょうか。運営事業者は本事業だけでは他事業も含めた事業収支で法人税が課される等で、想定部分が生じます。	ご理解のとおりです。	
847	様式【様式9】事業計画様式9-10-1様式9-10-2						事業収支表 SPCを設立しない場合は該当箇所がないものと考えますので、当該様式は提出不要と理解してよろしいでしょうか。	本事業に係る部分のみで計上願います。	
848	様式9-10-2						事業収支表(キャッシュフロー計算書) SPCを設立しない場合、運営事業者が本事業で想定される事業収支でよろしいでしょうか。運営事業者は本事業だけでは他事業も含めた事業収支で法人税が課される等で、想定部分が生じます。	ご理解のとおりです。	
849	様式10-3-1 技術提案書様式	5	3.	(3)	1)		作業員の安全性 落札者決定基準7頁表1③に「施設の維持管理と点検補修を行う作業員」とありますが、対象とする作業員は組合職員様および運営事業者職員の全作業員を対象とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
850	様式10-3-1 技術提案書様式	5	3.	(3)	2)		作業員の安全性 「プラントそのものの安全性に関し」とありますが、その内容は(2)の「プラントそのものに対する安全性」として記載することとし、(3)では(3)1)の「作業員への安全対策」のみについて記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
851	様式10-4 技術提案書様式	7	4.	(2)			環境保全 次項として(3)景観」とありますが、落札者決定基準8頁表1④の評価内容の記載順に倣い(2)景観、(3)環境保全」としてよろしいでしょうか。	様式10-4のとおりとしてください。	
852	【様式10】技術提案書様式		10-10-1	(2)			余热利用:エネルギー回収率 「基準ごみ時における年間発電電力量を記載すること」とありますが、様式10-10-2の注記事項「施設の運転計画を考慮して算出すること。なお、ごみの焼却量は年間51,626tの場合で算定すること」と同様の条件にて算定するとの解釈でよろしいでしょうか。また、不燃残さをごみピットへ搬送した場合その増加量を加味して算出するとの理解でよろしいでしょうか。	不燃残さをごみピットへ搬送した場合は、不燃残量を加味した量とし、処理量が分かるようにしてください。	
853	様式10-10-2 技術提案書様式	15	10-2.	(1)			温室効果ガス排出量 別添資料は本様式直後に合冊で綴じ込むという添付方法でよろしいでしょうか。	別添資料は別冊として下さい。	
854	【様式10】技術提案書様式		10-10-2	(1)			余热利用:温暖化対策 「年間51,626tを処理した場合の温室効果ガス排出量を示すこと」とありますが、基準ごみ時の排出量を示すこととよろしいでしょうか。また、不燃残さをごみピットへ搬送した場合その増加量を加味して算出するとの解釈でよろしいでしょうか。	No.852の回答を参照ください。	
855	【様式10】技術提案書様式		10-10-2	(1)			余热利用:温暖化対策 温室効果ガス排出量の算定方法は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.4)(令和元年7月)によるとの解釈でよろしいでしょうか。また、電気事業者の排出係数は、いずれの値を使用すればよろしいでしょうか。	温室効果ガス排出量の算定方法は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.6)(令和2年6月)としてください。電気事業者別の排出係数は、令和2年1月7日環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別のCO ₂ 排出係数(平成30年度実績)」を使用してください。	
856	様式【様式10】技術提案書様式10-9		全体				地元貢献 地元貢献に関する提案において地元企業から取得した関心表明書を添付する場合がございますが、本事業においては新型コロナウイルス感染拡大の影響により関心表明書取得のための活動が制限される場合がございます。地元貢献に関する評価基準について貴組合の見解をお示し頂けますでしょうか。(地元発注金額および採用予定企業一覧表の提示とするなど)	関心表明の取得を絶対条件とはしませんが、確実性が高い提案については、より高く評価される可能性があります。	
857			(1)				本項で示されている地元企業とは、契約権を持ちかつ契約書に記載する契約者の住所が構成2市2町内とし、実質的な業務実態が存在することを条件(本社がある)と考えてよろしいでしょうか。	基本的にご理解の通りですが、本社に限るものではありません。	
858			(1)				工事の発注において、代表企業等から地元企業A社へ発注、A社より地元企業C社へ発注する予定の場合、C社の受注金額はA社の受注金額に含まれるので、A社の受注金額から、C社の受注金額を除いて、発注予定額を計上しなぞという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
859			(1)				工事の発注において、代表企業等から地元企業A社へ発注、A社より地元企業B社へ発注する予定の場合、B社の受注金額はA社受注金額に含まれるので、A社の受注金額のみを発注予定額として計上できるものとし、B社の受注予定額を二重で計上することはできないと理解してよろしいでしょうか。また各種資材の調達や業務の委託等、全ての範囲に関し、同様に二重の計上は出来ないかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
860			(1)				地元企業B社を含む甲型JV(例、地元外A社:地元B社=8:2)に工事発注し、更に当該JVから工事等を地元企業C社に下請発注した場合、二重計上となるので、カウントしないとの理解でよろしいでしょうか。	二重計上とならない提案としてください。なお、地元企業の活用については、二重計上を除き全ての地元企業への発注額や件数を評価することとしています。ただし、JVにつきましては、第1回質問回答No.49,53,63等を参照してください。	
861			(1)				地元企業B社を含む甲型JVに工事発注した場合、JV受注額のうち地元B社の出資比率が地域経済への貢献額の対象となると考えてよろしいでしょうか。	地元企業への発注額や発注件数については、No.860の回答を参照ください。なお、JVへの工事発注につきましては、第1回質問回答No.49,53,63等を参照してください。	
862			(1)				地元企業への発注予定額を算出する上で、地元企業に定義される本社が、入札公告時点(令和2年5月7日現在)に所在していることを条件とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
863			(1)							販売行為ではなく、中間流通業者の商社行為は、地元経済への貢献額として認められないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
864			(1)							物品・資材等について発注階層にかかわらず発注先として地元企業に発注した場合であって、最終的な発注先が地元企業の場合には、二重計上しないことを前提として、地元企業受注額が地域経済への貢献額と考えてよろしいでしょうか。	階層制限はありませんが、実行したことが確認できることが必要です。	
865			(1)							本項目における地元企業への発注予定額については、二重計上はしない前提で、発注階層の階層制限(三～四次下請けまで等)はありますか。	階層制限はありませんが、実行したことが確認できることが必要です。	
866			(2)							地域人材との定義は構成2市2町内に住民票を有し、在住している者と理解してよろしいでしょうか。また、住民票は取得後一定期間以上経過していること等の条件はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
867			(2)							技術提案書の中で、地域人材を積極的に採用することが求められている一方で、設計・建設業務に関する要求水準書P22の3. 運転管理の3)で「運転は可能な限り最小の人員でできるよう設計することあります」。よって、新施設で新規に採用する職員は地域人材を積極的に活用することとし、また設計上は最小限の人数で運転できるよう設計することとします。その場合、評価においては、地域人材の採用人数の絶対数ではなく、採用者の地域雇用率の高さを評価していただけるのと理解してよろしいでしょうか。	具体的な評価の基準は公表しませんが、地域雇用率の高さは評価対象になります。	
868			(3)							その他地域への貢献に関する優れた提案(自治会活動、地域清掃、地域文化活動などへの寄与)とありますが、これらはあくまで、一例であり、提案内容は事業者に委ねられると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
869	様式【様式10】技術提案書様式10								技術提案書様式	様式10-3-2や様式10-10-2では添付資料のご指定がありますが、それ以外の様式については不要と考えてよろしいでしょうか。仮に参考資料を添付した場合でも当該添付資料は評価の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
870	様式11								入札書	入札書には、入札金額の内訳として【建設業務】と【運営業務】の2業務の金額記載が示されておりますが、入札書提出時に入札書とは別に建設と運営それぞれの内訳書の提出は、不要と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	入札書に関しては、金額のみで結構です。ただし、様式9の提出は必要となります。	
871										工事・運営費内訳書が必要な場合、書式は各事業者の任意で作成の上、提出すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	No.870の回答を参照願います。	